

令和8年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会

～参考資料一覧～

1. 第4期教育振興基本計画リーフレットについて	1
2. 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要 9	
3. 第6次学校図書館図書整備等5か年計画について	13
4. 司書教諭・社会教育人材の養成について	19
5. 独立行政法人国立青少年教育振興機構の取組について	37
6. 目の健康に関する啓発資料・脊柱側弯症に関する啓発資料 41	
7. 外国人児童生徒等に対する日本語指導について	42
8. 在外教育施設派遣教員制度について	64
9. 生命（いのち）の安全教育	85
10. 道徳教育アーカイブについて	88
11. 「今、求められる力を高める総合的な学習（探究）の 時間の展開」（指導手引き）について	89
12. 「初等教育資料」について	91
13. 「中等教育資料」について	93
14. 放射線副読本について	95
15. 主権者教育に関する副教材等について	96
16. 外国語教育の改善等について	98
17. 「薬害」を学ぶための教育の充実について	101
18. B型肝炎に関する教育について	102
19. 学校における働き方改革について	103
20. 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に 対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）	105
21. 手話施策推進法の成立を受けて	117
22. 高等専修学校・専門学校について	119
23. 部活動の地域展開等について	121
24. 教職課程において「性的指向及ジェンダーアイデンティティ」に 関する内容を取り扱う各大学の例	128



持続可能な
社会の創り手の
育成

第4期

令和5年度～令和9年度

教育振興 基本計画

令和5年6月16日 閣議決定



日本社会に根差した
ウェルビーイングの
向上



文部科学省

めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること
そして社会全体のウェルビーイングの向上を目指し、
様々な関係者との対話を重ね、教育の羅針盤となる計画を作りました。

“教育振興基本計画”とは？

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画です。
- 今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めています。

教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期計画を策定。
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされています。

教育の不易と流行、羅針盤

教育の不易と流行

- 教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現を目指すことは、これからの時代においても変わることのない、教育の「不易」。
- 「不易」としての普遍的な使命を実現するためにも、社会や時代の「流行」を取り入れることが必要。

将来の予測が困難な時代の教育の羅針盤

- 2040年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営み。計画は、将来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指し示す教育の羅針盤となるもの。

社会の現状と変化

将来の予測が
困難な、
VUCA※の
時代



少子化、
人口減少、
高齢化



地球規模
課題



低い労働生産性、
学ばない社会人



国や社会に
対する
意識の低下



等

※ 「Volatility:変動性」、「Uncertainty:不確実性」、「Complexity:複雑性」、「Ambiguity:曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語

ポイント解説動画はこちらからチェック！



2つのコンセプト

持続可能な社会の 創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

ウェルビーイングとは

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上



日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められます。

個人が獲得・達成する
能力や状態に基づく
ウェルビーイング
(獲得的要素)

- ・自己肯定感
- ・自己実現 など

人とのつながり・関係性に
基づくウェルビーイング
(協調的要素)

- ・利他性
- ・協働性
- ・社会貢献意識 など

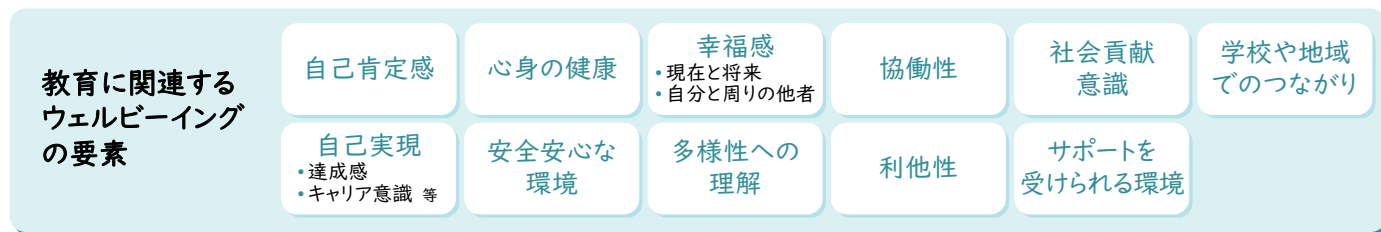
両者を調和ある形で一体的に
向上させていくことが重要



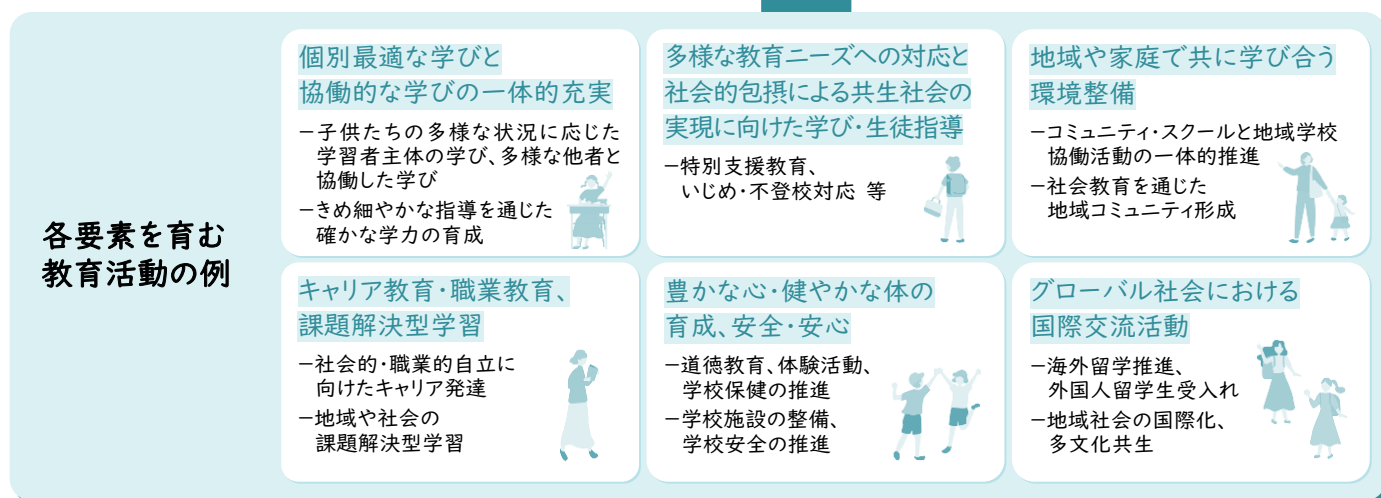
教育とウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成



教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

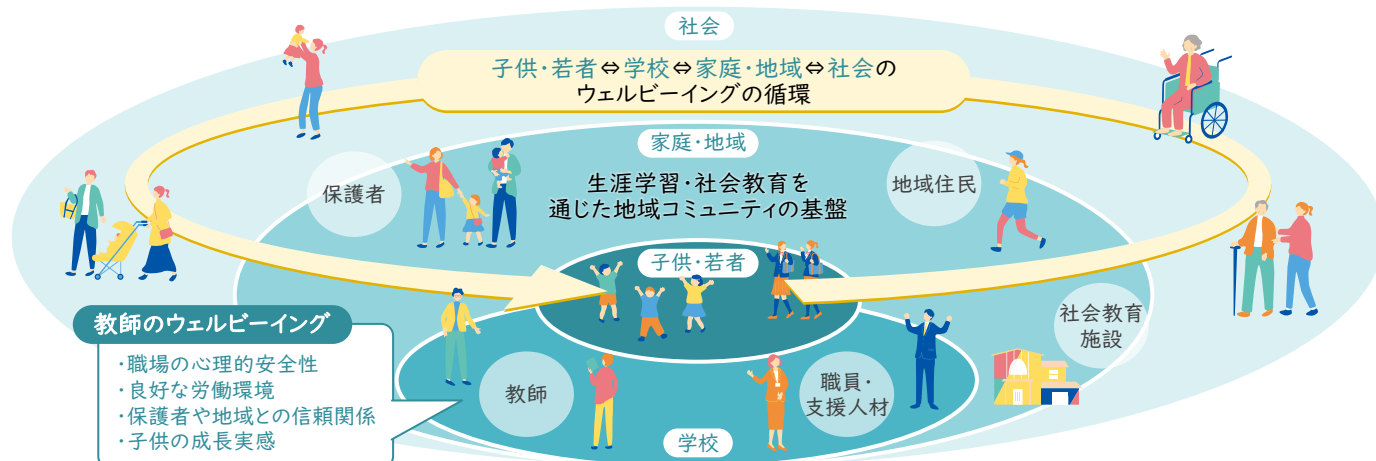


主観的認識のエビデンス把握

教師のウェルビーイング、 学校・地域・社会のウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められます。



ウェルビーイング解説動画はこちらからチェック！



5つの基本的な方針



16の目標と基本施策、指標

基本施策、指標については主なものを記載しています。

目標 1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

基本施策

- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- ・ キャリア教育・職業教育の充実
- ・ 学修者本位の教育の推進

指標

- ・ 「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加
- ・ 大学と企業等と連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBLの実施）を行う大学の割合の増加【新規】

目標 2 豊かな心の育成

基本施策

- ・ いじめ等への対応、人権教育の推進
- ・ 体験活動・交流活動の充実

指標

- ・ 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
- ・ 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加【新規】
- ・ 友達関係に満足している児童生徒の割合の増加【新規】

目標 3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

基本施策

- ・ 学校保健、学校給食・食育の充実
- ・ 生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

指標

- ・ 毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加
- ・ 1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童生徒の割合の減少【新規】

目標 4 グローバル社会における人材育成

基本施策

- ・ 日本人学生・生徒の海外留学の推進
- ・ 外国語教育の充実
- ・ 高等学校・高等専門学校・大学等の国際化

指標

- ・ 英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加
- ・ 日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数38万人を目指していくとともに、卒業後の国内就職先（国内進学者を除く）6割を目指す【新規】

イノベーションを担う人材育成



基本施策

- 探究・STEAM教育の充実
- 理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進
- 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

指標

- 自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加【新規】
- 全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加【新規】

主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成



基本施策

- 子供の意見表明
- 主権者教育の推進

指標

- 地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加【新規】
- 学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加

多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂



基本施策

- 特別支援教育の推進
- 不登校児童生徒への支援の推進
- 海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

指標

- 小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
- 学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少
- 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加【新規】

生涯学び、活躍できる環境整備



基本施策

- 大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
- 働きながら学べる環境整備
- リカレント教育の成果の適切な評価・活用

指標

- この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加【新規】

学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上



基本施策

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 家庭教育支援の充実
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

指標

- コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加【新規】
- 地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加【新規】
- 子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加【新規】

地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進



基本施策

- 社会教育施設の機能強化
- 社会教育人材の養成・活躍機会拡充
- 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

指標

- これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上、②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- 社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加【新規】

教育DXの推進・デジタル人材の育成



基本施策

- ・ 1人1台端末の活用
- ・ 校務DXの推進
- ・ 児童生徒の情報活用能力の育成
- ・ デジタル人材育成の推進（高等教育）

指標

- ・ 児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面でのICT機器の活用頻度の増加【新規】
- ・ ICTを活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加【新規】
- ・ 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数の増加【新規】

指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化



基本施策

- ・ 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
- ・ ICT環境の充実
- ・ 教師の養成・採用・研修の一体的改革
- ・ 教育研究の質向上に向けた基盤の確立

指標

- ・ 教師の在校等時間の短縮【新規】
- ・ 1人1台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加【新規】
- ・ 大学間連携に取り組む大学数の増加

経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保



基本施策

- ・ 教育費負担の軽減に向けた経済的支援
- ・ へき地や過疎地域等における学びの支援

指標

- ・ 全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善
- ・ 1年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少
- ・ 全学生数等に占める1年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少
- ・ 高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数の増加【新規】

NPO・企業・地域団体等との連携・協働



基本施策

- ・ NPOとの連携
- ・ 関係省庁との連携
- ・ 企業等との連携

指標

- ・ 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加【新規】
- ・ 職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加【新規】

安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保



基本施策

- ・ 学校施設の整備
- ・ 学校安全の推進
- ・ 私立学校の教育研究基盤の整備

指標

- ・ 老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上【新規】
- ・ 教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率の向上
- ・ 私立学校の耐震化の推進（早期の耐震化完了）
- ・ 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少

各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ



基本施策

- ・ 各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話

指標

- ・ 国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善【新規】



今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

● 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成

● 教育投資の在り方

- ・「未来への投資」としての教育投資の意義
- ・教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
- ・各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
- ・国民の理解醸成及び寄附等の促進



策定および計画実行に当たっての留意事項

策定に向けたプロセス

- 構造的、立体的な計画づくり
- 教育段階の横断性、連続性
⇒ 幼児教育、初等中等教育、高等教育、生涯学習・社会教育に共通する課題を捉える視点
- 子供・若者を含む、様々な関係者との対話
⇒ 一体となって教育を振興する共通意識の醸成

計画実行プロセス

- 政策の評価、分析、見直し
⇒ 定量調査・定性調査等を総合的に判断し多角的な分析の実施。また、政策や指標については柔軟に見直しを行うことが重要。
- 計画のフォローアップに際し引き続きの対話の実施
⇒ 実効性のあるPDCAサイクルの確立、当事者の参加促進、計画の実効性確保

本リーフレットを手にとってくださった方へ

- 中面には、第4期教育振興基本計画の「基本的な方針」「目標」「基本施策」「指標」が一覧できるようになっています。
- 各地方公共団体における教育の振興のための施策に関する計画の策定や見直しに、ぜひ活用してください。
- また、学校その他の教育機関においても活用いただけますので、各所での教育政策の遂行の参考としてください。
- 本リーフレットが、教育に携わるすべての人にとって、日本の教育の大きな方向性を示す「羅針盤」になりましたら幸いです。

教育振興基本計画本文は
こちらから御覧いただけます。
ポイント解説動画も掲載しています。
ぜひアクセスください！

講演依頼も
こちらまで！

担当 文部科学省総合教育政策局政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2



第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

子どもの読書活動に関する取組の現状

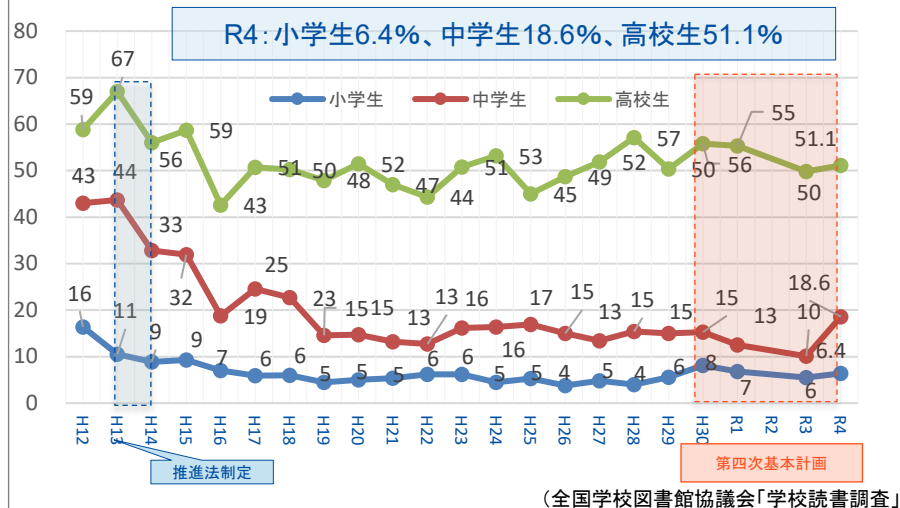
- 増加している点 : 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点 : 図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

子どもの読書活動の現状

不読率の現状

目標 : R4年度末までに不読率: 小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下
※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状 : 不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない



新型コロナウイルスの感染拡大

- 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性
- 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇
※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加
(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

読書量・読解力の現状

- 1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い
(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)
(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)
- 日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)
※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い
(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、**読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられる**よう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

- 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める
- 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める（推進法第9条）
- ※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市町村	市町村推進計画策定率の数値目標（令和4年度末までに、市100%、町村70%以上）を達成（令和3年度：市：93.9%、町村：74.4%） 目標：市：100% 町村：80%以上
-----	--

都道府県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、**実態把握・分析**
- **地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有**

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
 - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリーコンソーシアムの推進等
 - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
 - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
 - ・司書等の講習・研修等の見直し
 - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
 - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

Ⅲ 地域(図書館)

○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
- ・多言語・やさしい日本語による利用案内
- ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
- ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
- ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)

子どもの視点

- ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
- ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備
(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり)

○図書館の設置・運営及び資料の充実

- ・図書館資料の計画的整備
- ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
- ・「望ましい基準」の見直しの検討

○司書等の配置の促進

Ⅳ 学校等

○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備
- ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
- ・図書館、ボランティア等との連携
(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
- ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
- ・学校図書館図書情報のデータベース化

子どもの視点

- ・子どもの意見聴取の機会の確保
- ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画

○学校図書館資料の計画的整備

- ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
- ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討

○司書教諭、学校司書の配置の促進

Ⅴ 民間団体

○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

- ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
- ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
- ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)

○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

子どもたちのために、 読書環境の整備を進めましょう

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料 (令和4年度～令和8年度)



—学校図書館の整備充実をお願いします—

学校図書館の現状 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」より

小学校 66.4% → **71.2%**
中学校 55.3% → **61.1%**

※学校図書館図書標準達成校の割合 平成27年→令和元年

学校図書館図書標準達成校の割合は増加していますが、**刊行後時間の経過とともに最新の情報を記載していない古い図書が保有されている状況**です。また、選定基準・廃棄基準の策定率は半数程度にとどまっており、**計画的な整備が進展していない要因**となっています。

図書整備



小学校 41.1% → **56.9%**
中学校 37.7% → **56.8%**
高等学校 91.0% → **95.1%**

※新聞配備校の割合 平成27年→令和元年

新聞配備校は大幅に増加しており、各学校で新聞を活用した学習を行うための環境が改善されています。
・小学校:平均1.3紙→**平均1.6紙**
・中学校:平均1.7紙→**平均2.7紙**
・高等学校:平均2.8紙→**平均3.5紙**

新聞配備



小学校 58.8% → **69.1%**
中学校 57.1% → **65.9%**

※学校司書配置校の割合 平成28年→令和2年

平成26年6月の学校図書館法改正により、**学校には学校司書を置くよう努めるものと**されました。厳しい財政状況の中でも**学校司書を配置する学校は増加**しており、その必要性が強く認識されています。

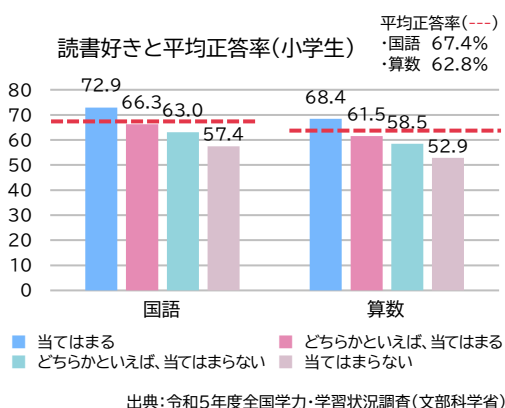
学校司書配置



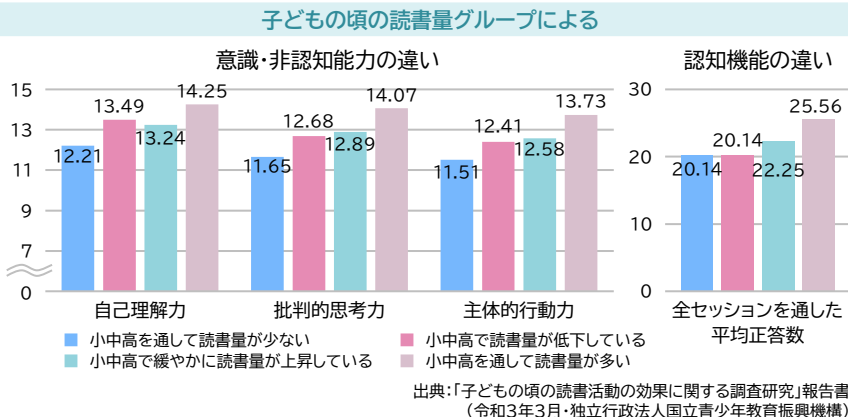
令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」公表結果 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410430_00001.htm

読書・学校図書館整備に関する調査結果

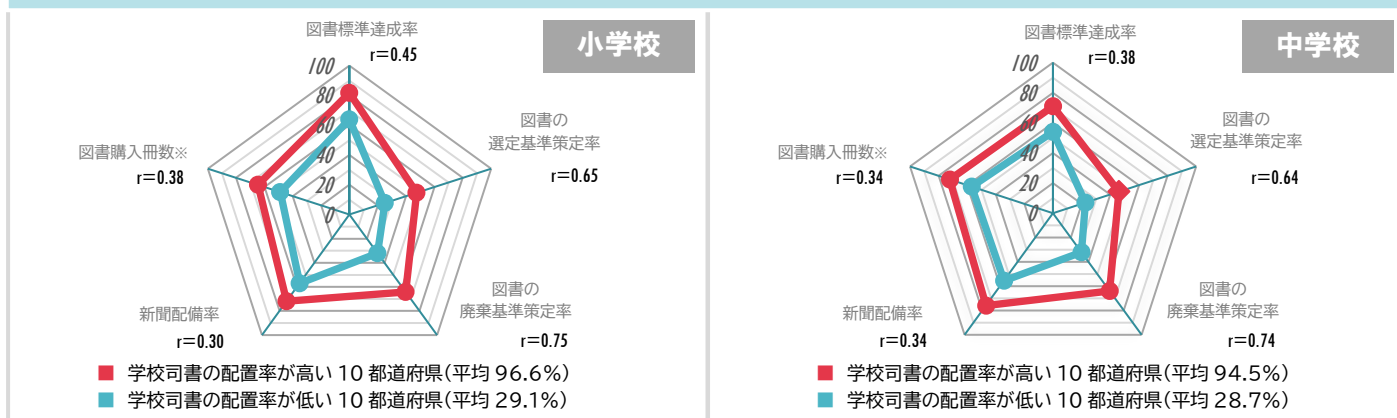
読書好きは、平均正答率が高い傾向が見られる。



子ども(小学校高学年～高等学校)の頃の読書量が多い人は、意識・非認知能力や認知機能が高い傾向にある。



学校司書の配置率が高い都道府県は、図書標準達成率、新聞配備率等が高く、図書購入冊数も多い傾向にある。



【相関係数=r】 $0.2 < r \leq 0.7$:相関あり、 $0.7 < r \leq 1.0$:強い相関あり
※図書購入冊数:1校あたりの購入冊数が最も多い都道府県(小学校469冊・中学校535.6冊)を100%とした割合

学校図書館図書整備等 5 年計画の内容 令和 4 年度→令和 8 年度

！ 令和 4 年度からの 5 年間で、全ての小中学校等において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備および学校司書の配置拡充を図ります。

単年度総額 **480** 億円 / 5 か年総額 **2,400** 億円

各学校における**学校図書館図書標準※**達成を目指すための**新たな図書の整備**に加え、児童生徒が正しい情報に触れる環境整備等の観点から、図書の廃棄・更新を進めるための**選定基準・廃棄基準**を策定し、**古くなった本を新しく買い替えることを促進**します。

単年度 **199** 億円 / 総額 **995** 億円

(不足冊数分)

単年度 **39** 億円 / 総額 **195** 億円

(更新冊数分)

単年度 **160** 億円 / 総額 **800** 億円

本計画の目標

学校図書館図書標準 **100%** 達成
計画的な**図書の更新**を実施

学校図書館図書の整備



選挙権年齢の 18 歳以上への引下げや、成年年齢の 18 歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることの重要性に鑑み、発達段階に応じた**学校図書館への新聞の複数紙配備**を図ります。

単年度 **38** 億円 / 総額 **190** 億円

本計画の目標

小学校等 **2 紙**、中学校等 **3 紙**、高等学校等 **5 紙**

学校図書館への新聞配備



学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、**専門的な知識・技能を持った学校司書のさらなる配置拡充**を図ります。

単年度 **243** 億円 / 総額 **1,215** 億円

本計画の目標

小・中学校等のおおむね **1.3 校** に 1 名配置
(将来的には 1 校に 1 人の配置を目指す)

学校司書の配置



※学校図書館図書標準 文部科学省の定める、学校規模(学級数)に応じた蔵書の整備目標。
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm

地方財政措置を活用して読書環境の整備を進めましょう

図書

- SDGsなど、**近年話題になっているテーマの図書**も集め、児童が**学習しやすい環境づくり**をしています。(奈良県生駒市立桜ヶ丘小学校)
- **図書と端末**を活用したハイブリッド型の図書館活用授業を展開しています。(京都府京都市立北野中学校)
- 「五感で楽しむ」絵本や、大型絵本、しかけ絵本、音が出る絵本など、**多様な図書**を所蔵しています。(三重県立城山特別支援学校)



図書と端末を活用した学習の様子
(京都市立北野中学校)



新聞を用いた調べ学習の様子
(福井県立金津高等学校)

新聞

- 全校生徒が**新聞記事を読み比べる取組**を続けたことで、小論文や調べ学習に新聞を活用する生徒が増えました。(福井県立金津高等学校)
- **教育委員会事務局が各新聞社と直接契約**を結び、全校分の新聞を一括調達したため、契約手続きや購読料支払いといった**学校の事務負担が解消**されました。(東京都葛飾区)



学校司書

- 担任と協働して、児童の読書量や読書への関心をつかみ、**継続的な読書指導**を行っています。(岐阜県岐阜市立西郷小学校)
- **授業に学校司書も参加**し、情報収集等の支援をしています。学校司書と、司書教諭、各教科等の教諭がつながり、**積極的に教材研究の支援**を行っています。(鳥取県江府町立奥大山江府学園)
- 学校司書が企画・運営し、国語科とタイアップして、**全校生徒参加型のビブリオバトル大会を開催**しました。優勝者には県立図書館主催の県大会への出場権が与えられ、**意識の向上**が図られています。(山梨県富士河口湖町立河口湖北中学校)



学校司書による4月の図書館開き
(岐阜市立西郷小学校)

- ! **学校図書館の整備状況にあつては、都道府県により格差が見られる状況です。**
- ! **上記の取組も参考に環境整備を進めましょう。**

適切な予算措置のお願い

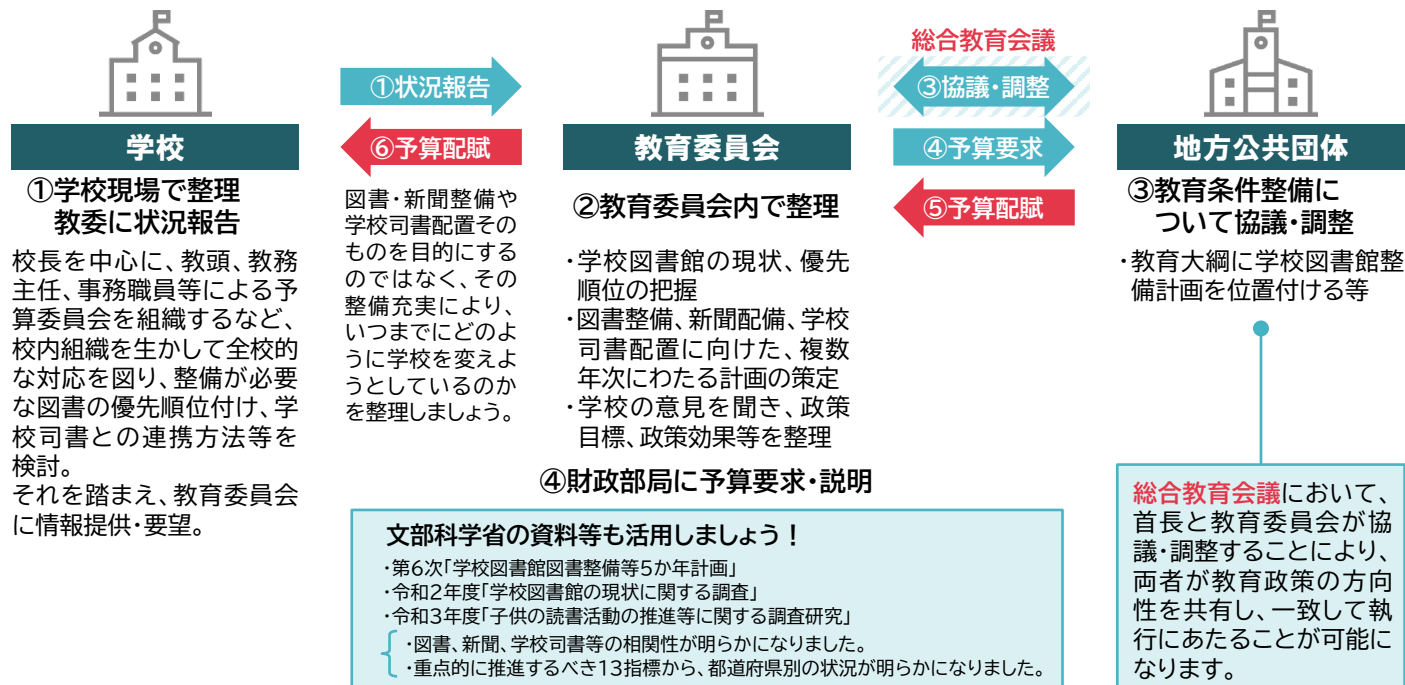
- ! **地方財政措置は、使途を特定しない一般財源として措置されています。**
- ! **各自治体において予算化が図られることによって、はじめて図書や新聞の購入費や、学校司書の配置のための費用に充てられます。**
- ! **教育委員会と学校が一体的に学校図書館の計画的整備を進めることが重要です。**
- ! **各自治体においては、学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置をお願いします。**

学校図書館整備の流れ

※地方財政措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。

地方公共団体が学校図書館の図書等の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。



地方交付税算定額の試算方法

あなたの自治体や学校の、図書・新聞・学校司書費として措置されている、地方交付税算定額を試算してみましょう。

各自治体において、**学校図書館の現状把握**とそれに基づく**適切な予算措置**をお願いします。

小学校・中学校の例

あなたの自治体や学校の学級数・学校数・生徒数を代入しましょう。

算定額はこちからです。予算額と比較してみましょう。

項目	学校種別	単位	単価 (千円)	計算式	算定額 (千円)
①図書費	小学校	学級	40.7 ^{※1}	× 40.7 ^{※1}	千円
	中学校	学級	63.1 ^{※2}	× 63.1 ^{※2}	千円
②新聞費	小学校	学級	3.5 ^{※3}	× 3.5 ^{※3}	千円
	中学校	学級	12.8 ^{※4}	× 12.8 ^{※4}	千円
③学校司書費	小学校	校	1,157 ^{※5}	× 1,157 ^{※5}	千円
	中学校	校	1,111 ^{※6}	× 1,111 ^{※6}	千円

【地方交付税の算定に用いる標準施設の状態】

- ※1 学校図書館図書整備の一般財源(733千円)／施設規模(18学級)＝1学級当たりの一般財源(40.7千円)
- ※2 学校図書館図書整備の一般財源(947千円)／施設規模(15学級)＝1学級当たりの一般財源(63.1千円)
- ※3 新聞配備の一般財源(63千円)／施設規模(18学級)＝1学級当たりの一般財源(3.5千円)
- ※4 新聞配備の一般財源(192千円)／施設規模(15学級)＝1学級当たりの一般財源(12.8千円)
- ※5 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,157千円
- ※6 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,111千円

【備考】

- ※令和5年度ベース
- ※地方交付税算定額の試算に用いる学級数は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。また、学校数は、学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における数(在学児童生徒を有しない学校の数を除く)です。なお、補正係数は、考慮していません。
- ※①図書費、③学校司書費は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期、特別支援学校小・中学部に措置しています。
- ※②新聞費は小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に措置しています。
- ※義務教育学校前期は小学校に、義務教育学校後期・中等教育学校前期は中学校に、中等教育学校後期は高等学校に相当します。

子どもたちの健やかな成長のために、 学校図書館の整備充実をお願いします。

子どもの読書活動推進のために、学校図書館 の一層の整備・充実を

文部科学省総合教育政策局長 望月 禎

総務省の御協力の下、文部科学省では、令和4年度から令和8年度を期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定いたしました。また、政府は令和5年3月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進の4つの基本的方針を掲げております。計画を踏まえ、学校、家庭、地域等が中心となり社会全体で様々な取組が行われることが期待されています。教育委員会及び学校関係者等の皆様におかれましては、学校図書館の整備充実を進めていただき、子どもの読書活動の推進に一層の御協力をお願いいたします。

地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実

総務省自治財政局調整課課長補佐 水谷 健一郎

文部科学省が学校図書館図書標準の達成等を目標として策定した「学校図書館図書整備等5か年計画」を踏まえ、総務省では、計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費、学校図書館への新聞配備及び学校図書館司書配置に要する経費について、地方交付税による財政措置の対象としております。地方交付税に用途の定めはなく、各地域において、学校図書館図書の整備や新聞の配備、学校司書の配置に関する意義や効果、学校図書館を活用した教育の充実方策などについて議論を深めていただくことが重要です。

地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実が推進され、各学校現場での創意工夫に基づく学びを通じて、子どもたちの健やかな成長が図られることを期待しております。

学校図書館整備にあたっての留意事項

「学校図書館ガイドライン」の活用について

「学校図書館ガイドライン」(平成28年 11 月策定)は、学校図書館運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示しています。引き続きガイドラインの活用を図るようお願いします。

「学校図書館ガイドライン」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm

学校図書館図書の計画的な整備について

校長は「学校図書館長」としての役割も担っています。(「学校図書館ガイドライン」より)校長のリーダーシップのもと、**図書の現状把握**を行い、図書の選定・廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための**校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定**に努めるようお願いします。

新聞の複数紙配備について

本計画では、**小学校において複数紙を配備**できるよう、必要な経費を新たに盛り込みました。児童・生徒の発達段階や、学校・地域の実情に応じ、**適切な新聞の複数紙配備に努める**ようお願いします。全国紙・地方紙以外にも、小学生新聞・中高生新聞・専門紙・英字新聞等の配備が想定されます。

学校司書の適切な配置について

学校司書の専門性等がより発揮できるよう、継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて**学校図書館の人的整備の拡充**を図るようお願いします。なお特別支援学校においては、読書バリアフリー法の成立などを踏まえて配置拡充に努めるようお願いします。

教育委員会における支援の充実について

学校および学校図書館への支援のため、**学校図書館担当指導主事の配置**や定期的な研修を実施するほか、**学校図書館支援センターの設置・活用、学校図書館指導員などの配置**に努めるようお願いします。



文部科学省

総合教育政策局 地域学習推進課 (令和6年3月発行)

【表紙写真協力】あきる野市立西秋留小学校/長岡市立千手小学校/茨城県立水戸桜ノ牧高等学校



司書教諭・社会教育人材の養成について



- 司書教諭の養成について

司書教諭について

【学校図書館法】

(司書教諭)

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、**司書教諭を置かなければならない**。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は**教諭**(以下この項において「主幹教諭等」という。)**をもって充てる**。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する**司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う**。

【司書教諭の主な業務と配置状況】

「学校図書館の現状に関する調査」より (令和2年5月1日現在)

	業務内容		小学校	中学校	高等学校
司書教諭	○学校図書館を活用した教育活動の企画 ・学校図書館活用の全体計画の作成 ・教育課程の編成に関する他教員への助言	合計	69.9%	63.0%	81.4%
		12学級以上	99.2%	96.9%	93.2%
		11学級以下	30.5%	31.3%	34.8%

【司書教諭の養成】

	条件	資格付与等根拠	科目について	備考
司書教諭	「司書教諭の講習を修了した者」 (学校図書館法第5条)	学校図書館司書教諭講習規程 (平成10年改正)	5科目10単位(各科目2単位) ・学校経営と学校図書館 ・学校図書館メディアの構成 ・学習指導と学校図書館 ・読書と豊かな人間性 ・情報メディアの活用	司書教諭講習相当科目を大学にて修得し、その科目の単位を講習の単位に充てることができる。

司書教諭関係科目の教職科目への組み入れの例

「大学独自設定科目」として、司書教諭講習相当科目を設定。在学中に単位を修得後、講習実施機関で単位認定（全ての科目の場合は修了証書）を受けることが可能。

様式第2号（大学が独自に設定する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（高・大学が独自に設定する科目）						
認定を受けようとする 学部・学科等	部	学科	入学定員 80	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 大学が独自に設定する科目 12単位	2. 学 位 学士（人文科学）	3. 学位又は学科の分野 文学関係
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考		
		授業科目	単位数 （必修・選択）			
高一種免 （公民）	大学が独自に設定する科目	学校経営と学校図書館	2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得		
		学校図書館メディアの構成	2			
		学習指導と学校図書館	2			
		読書と豊かな人間性	2			
		情報メディアの活用	2			
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）		0単位		
		・教員の免許状取得のための選択科目		10単位		
		・他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計		30単位		

＜A大学の例＞

5科目10単位を大学独自設定科目に設定

様式第2号（大学が独自に設定する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（中・大学が独自に設定する科目）						
認定を受けようとする 学部・学科等	国際文化学部	国際文化学 科	入学定員 100	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 大学が独自に設定する科目 4単位	2. 学 位 学士（国際文化学）	3. 学位又は学科の分類 文学関係
認定を受けようとする免許 状の種類	免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考		
		授業科目	単位数			
			必修			
中一種免 （英語）	大学が独自に設定する科目	発達心理学	2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得		
		青少年問題	2			
		教育法規	2			
		介護等体験の理論	1			
		介護等体験の実践	1			
		学校経営と学校図書館	2			
		学習指導と学校図書館	2			
●単位数				・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）		
				0単位		
				・教員の免許状取得のための選択科目		
				12単位		
				・他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計		
				26単位		

＜ノートルダム清心女子大学の例＞

司書教諭関係科目の一部（2科目4単位）を大学独自科目に設定

司書教諭資格所有者への採用選考における加点等の例

司書教諭は12学級以上の学校で必置とされているため、採用選考において、資格所有者への加点等を行う自治体がある。

栃木県教育委員会の例

司書教諭資格所有者に加点制度あり（令和7年度栃木県公立学校新規採用教員選考要項より）

「加点制度について」

（2）申請資格

キ 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の志願者で、**学校図書館司書教諭の資格を有する者。**

（4）加点の内容

（2）のイ～キにおいて、書類審査の結果対象となった者には、**第1次試験の専門科目の得点に5点を加点する。**

山口県教育委員会の例

採用選考に当たっての**考慮事項の1つとして、司書教諭の資格所有者**（講習の修了証書所有又は取得見込み）が含まれている。

（令和7年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項より）

学校図書館司書教諭講習の実施状況について

- ・講習実施機関の実情や判断により、1～5科目での開設 ⇒ ※令和8年度 1科目：5機関 2科目：14機関
- ・学校が夏季休業中である7月末～8月中に開催が集中 計29機関 3科目：6機関 5科目：4機関
- ※一部の機関は、9月の連休に実施

＜実施状況＞

年度	実施機関数	定員	修了者数
令和3年度	33機関	1,550人	5,175人
令和4年度	33機関	1,365人	5,211人
令和5年度	33機関	1,514人	4,864人
令和6年度	32機関	1,500人	4,836人
令和7年度	31機関	1,490人	5,101人

※放送大学は定員設定がないため定員に含まず（機関数、修了者数には含む）。例年500～700程度が修了。

修了者数が定員を上回るのは、大学で司書教諭の相当科目を修得し、実施機関で修了手続を受けた者を含むため。

＜令和8年度の講習実施方法＞

オンライン	オンデマンド	併用 (対面とオンライン等)	対面
【3機関】 埼玉大学、 栃木県総合教育 センター、上越教 育大学	【2機関】 放送大学、 大阪教育大学	【10機関】 北海道教育大学、筑波大学、東京学芸大学、信州大学、静岡大学、愛知教育大学、鳴門教育大学、愛媛大学、熊本大学、琉球大学	【14機関】 宮城教育大学、新潟大学、福井大学、山梨大学、岐阜大学、三重大学、京都教育大学、奈良教育大学、広島大学、やまぐち総合教育支援センター、高知大学、福岡教育大学、宮崎大学、鹿児島大学

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）【概要】 （読書バリアフリー基本計画）

令和7年3月28日
文科大臣・厚生労働大臣決定

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和7～令和11年度の5年間）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークの充実に努める。
- ・生成AI等の近年急速に進化している技術による課題解決を図ることの重要性に留意する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・視覚障害等のある教職員への支援
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実のための専門性を有する職員の配置の明示や、読書バリアフリーの普及・啓発の促進

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システム（みなサーチ）に係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサビエ図書館のサービスの積極的な周知や利活用促進のための研修会の開催
- ・会員加入の促進などサビエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サビエ図書館の運営者における製作手順や仕様基準の共有及び製作技術の向上のための研修の充実
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・特定書籍等製作者が望むデータ形式を相互に変換するための仕組みについての検討
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について、国が主導し実証調査を実施

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・電子書籍販売サイトにおける書籍情報の案内等がアクセシブルなものとなるよう環境整備の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者等との検討の場を設置
- ・「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」の図書館への普及に向けた導入支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進、サービスの認知度の向上

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサビエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による障害の特性に即した端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・視覚障害者等が使いやすいシステム及び機器等の研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する社会の変化に対応した研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の確保と養成

基本的施策に関する指標

- ・「基本的施策に関する指標」を設け、これらの進捗状況を確認することで、着実な施策の推進を目指す。

- 社会教育人材の養成について
(社会教育主事・社会教育士関係)

社会教育主事養成課程の概要

文部科学省令で定められた社会教育に関する科目(生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育特講・社会教育実習・社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目)を大学が実施。

「社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目を開設している大学一覧」
(令和8年4月1日現在)108校

[4年制大学] 105校

(国立大学) 29

北海道大学	弘前大学	東北大学	秋田大学	山形大学
福島大学	筑波大学	宇都宮大学	群馬大学	千葉大学
東京大学	東京学芸大学	山梨大学	岐阜大学	静岡大学
名古屋大学	愛知教育大学	京都大学	大阪教育大学	神戸大学
奈良教育大学	和歌山大学	鳥取大学	島根大学	広島大学
高知大学	九州大学	熊本大学	鹿児島大学	

(公立大学) 6

高崎経済大学	東京都立大学	都留文科大学	京都府立大学	大阪公立大学
北九州市立大学				

(私立大学) 70

札幌学院大学	札幌国際大学	北翔大学	北星学園大学	北海学園大学
弘前学院大学	石巻専修大学	尚絅学院大学	仙台大学	仙台白百合女子大学
東北学院大学	茨城キリスト教大学	東京福祉大学(※)	聖学院大学	文教大学
聖徳大学	青山学院大学	亜細亜大学	桜美林大学	国士舘大学
駒澤大学	創価大学(※)	大東文化大学	玉川大学(※)	中央大学
帝京大学	帝京平成大学(※)	東京家政大学	東洋大学	東洋学園大学
日本大学	日本女子大学	法政大学(※)	明治大学	明治学院大学
立教大学	立正大学	和光大学	早稲田大学	神奈川大学
関東学院大学	松蔭大学	田園調布学園大学	東海大学	八洲学園大学(※)
身延山大学	松本大学	常葉大学	愛知学院大学	中京大学
大谷大学	京都女子大学	京都橘大学	佛教大学(※)	藍野大学
追手門学院大学	大阪大谷大学	大阪樟蔭女子大学	関西大学	帝塚山学院大学
天理大学	就実大学	広島国際大学	広島修道大学	広島女学院大学
四国大学	徳島文理大学	九州共立大学	九州産業大学	福岡大学

[短期大学(部)] 3校

(私立短期大学) 3

帯広大谷短期大学	新潟青陵大学短期大学部	九州大谷短期大学
----------	-------------	----------

(※)は通信課程設置大学

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令

(令和2年4月施行)

改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。

○ また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書 授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

改正の概要

1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善（第3条関係）

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科 目	単位	科 目	単位
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2
社会教育計画	2	生涯学習支援論	2
社会教育特講	3	社会教育経営論	2
社会教育演習	2	社会教育演習	2
<計8単位>			

2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善（第11条第1項関係）

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行する ために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科 目	単位	科 目	単位
生涯学習概論	4	生涯学習概論	4
社会教育計画	4	生涯学習支援論	4
社会教育特講	12	社会教育経営論	4
社会教育演習	4	社会教育特講	8
社会教育実習	〔選択〕	社会教育実習	1
社会教育課題研究	〔必修〕	社会教育演習	3
<計24単位>			

3. 「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与（第8条第3項, 第11条第3項関係）

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

施行期日等

- この省令は、令和2年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

社会教育主事講習で取り扱う内容

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目 的	主な内容
生涯学習概論 〔2単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔2単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法等
社会教育経営論 〔2単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育演習 〔2単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育に関する実践演習 ・社会教育に関する現場体験 等
合 計 8単位		

社会教育主事養成課程で取り扱う内容

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目 的	主な内容
生涯学習概論 〔4単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔4単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実践とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔4単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実践 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育特講 〔8単位〕	社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図る	・国際化と社会教育 ・情報化と社会教育 ・高齢化と社会教育 ・多文化共生と社会教育 ・社会的包摂と社会教育 ・健康教育と社会教育 ・防災・防犯と社会教育 ・人権教育と社会教育 ・同和問題と社会教育 ・環境問題と社会教育 ・青少年健全育成と社会教育 ・キャリア教育と社会教育 ・貧困問題と社会教育 ・家庭教育と社会教育 ・男女共同参画と社会教育 ・社会福祉と社会教育 ・特別支援教育と社会教育 ・消費者教育と社会教育 ・文化芸術と社会教育 ・文化財保護と社会教育 ・生涯スポーツと社会教育 ・地域の歴史文化と社会教育 ・地域産業と社会教育 ・ボランティア活動と社会教育 等
社会教育実習 〔1単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育施設等における実習
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 〔選択必修3単位〕		・具体の地域課題等を題材とした社会教育事業の立案 等に向けた演習 ・社会教育施設等における実習 ・社会教育の課題に関する研究 等
合 計 24単位		



社会教育士

人づくり・つながりづくり・地域づくりに
いま、社会教育士が必要です

詳しくは特設サイトへ

社会教育士 文部科学省



特設サイト



note



You Tube



文部科学省



社会教育士

社会教育士とは？

社会教育士は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学等の教育機関が実施する講習や大学での養成課程を修了した人たちの称号です。講習や養成課程で習得した社会教育の制度や基礎的な知識に加え、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等を活かし、行政や企業、NPO、学校等の多様な場で活躍することが期待されています。

社会教育士取得へのステップ



こんな方に社会教育士になることをおすすめします！

行政職員

どの部署の職員にとっても必要な地域のニーズに寄り添い、地域住民と協働していくための専門的スキルが身につきます。つまり、全ての行政職員におすすめです！



NPOに所属する人

地域づくりや地域の課題解決に取り組む方には欠かせない、行政や住民等との連携・協働をスムーズにする「学び」のスキル・ノウハウが体系的に身につきます。



企業

企業が地域とともに持続的に発展していけるよう、地域の課題解決やSDGsの推進にも積極的に関わっていききたいという方、特に企業のCSR担当の方におすすめです。



学校の教職員

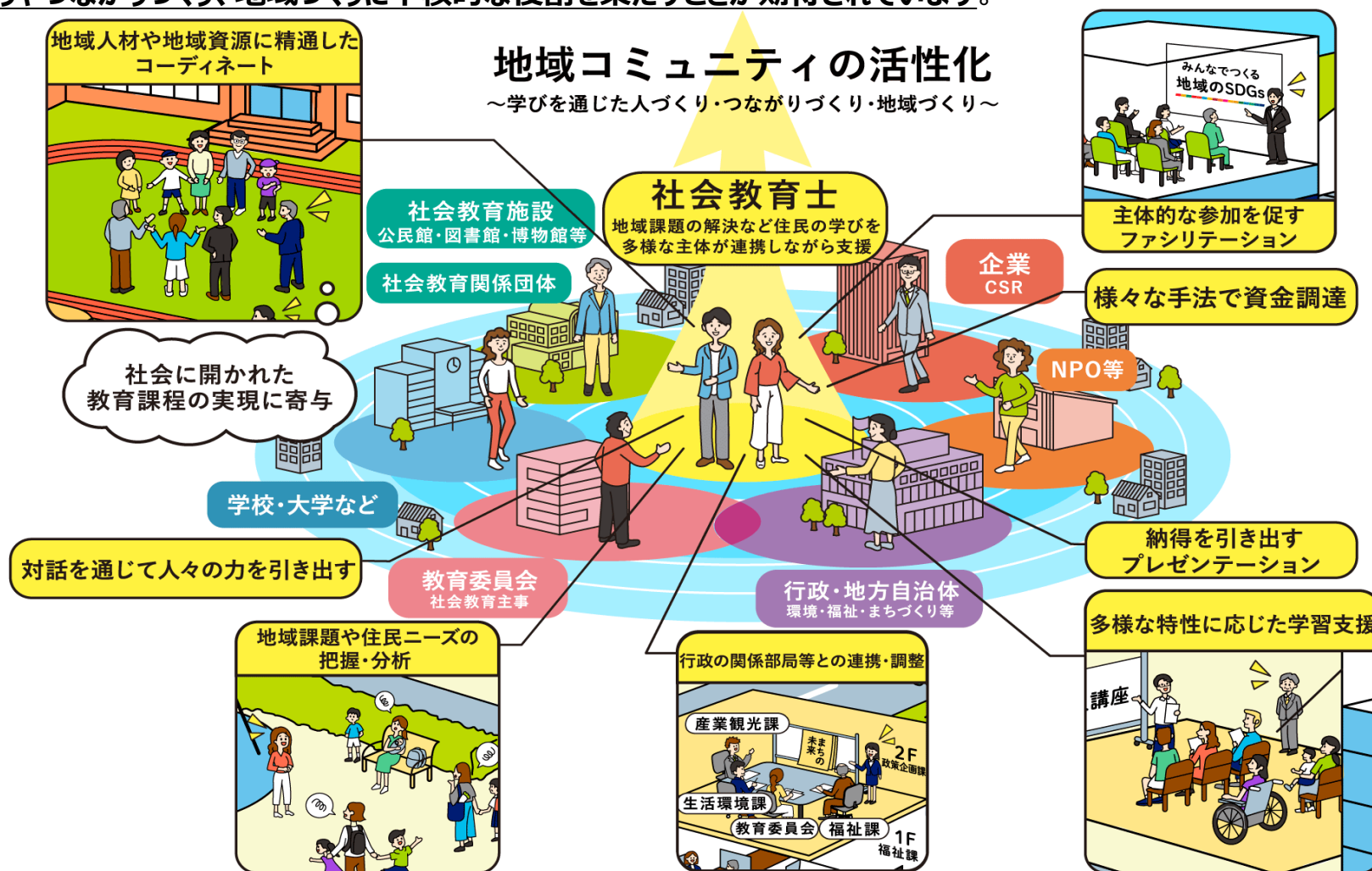
子供の主体的・対話的で、探究的な学びの場や、社会に開かれた学校づくりを進めていくために、地域の人と連携したいと思っている方におすすめです。



社会教育士に期待される役割（イメージ図）

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- | | |
|---------|---|
| 第8条第3項 | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。 |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	1,540人	1,686人	8,046人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	1,106人	976人	4,309人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	2,646人	2,662人	12,355人

社会教育主事講習の実施概要（国の委託費による講習）

令和8年度講習実施機関（文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施）

①国の委託費による講習

新たに社会教育主事となりうる資格を得るために、4科目（生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育演習）を開設して実施。社会教育主事の任用資格の科目が一括で取得できることから、社会教育主事の任用予定・候補者が優先される。

	機関名	期間	主な曜日	主な時間帯	実施方法（※）			定員
					①	②	③	
1	北海道立生涯学習推進センター	【A】7月2日～8月28日	平日	日中	○	○		125人
		【B】10月31日～1月9日	土日	日中	○	○		125人
2	弘前大学	7月21日～8月19日	平日	日中	○		○	50人
3	東北大学	6月22日～8月5日 ※事前研修6月11日～15日のいずれから1～2日	平日/土	日中	○		○	80人
4	茨城県水戸生涯学習センター	7月21日～8月14日	平日	日中	○	○	○	60人
5	栃木県総合教育センター	7月24日～8月12日	平日	日中	○		○	60人
6	新潟青陵大学短期大学部	7月27日～8月21日	平日	日中	○	○	○	50人
7	福井大学	7月11日～10月26日	平日/土日	日中	○		○	60人
8	愛知教育大学	7月21日～8月27日	平日	日中	○	○	○	60人
9	和歌山大学	7月22日～8月20日	平日/土日	日中		○	○	50人
10	島根大学	7月18日～1月23日	平日/土日	日中	○	○	○	50人
11	広島大学	7月21日～8月20日	平日/土	日中	○		○	50人
12	鳴門教育大学	7月24日～8月10日	平日/土日	日中	○	○	○	40人
13	九州大学	7月20日～8月11日	平日/土	日中	○	○	○	80人
14	熊本大学	7月15日～8月7日	平日/土	日中	○	○	○	40人
15	国立教育政策研究所	【A】7月10日～8月28日	平日	日中	○	○	○	116人
		【B】1月12日～2月17日	調整中					

※ ①オンライン、②オンデマンド、③対面（複数の記載がある場合は、組み合わせて実施）

社会教育主事講習の実施概要（国の委託費によらない講習）



令和8年度講習実施機関（文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施）

②国の委託費によらない講習

社会教育主事に必要な4科目のうち、全部または一部の科目を実施。①のような優先は特段設けられない。実施機関は受講料を徴収することができる。

	機関名	期間	主な曜日	主な時間帯	開講科目				実施方法(※)			定員
					生涯学習 概論	生涯学習 支援論	社会教育 経営論	社会教育 演習	①	②	③	
1	宇都宮大学	7月27日～10月12日	平日/土日祝	日中	○	○	○	○		○	○	40人
2	大東文化大学	10月22日～2月4日	平日	夜間		○	○		○			30人
3	社会構想大学院 大学	4月14日～1月12日	平日	夜間	○	○	○	○	○	○	○	30人
		4月18日～8月30日	土日	日中/夜間	○	○	○	○	○	○	○	50人
		7月28日～8月30日	平日/土日	日中	○	○	○	○	○	○	○	50人
		9月29日～2月7日	平日/土日	日中	○	○	○	○	○	○	○	30人
		9月26日～2月7日	土日	日中/夜間	○	○	○	○	○	○	○	50人
4	新潟青陵大学 短期大学部	6月25日～12月13日	平日/土日	日中/夜間	○	○	○	○	○	○	○	50人
5	新潟産業大学	10月1日～3月31日	平日/日	日中	○	○	○	○	○	○		80人
6	福井大学	7月28日～8月7日	平日	日中		○	○				○	10人
7	和歌山大学	7月29日～8月10日	平日	日中		○	○				○	10人
8	九州大学	7月20日～8月11日	平日/土祝	日中		○	○		○		○	30人
9	鹿児島大学	10月21日～3月7日	平日/土日祝	日中/夜間		○	○		○	○	○	10人
10	放送大学	10月1日～1月20日	演習は土日にオンライン または対面にて実施			○	○	○	○	○	○	80人

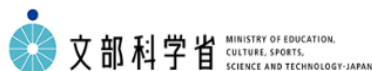
※①オンライン、②オンデマンド、③対面（複数の記載がある場合は、組み合わせて実施）

社会教育主事講習（国の委託費によらない講習）の実施について



社会教育主事講習（国の委託費によらない講習）の実施の手続については、以下のページを御参照ください（R9年度の案内は年明けにHP掲載予定）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1422544_00001.htm



> サイトマップ

> English

文字サイズの変更

小

中

大

検索

会見・報道・お知らせ

政策・審議会

白書・統計・出版物

申請・手続き

文部科学省の紹介

トップ > 教育 > 社会教育 > 社会教育主事・社会教育士・司書・社会教育委員に関すること > 社会教育主事講習の委嘱について

● 社会教育主事講習の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に基づき、文部科学大臣が大学その他の教育機関に委嘱して実施するものです。

ついては、令和8年度に社会教育主事講習委嘱要綱に基づき、講習の委嘱を希望される講習実施機関は、実施計画書等を以下の1、2及び3に従い提出願います。提出された実施計画書等に基づき、内容を審査の上、講習を委嘱する講習実施機関を決定します。

なお、令和8年度の委嘱についての委嘱要綱、提出書類の様式等は以下のとおりです。

1 提出期限

令和8年2月24日（火曜日）17時

2 講習実施計画書等の提出方法

電子メール（syakyousyuji@mext.go.jp）により提出すること。

なお、以下の点に留意すること。

- ・メールの件名及び添付ファイル名は、ともに「【機関名】令和8年度社会教育主事講習（委嘱）」とすること。
- ・添付ファイルは、実施計画書、その他の参考となる書類の順にひとつのファイル（PDFファイル）にまとめて送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

3 様式等

- [社会教育主事講習委嘱要綱（PDF:431KB）](#)
- [（別記様式1）社会教育主事講習実施計画書（Word:32KB）](#)
- [（計画書別紙）社会教育主事講習日程表（Excel:16KB）](#)
- [（別紙様式2）社会教育主事講習の実施計画の変更申請書（Word:24KB）](#)
- [（別紙様式3）社会教育主事講習実施報告書（Word:23KB）](#)
- [（報告書別紙1）社会教育主事講習日程表（Excel:16KB）](#)
- [（報告書別紙2）受講者名簿及び単位・資格修得状況（Excel:14KB）](#)
- [（報告書別紙3）収支決算書（Word:29KB）](#)
- [社会教育主事講習委嘱要綱（様式1～7）（Word:33KB）](#)
- [社会教育主事講習委嘱要綱に係る審査基準（PDF:179KB）](#)

独立行政法人国立青少年教育振興機構

我が国の青少年教育におけるナショナルセンターとして、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的に、全国28の国立青少年教育施設を活用し、多様な体験活動の機会と場を提供しています。

全国の国立青少年教育施設

国立オリンピック記念
青少年総合センター(1か所)

国立青少年交流の家
(13か所)

国立青少年自然の家
(14か所)



全国28か所にある国立青少年教育施設では豊かな自然をはじめとする特色を生かしたプログラムを提供しています。研修・合宿等でご活用ください。



体験活動普及啓発資料について

当機構の青少年教育研究センター等においては、青少年教育に関する基盤的・課題別の調査研究を行い、リーフレット等を作成しその成果を広く提供・活用することにより青少年教育の振興を図っています。リーフレット等の資料は当機構HPからダウンロードできるほか、紙媒体での提供も行っていますので、是非、日頃の指導にご活用ください。

普及啓発資料の閲覧、ダウンロードはこちらから！



子どもの成長を支える20の体験

これまでの研究成果等を踏まえ、自立した大人へと成長する過程において大切になる子供の頃の体験と、将来、社会を生き抜くために必要となる資質・能力の関係を体系的に整理しました。



「社会を生き抜く力」

これまで機構が行ってきた調査の成果を踏まえ、変化の激しい社会に求められる「社会を生き抜く力」を「へこたれない力」「意欲」「自己肯定感」「コミュニケーション力」の4つの「社会を生き抜く資質・能力」とし、その関係性、子供の頃の体験との関係性を明らかにしました。



【利用料金】

オリンピックセンター

■ 低廉な利用料金

学校団体、青少年団体は
宿泊一人2,900円/泊～

■ 東京都心へのアクセス良好

青少年交流の家

■ 学校団体、青少年団体等、低額で利用が可能

幼児(年少以上) 一人300円/泊
子供(小学生～高校生) 一人600円/泊
大人(18歳以上) 一人2,500円/泊

[学生は一人1,200円/泊]

※上記の他、一部免除制度を設けています。
詳細は各施設HPよりご確認ください。

青少年自然の家



キャンプ気分でのミーティング！



グループのチームビルディングも！



屋内での活動も可能

今後の体験活動における子どもの発達段階に応じた質の高い「探究的な学び」

(独) 国立青少年教育振興機構

- 自然（森林・山、海）や地域社会の中で主体的に関わり、実生活・実社会とのつながりの中で子供たちが身体を通して質の高い探究的な学びとなる体験活動を提供。
- 発達に即した探究・探究的な学びの接続を念頭に、他者との対話や協働を通じてよりよく課題を解決する、豊かな人生や持続可能な社会の実現に向けて行動しようとする力を育む、デジタル技術活用を含めた先駆的プログラムを開発・普及。



探究的な学び

各教科等： 総合的な学習の時間（探究）を中心に、理科・社会等の各教科と関連付けた教科横断的な体験活動や、他者との協働・対話の力を育むこと目的としたアドベンチャー教育など、特別活動や、道徳等と関連付け組み合わせた体験活動を提供。



【今後の学校との連携・教師負担軽減のためのサポート体制強化の方向性】

- 事前相談を通じた事前・事後学習でのサポート（教員や児童生徒が参照できる、動画、教材、指導案、ワークシート、振り返り・評価シート等ツールをこれまでの蓄積を活かして開発、学校等のニーズに応じて提供）。WEB上でダウンロードして学校でカスタマイズして活用いただけるプラットフォーム形成。
 - 機構職員や外部指導員等による安全管理も含めた「直接指導」の充実
 - 学校のニーズを踏まえた教員研修機会の提供
 - 職員等による学校でのアウトリーチ活動と施設での体験との組み合わせによる深い学び
 - 機構職員のファシリテーション力向上
- 等

子どもの発達段階に応じた体験活動（「みどりの学習」を中心とした主体的・対話的な深い学びの例）

- 森林の中で身体を通して植物や生き物と関わり、児童生徒が感じたこと、考えたことを他者との対話や表現を通して自然の面白さや不思議さに気づいたり、興味関心を高め、表現する体験活動を提供し、主体的・対話的な深い学びを目指しています。
- 職員との事前相談において、学校、教育員会の目的に合わせて活動計画づくりをサポートします

幼児向けの
プログラム

生活科：身近な人々、社会及び自然とかわる活動に関する内容（日帰り）

プログラム：森のビンゴ、秋の草花遊び、森の写真家、葉っぱアート（秋）そり遊び、スノーシューハイク（冬）

総合的な学習の時間
理科4年、5年：
「みどりの学習」

森探険、源流探険、里山体験活動、スノーシューハイク等組み合わせ。または、複数回来所して季節をまたいだ通年の体験等

総合的な学習の時間

中学校（2泊3日）

探究学習

高等学校（2泊3日）

プログラム：森の探究

森の活動

生き物の生態と周囲の環境を関連付けて考える。
繰り返し森とかかわることを通して、生命を尊重する態度を養う。

森の写真家



台紙を切り抜いたフレームに、お気に入りの森の風景を入れて撮影し、作品にします。

めだまっち



森林を歩きながら見つけた木や岩、草花などの自然物に、木の台座で作った目玉を付けて命を吹き込みます。

世界に一つ、自分の「めだまっち」をiPadで記念撮影



森探険



四季を通して森を歩いて自然を観察したり、森の環境を活かした遊びをつくりだしたりします。森への興味関心を高めながら、生物と季節の関係、森林環境と私たちの生活との関係などについて学びます。

探究学習



探究

グループに分かれて指導員と共に森探険。植物や動物、それらの痕跡から分かること等を聞きながら課題を見つける時間。
五感を使いながら歩くことで、見えていなかったことが見えるようになってきた。

里山は人の手によって保たれていることを知り、整備活動「下草刈り」を体験してみた。



自分たちのテーマに沿って学んだことを模造紙にまとめ、最終日にグループで発表する。
一番伝えたいことは何か、キャッチコピーをどうするか等を話し合う。

里山体験活動

里山を生活に利用する活動を通して、里山環境を守る活動について考える。
※事前の打合せ、実地踏査が必要です。

草花遊び



身近な草花を使った遊びを通して、自分で遊びや道具をつくり出す楽しさや自然の家の植物の多様性、季節ごとの違いを感じ取ります。

活動時間：1～2時間

＜関連教科例＞
生活科「身近な自然を利用した遊び」
理科3年「身の回りの生物」
理科4年「季節と生物」→草花を使った遊びや遊びに使う物を工夫してつくる。

下草刈り体験



元気な森を復活させることを目指し、下草刈りを体験します。刈り取った下草は大事な資源として秘密基地づくりや野外炊事で利用します。

活動時間：1～2時間

＜関連教科例＞
理科4年「季節と生物」→植物は暖かい季節に背丈や葉が大きく成長することとをえる。
社会5年「我が国の国土の自然環境」→森林資源が果たす役割を考える。

源流探険

上流に向かって沢を上りながら水と周囲の環境との関わりを調べる。

源流探険



深流の水の冷たさ、そこにすむ生き物の観察などを通して、自然と直接接することの楽しさを味わい、森林と水、生き物、人との関わりや森林環境がなぜ大切かについての考えを深めます。源流探険には3つのコースがあり、活動のめあてに合わせて選択できます。

幼児期

小学校低学年・中学年・高学年

中学生

高校生

大学・青年

探究的な学び

小学校5、6年生以降、集団宿泊活動で1つの活動として実施するケースもあり。2泊3日などの活動では、総合的な学習の時間を中心に、理科・社会科・家庭科（SDGs野外炊飯）等の教科等と関連付けた活動や、仲間づくりを目的としたアドベンチャー教育などと関連付け組み合わせた体験活動を提供

独立行政法人国立青少年教育振興機構と大学との取組

ボランティアの養成・研修事業

- 青少年機構でのボランティア活動を通して、**社会に参画する態度を育み、地域に貢献できる能力を有する青少年の育成**を目指しています。

- ① 機構が実施する教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアを育成する「ボランティア養成・研修事業」
- ② ボランティアが自ら考案した事業を実施する「ボランティア自主企画」

青少年機構におけるボランティア活動の推進

ボランティアをするには

独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する「ボランティア養成事業」に参加して、「法人ボランティア」として登録します。

ボランティア養成事業とは

目的: ボランティアに関する理論と活動に必要な知識や技術を身に付けます。

内容: ボランティア活動に必要な講義や演習（例: 野外炊事、普通救命講習 等）

法人ボランティアに登録すると

全国28か所にある国立青少年教育施設でボランティア活動することができます。

・養成事業を受講した施設やその他希望する施設からボランティア募集の情報が届きます。

・活動時は当機構の規程に基づき旅費（交通費、食事代相当額）の支給があります。

- 登録している法人ボランティアの**約7割が大学生**。

大学との主な取組【連携事業・施設利用】

愛媛大学×大洲青少年交流の家

～「伊予の伝統文化を学び伝えるリーダー村」～

概要: 地域を大切に、地域に根ざして活動するリーダーが求められている中で、愛媛の伝統文化を学び、先人の知恵と自然体験の融合した体験活動をすることで、地域を大切にしようとする心を育むとともに、「子どもむかし生活体験村」を自ら計画し、運営することで、地域に根ざして活動しようとするリーダー養成事業を**愛媛大学**と**国立大洲青少年交流の家**の共催で実施しており、今年で20年目を迎えました。

内容: 6日間の日程で、前半の3日間はリーダーシップや児童への接し方、集団作りの技法、普通救命講習、伝統文化等についての研修を行い、後半3日間は、研修での学びを活かして小学4年生～6年生を対象とした事業「子どもむかし生活体験村」の企画・運営を行います。
令和8年度は、8月22日～27日で実施しました。



- 教育大学等と青少年機構が協働した取組み事例は、上記の他に**社会教育実習生**の受入れ等も行っております。
- 教職を目指す大学生に**集団宿泊を通じた体験活動の機会と場を提供**することを通して、それらの活動の**重要性を体験的に実感する契機**となります。
- 大学が有する教育資源と青少年機構が有する教育資源を融合し、**青少年の諸課題の解決に向けた取り組み**を推進しています。

大切な目をまもろう

ふくろう先生と
いっしょに!

みんなの目は、よく見えるかな？
日本では視力が低くなっている子供が、
どんどん増えているんだ。



目の健康のために、みんなに
4つのお願いがあるんじや。
今日からいっしょに
やってみよう!

できるだけ外で遊ぶようにしましょう

外で過ごす、近視になりにくいよ。
「休日は1日2時間」を目標にしよう。
※熱中症や紫外線にも気をつけね。



明るい部屋で目から30cm離して見よう

本や画面を見るときは、部屋を明るくして、
顔を近づけすぎず、目から
「30cm離して」見よう。

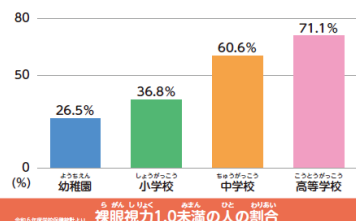
30cm
離す



おうちの方へ
(保護者向け)

子供の頃の生活習慣が、将来の視力に大きく影響します。「外遊び」「30分ごとの休憩」
「明るい部屋で」「目との距離」について、ご家庭でもルール作りと声かけをお願いいたします。

小学生でも3人に1人は裸眼視力が1.0未満なんだ。40年くらいで、裸眼視力が1.0未満の子供はどんどん増えているよ。



長い時間、近くを見続けないようにしましょう

ずっと近くを見ていると、
目が疲れてしまうよ。
「30分に1回」は、
「20秒以上」、遠くを
見たりして目を休めよう。



背骨からのSOS、 見逃していませんか?

脊柱側弯症の早期発見が子供の未来を守ります

脊柱側弯症ってなんだろう?

- 背骨が左右にカーブする病気で、思春期の女子に多いとされています。
- 原因はまだはっきり分かっておらず、進み方も人によって違います。
- 自覚症状がなく、自分では気付きにくいこともあります。

側弯が進行すると……

- 腰や背中の痛み・疲れ、息がしづらい感じが出る場合があります。
- 姿勢や見た目の変化により、心理的なストレスが生じることがあります。

早期発見・早期治療が大切!

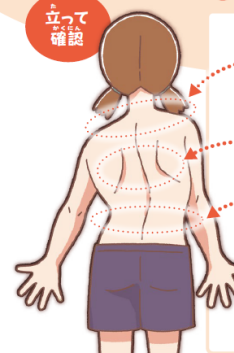
- 早く気付けば、多くの場合、経過観察や装具(コルセット)による治療を行いながら、学校生活や部活動を続けることができます。
- 背骨のカーブが大きくなるまで気付かないと、まれに手術が必要になることもあります。
- 「ちょっと変かな?」と思ったら、早めに病院を受診しましょう。

家庭でも背中や腰をチェックしてみましょう

- 下のイラストを参考に、家族と一緒に鏡の前で背中や腰の様子をチェックしてみましょう。
- 気になるサインがあったら、一人で悩まず、保健室やかかりつけ医・整形外科医に相談しましょう。

ちょっとだけ、背中タイム

家庭でもすぐできる背骨のチェック



1. 肩の高さの左右差
鏡の前でまっすぐ立ち、左右の肩の高さが同じかを見ます。
2. 肩甲骨の高さ・位置の左右差
後ろ姿を見て、左右の肩甲骨の高さや出方がそろっているかを見ます。
3. ウエストラインの左右差
腰のくびれや体のわきのラインが、左右で同じような形・高さを見ます。
4. 背中・肋骨のふくらみ(肋骨隆起・腰部隆起)の左右差
両手を下にかけてゆっくり前かがみになり、背中や肋骨の片側だけが高くなっていないかを見ます。

前かがみで確認



外国人児童生徒等の教育について

- 外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

参考

日本国憲法 (昭和21年11月3日憲法)

第二十六条 **すべて国民は**、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 **すべて国民は**、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法 (平成18年12月22日法律第百二十号)

(義務教育)

第五条 **国民は**、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。(2~4項省略)

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) (昭和54年8月4日条約第6号)(抄)

第十三条

一 この規約の締約国は、**教育についてのすべての者の権利を認める**。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) **初等教育は**、義務的なものとし、**すべての者に対して無償のものとする**こと。

(b) 種々の形態の**中等教育**(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、**無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする**こと。

児童の権利に関する条約 (平成6年5月16日条約第2号)(抄)

第二十八条

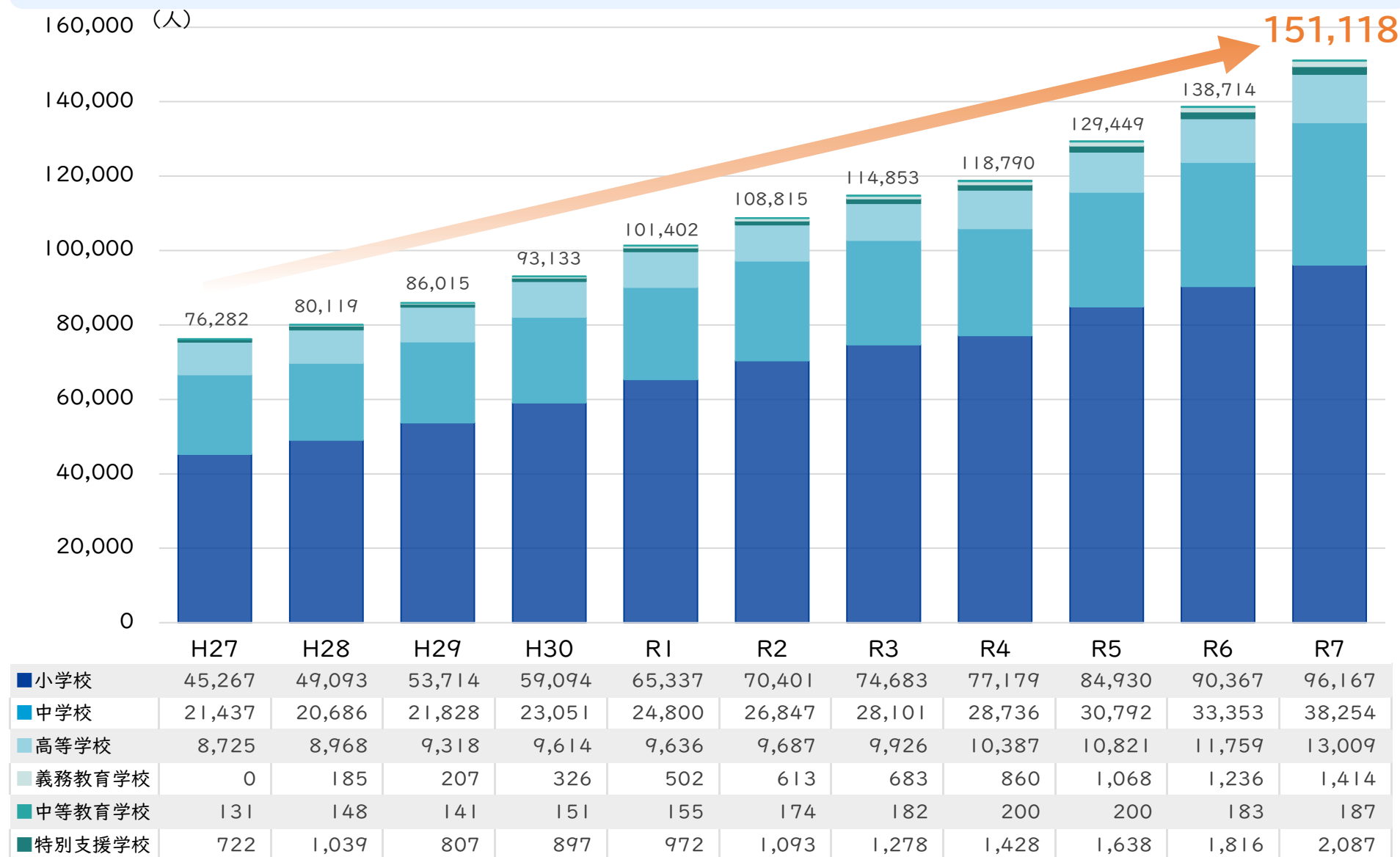
一 締約国は、**教育についての児童の権利を認める**ものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) **初等教育を**義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の**中等教育**(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、**すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる**。

公立学校に在籍する外国人児童生徒数の推移

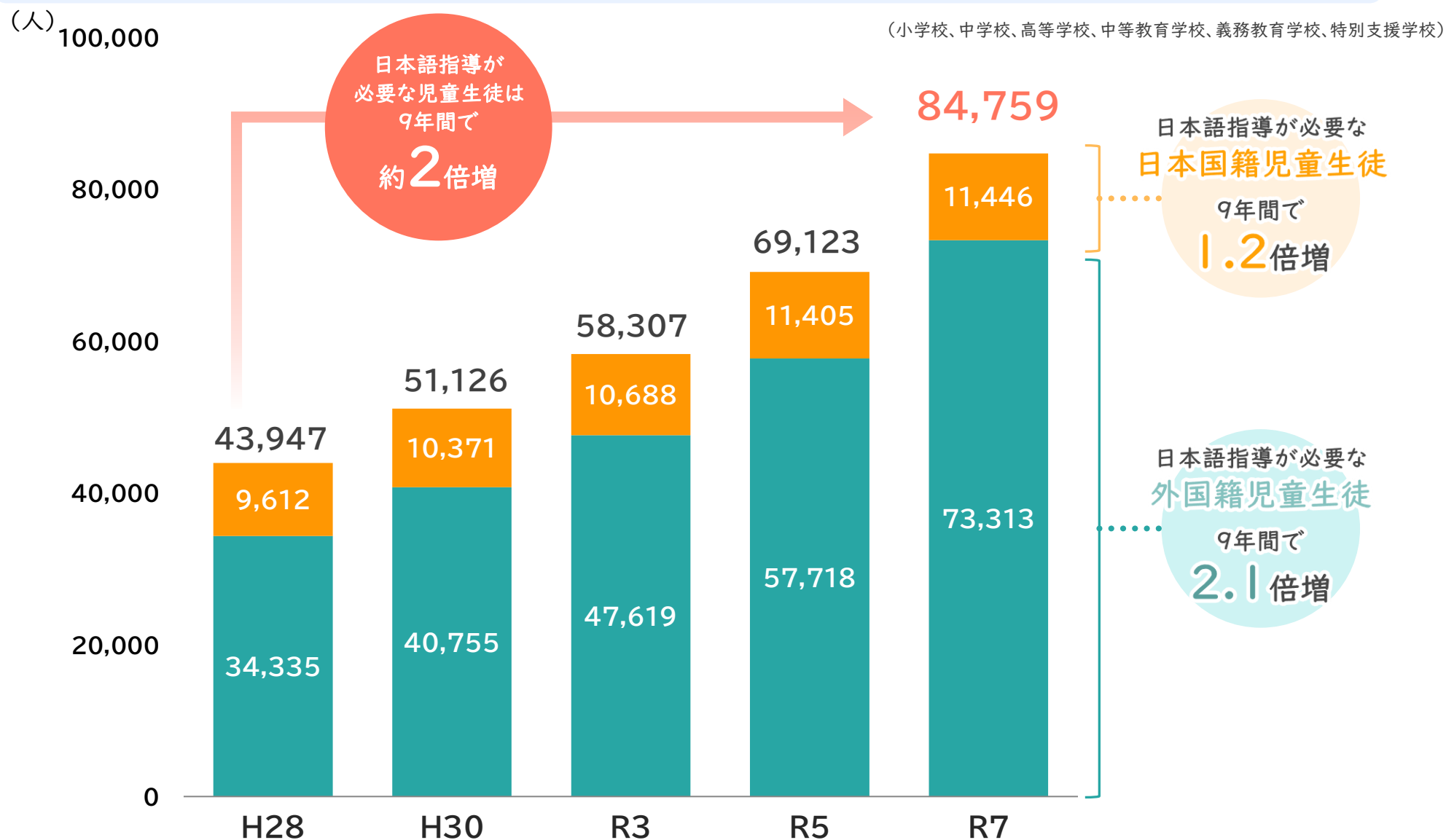
- 公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、10年間で約7.5万人増加し、約15.1万人となっている。



(出典) 文部科学省「学校基本調査」を基に作成

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移（令和7年度）

- 公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数は、9年間で約2倍の約8.5万人となっている。

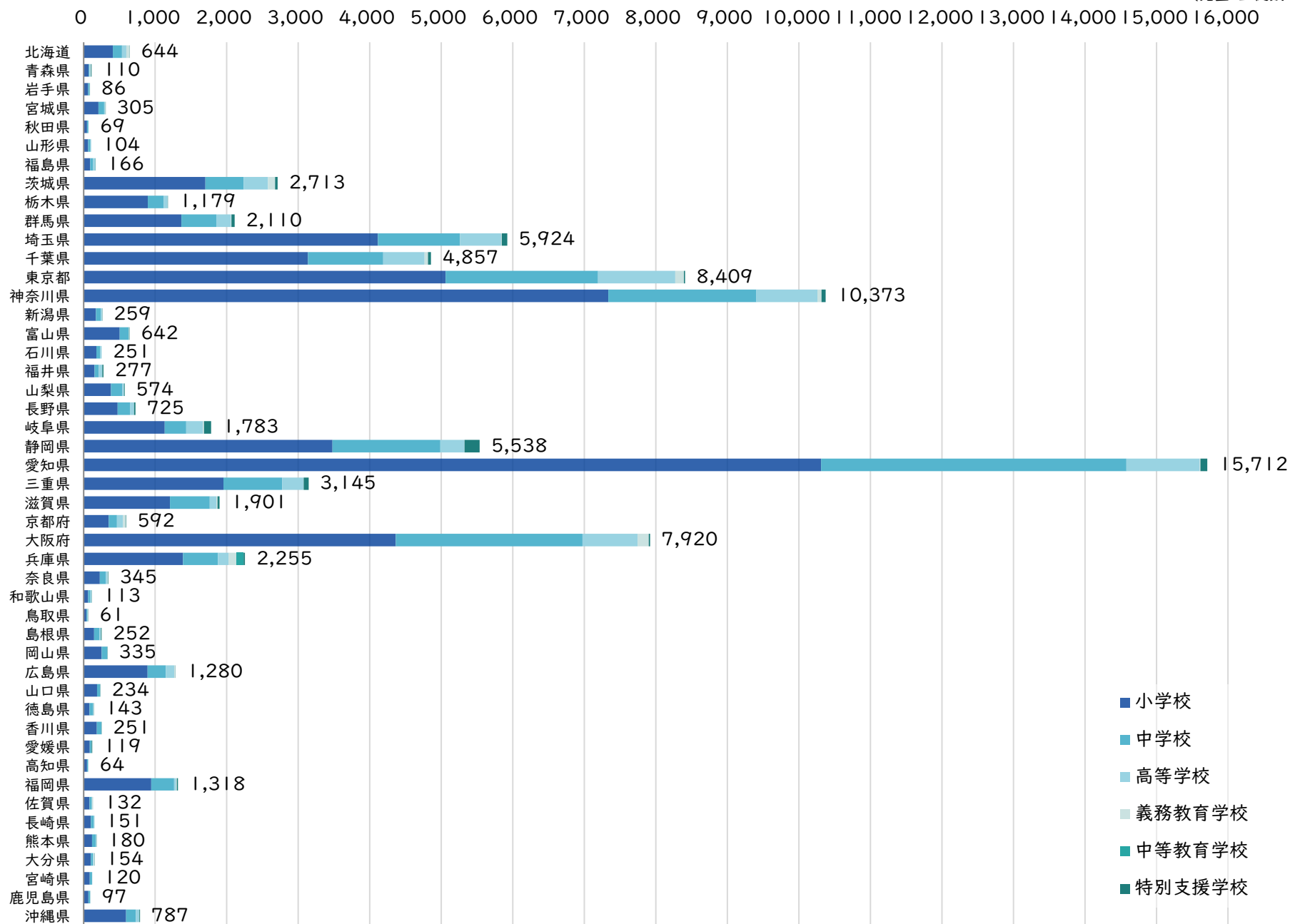


(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）※日本国籍・外国籍合計

（令和7年度）

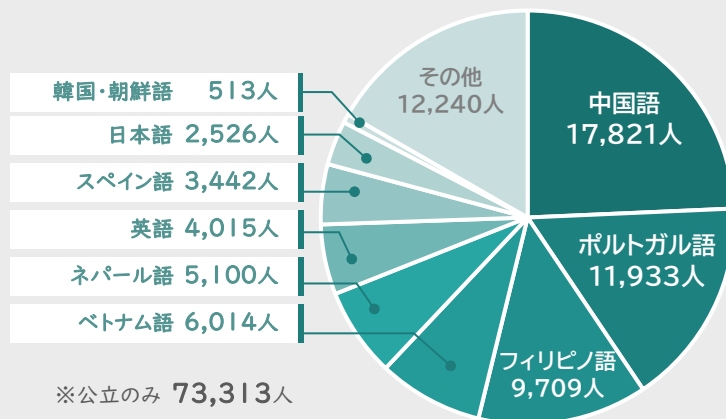
（児童・生徒数：人）



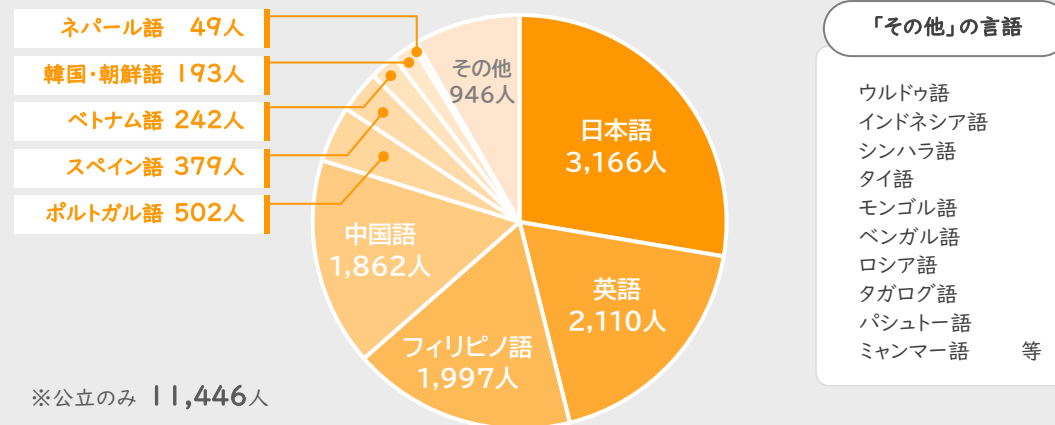
（出典）文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和7年度）」

1 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

外国籍児童生徒

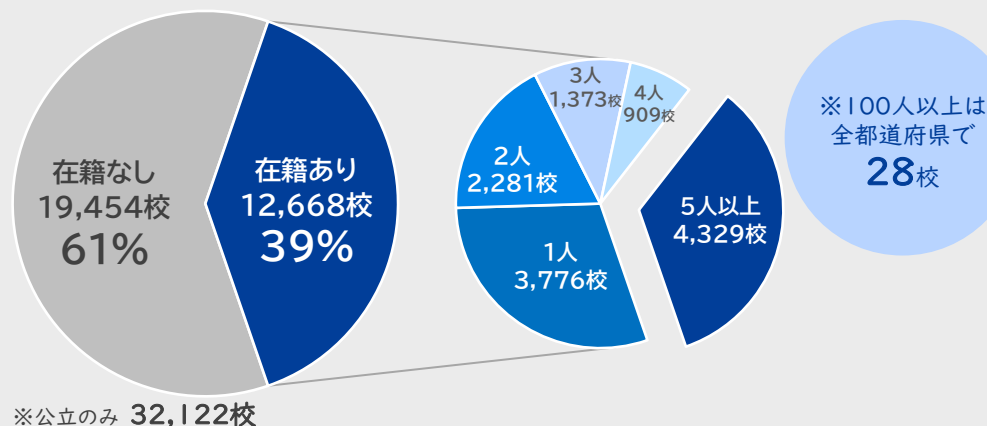


日本国籍児童生徒

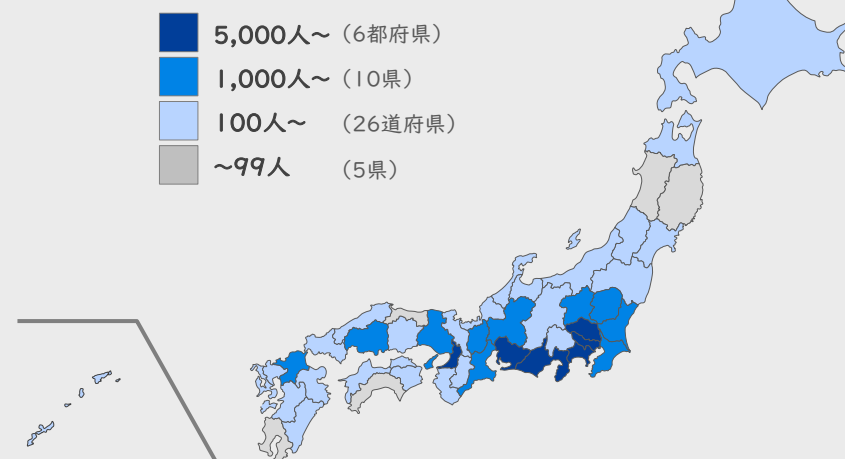


2 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数



都道府県別 日本語指導が必要な児童生徒数



「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」(抜粋)

(令和8年1月23日 外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定)

Ⅱ 第1 2 (3) 日本語教育の充実 エ 子供に対する日本語教育

iii 速やかに実施する施策

【国の直接実施】

- ・ 外国人の子供が適切に教育を受けられるよう、令和9年度から、初期支援(「プレスクール(仮称)」)の抜本的な強化を図る。

【地方公共団体】

- ・ 令和8年度から、日本語指導補助者等への支援の拡充等、地方公共団体への財政支援等を拡充する。

iv 今後の課題

- ・ 地域の実情や各地域の教育の取組状況等を把握した上で、全国的に教育水準の維持・向上を図る。
例えば、プレスクールや学校におけるプレクラス(初期指導)の地域の実情に応じた全国展開や、登録日本語教員の配置、
多文化多言語の子供に応じた学習・指導計画を立てる生成AIの活用促進、心理的安全性を確保しつつ子供の強みを引き出す教育を実施する。

経済財政運営と改革の基本方針2026(令和8年7月21日閣議決定)

● 外国人政策の推進

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づき、(略)取組を一層進める。在留許可手数料の見直しや電子渡航認証制度(JESTA)導入による手数料収入により確保した財源を最大限活用し、従来の考え方にとらわれずに必要な措置を講じて、外国人政策を総合的かつ強力に進める。

(略)

併せて、外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、日本語及び我が国の制度・ルール等の教育を強化し、「日本語・生活学習プログラム(仮称)」の創設に向けた取組や、プレクラス等の全国展開や登録日本語教員の処遇改善に向けた取組をはじめ、地域や学校の体制整備など、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図る。

- 日本語教育は、我が国において全ての人が共に生きるための共通の基盤であり、日本で生活する外国人の子供や大人の教育環境を整えることは、学校現場の負担軽減や全ての子供の教育の質の確保、秩序ある共生社会の実現にもつながる。
- このため、国が主導し、在留許可手数料の見直し等により確保した財源も最大限活用して、①子供から大人までの切れ目ない総合的な支援により、②同時進行する「集住化」「散在化」「母語の多様化」それぞれに対処する。

来日前

来日後

就学前

学齢期

高校段階

大人

集	住	化	散	在	化	母語の多様化
就学促進の支援強化						R9概算要求額(前年度予算額) 278百万円(95百万円)
就学促進に向けた自治体の取組を支援、就学促進等の指針の改訂・周知						学校への就学を促進
プレスクール・プレクラス※の支援強化						5,498百万円【新規】
プレスクール・プレクラス※の全国展開に向けた支援、教材等の作成						
※ プレスクール:主に学齢期以前の外国人幼児に対する支援を行う取組、プレクラス:主に学齢期の外国人児童生徒に対する初期日本語指導等の支援を行う取組						
学校における日本語指導体制の充実						3,183百万円(1,408百万円)
日本語指導員等の拡充、教員の定数改善、外部の専門人材の積極的な活用						
学校における日本語指導内容の充実						※教員定数は、1兆7,251億円の内数(1兆7,118億円の内数)
生成AIやオンラインの活用を含む、指導内容・方法に関するガイドライン						
特別の教育課程の活用推進／個別の指導計画の改善／情報検索サイトの機能強化や教材等の充実						
教師等の養成・採用・研修による指導力の向上						
教員養成課程における内容の充実／日本語指導経験者の採用／リーダー養成に向けた研修の普及						
進学・就職へのきめ細かい支援の促進						
キャリア教育・支援の取組方法や実践事例の普及 等						
地域日本語教育の質の向上と機会の拡充						1,267百万円(747百万円)
地域日本語教育の実施に関するガイドラインの策定						
空白地域解消に向けた体制整備 等						
質の高い日本語教育体制の強化						1,030百万円(840百万円)
登録日本語教員向けの研修の充実や日本語教員試験の受験機会の拡大(CBT化)						

自治体における日本語教育センター機能整備への支援
1,267百万円の内数【新規】

総合調整会議の設置

基本方針の作成

コーディネーターの配置

人材の発掘・研修・マッチング

広域的な指導体制整備

日本語・生活学習プログラム(仮称)の創設 入管庁と連携

【事項要求】

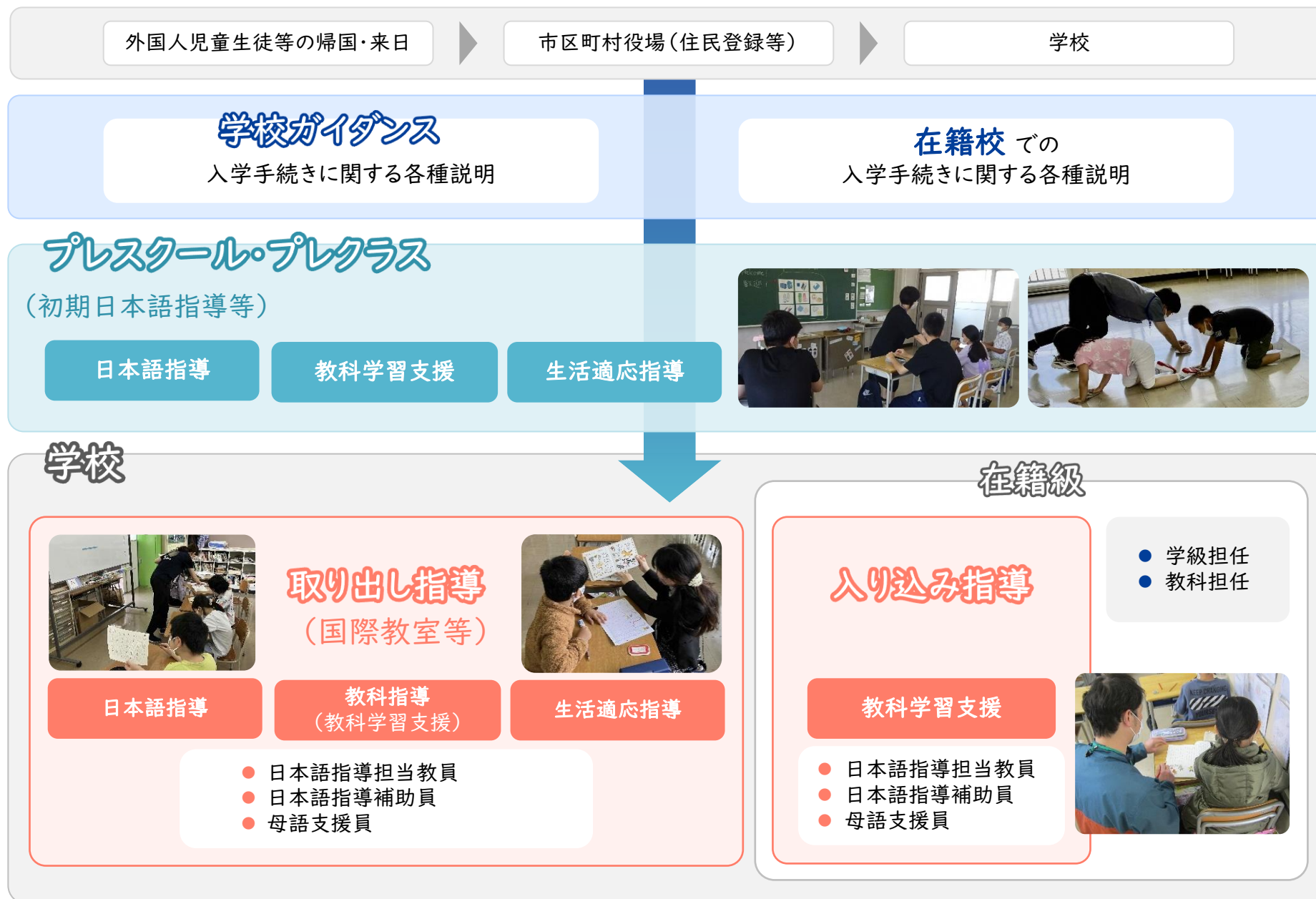
来日前・入国後の日本語学習のためのカリキュラム・教材の作成 等

子供の就学状況等を親の在留審査における考慮要素とすることについて、入管庁等において検討

「日本語・生活学習プログラム(仮)」の創設に向けた検討課題と留意事項について(令和8年7月 法務大臣政務官PT)【抜粋】
受入れ機関の役割については、外国人の受入れによる裨益の観点を踏まえ、より踏み込んだ検討をすべきである。

※ 今後、外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討内容も踏まえて検討。

1



* プレスクール

主に**学齢期以前の外国人幼児を対象**として、入学後の円滑な学校生活につなげるための支援を行う取組

プレススクール事例

- 小学校入学前の幼児に対する支援
(内 容) 学校生活適応指導、小学校入学初期に使われる日本語指導
(対 象) 入学を控える外国人幼児とその保護者
(期 間) 1月～3月 毎週土曜日 全8回
(場 所) 市内3か所(市施設1か所、小学校内2か所)に設置



* プレクラス

主に**学齢期の外国人児童生徒を対象**として、学校就学前や就学後初期段階に、円滑な学校生活につなげるための**初期日本語指導等**の支援を行う取組

プレクラス事例

- 学齢の特徴(学習のつまずきやすさ等)を踏まえた支援
(内 容) 学校生活適応指導、日本語基礎指導、教科の基礎的な補習を行う
(対 象) 小学5, 6年生・中学生の年齢で初めて日本の学校に就学する生徒
(期 間) 週4日通室し、1日は在籍する学校へ通学 10週間のプログラム
(スケジュール) 1日5時間



学習指導要領における外国人児童生徒等教育に関する記載①

小学校学習指導要領（平成29年3月告示）

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

中学校学習指導要領（平成29年3月告示）

第1章 総則

第4 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

学習指導要領における外国人児童生徒等教育に関する記載②

高等学校学習指導要領(平成30年3月)

第1章 総則

第5款 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

ウ 日本語の修得に困難のある生徒に対して、学校教育法施行規則第86条の2の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、日本語の能力に応じた特別の指導(以下「通級による日本語指導」という。)を行う場合には、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

なお、通級による日本語指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。

(ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による日本語指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。

(イ) 学校においては、生徒が通級による日本語指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による日本語指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による日本語指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】
第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- 1 指導内容： 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- 2 指導対象： 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- 3 指導者： 日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）
または、日本語指導担当教員+指導補助者
- 4 授業時数： 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- 5 指導の形態及び場所： 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- 6 指導計画の作成及び学習評価の実施： 計画及びその実績は、学校設置者に提出



2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備

学校教育における日本語指導の質の向上

地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上

組織的・継続的な支援の実現



3. 支援体制



設置者	・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
学 校	・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
支援者	・専門的な日本語指導 ・母語による支援 ・課外での指導・支援 等



- 公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加している（H22:2,224人→R3:4,808人）。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、**中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い**、等の課題が明らかになっている。
- このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、**日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援**の取組を進めることが重要。

令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別の教育課程」を編成し、日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行い、令和5年4月に制度の運用を開始した。

改正の概要

学校教育法施行規則の改正

- 高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、特別の教育課程によることができる。
- 特別の教育課程による指導の実施形態は、
 - ① 生徒が在学する高等学校において指導を受ける
 - ② 他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- 日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、**教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める。**
- 単位の修得の認定に関する留意事項として、
 - ① 学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない
 - ② 年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定することもできる。

平成26年文部科学省告示第1号の改正

- 日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の**教育課程に加え、又はその一部に替える**ことができる。
- ただし、必履修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない。
- 日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、**21単位を超えない範囲で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる。**

加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的 な探究 の時間	選択教科 ・科目	日本語の能力に 応じた特別の 指導	特別 活動

一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的 な探究 の時間	選択 教科・ 科目	日本語の能力に 応じた特別の 指導	特別 活動

● 特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒数及び割合（令和7年度）

	特別な配慮に基づく指導を受けている 児童生徒数（人）	日本語指導が必要な児童生徒のうち、 特別な配慮に基づく指導を受けている 児童生徒の割合（％）
外国籍	65,173(52,176)	88.9%(90.4%)
日本国籍	9,887 (9,878)	86.4%(86.6%)

※（ ）は令和5年度。

● 「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数及び学校数（令和7年度）

	「特別の教育課程」による指導を 受けている児童生徒数（人）		「特別の教育課程」による指導を 行っている学校数（校）	
	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍
義務教育段階	45,957 (37,500)	6,768 (6,809)	6,915 (5,880)	2,524 (2,363)
高等学校段階	889 (215)	58 (30)	73 (33)	30 (13)

※（ ）は令和5年度。高等学校段階における「特別の教育課程」は令和5年度から制度導入。

現状と課題

- ◆ **日本語指導が必要な児童生徒が急増**(9年間で約2倍の8.5万人) ◆ **不就学の可能性**のある外国人の子ども依然として多い(9千人)
- ◆ 日本語指導が必要だが**特別な配慮に基づく指導を受けていない**児童生徒も約1万人存在
- ◆ **全国的に集住化・散在化が同時に進行**するとともに、支援が必要な児童生徒の**母語も多様化**
- ◆ 日本語指導に係る人材確保・支援体制・知見の蓄積などの面で**地方公共団体間の格差も存在**

基本的な考え方

- ◆ 個人として、また社会の一員として、**自立して生きる力**を育む
- ◆ 教育の**質の確保と学校現場の負担軽減を両立**する
- ◆ 全国的な取組の水準向上に向け、**国がより主導的な役割を果たす**
- ◆ **広域的な取組**により学校現場を支える

主な取組

小学校就学前・来日直後の取組

- **プレスクール・プレクラス(初期日本語指導等)のモデル構築と全国展開** ※本報告書では、「プレスクール」は主に学齢期以前の外国人幼児に対する支援を行う取組、「プレクラス」は主に学齢期の外国人児童生徒に対する初期日本語指導等の支援を行う取組と記載
- **就学の促進**に向けた部局間連携と実態把握の推進
- 幼児教育施設での指導の工夫、地域日本語教室への親子参加、**小学校への確実な引継ぎ**を推進

指導内容の深化・充実

- **強みを生かし**ながら、**教育課程全体**を通じ、社会に参画するための資質・能力を育成するという基本的な考え方を、次期学習指導要領等で明示
- **ガイドライン**を策定し具体的な指導内容・方法を提示
- **特別の教育課程**の活用や**個別の指導計画**の作成を推進
- **生成AIの活用**による多言語対応や散在地域等での**オンライン活用**の効果的な方法の提示

指導体制の確保・充実

- 指導体制に関する**基本的なモデルづくり**
- **日本語指導補助者及び母語支援員**の配置をはじめ、**地方自治体の取組への支援の強化**
- **登録日本語教員等**の積極的な活用
(特別の教育課程等での活用、「日本語教育機関認定法ポータル」を活用した任用)
- **アドバイザーの派遣**による伴走支援の充実

教師等の指導力の向上に向けた養成・採用・研修

- 教員養成段階における、外国人児童生徒等の教育に関する**内容の充実**を検討(中央教育審議会)
- 日本語指導の**専門性を有する者の採用促進**
- 教職員支援機構等の**研修の普及**

外国人児童生徒等の進学・就職機会の確保

- 高等学校入学者選抜における**特別定員枠**の設定や、**受検での配慮**を収集・周知
- **キャリア支援等**に関する**実践ガイド**の取組方法や事例を普及

主な取組

教師等の指導力の 向上に向けた 養成・採用・研修

- 教員養成段階における、外国人児童生徒等の教育に関する**内容の充実**を検討
(中央教育審議会)
- 日本語指導の**専門性を有する者の採用促進**
- 教職員支援機構等の**研修の普及**

Ⅱ 2.2-3 教師等の指導力の向上に向けた養成・段階・研修について(以下、一部抜粋)

【教員養成】

- 外国人児童生徒等が増加している状況においては、**外国人児童生徒等の教育について、全ての教師が一定の知識を学修しておくことが重要である。養成段階においては、多文化共生・包摂の視点を身に付けるとともに、必要に応じて日本語指導や言語発達支援等に関する専門知識についても学ぶことができるようにすることが望ましい。**
- さらに、教員養成大学が登録日本語教員養成課程を併設している例もある。今後の日本語指導に関する人材育成という観点からは、こうした**登録日本語教員の資格と、教員免許状の両方を持つ人材を養成していくことが期待される。**

【採用】

- 外国人児童生徒等に対する教育を担う人材の確保は今後ますます重要性が増すものと考えられる。そのため、**大学で日本語教育や多文化共生等に関する専門的な教育を受けた者や、登録日本語教員や日本語指導補助者等、日本語指導の経験を積んだ者の採用が進むよう、国は好事例を都道府県等に提供するとともに、都道府県等は教員採用選考において考慮することを検討すべきである。**

【研修成果の戦略的普及】

- 独立行政法人教職員支援機構(NITS)においては、これまでも「外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修」を実施しているところであるが、同研修について、**各都道府県教育委員会の積極的な関与の下、研修参加者が研修講師となって同研修の成果を市町村教育委員会や学校現場に展開し、日本語指導に関する知見を域内に広く浸透させていくことや～(中略)～研修成果を効果的に広める方策を検討すべきである。**

【研修パッケージ・Plantの活用】

- 文部科学省がこれまで作成した研修動画コンテンツについて、各地方公共団体での活用が一層進むよう、**コンテンツを全国教員研修プラットフォーム「Plant」に集約し、国が主催する指導主事会議等の場で積極的に周知を図るべきである。**

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位

■ 小学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	- 教科に関する専門的事項※1 - 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） - 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 - 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	- 道徳の理論及び指導法※4 - 総合的な学習の時間の指導法 - 特別活動の指導法 - 教育の方法及び技術 - 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法※5 - 生徒指導の理論及び方法 - 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 - 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2
教職部分	十「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）	83	59	37

- ※1 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目を修得
- ※2 専修免許状又は一種免許状の場合は、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上、二種免許状の場合は6以上教科の指導法に関する科目について、それぞれ1単位以上を修得
- ※3 1単位以上を修得
- ※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得
- ※5 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

■ 中学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	- 教科に関する専門的事項※1 - 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） - 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 - 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	- 道徳の理論及び指導法※4 - 総合的な学習の時間の指導法 - 特別活動の指導法 - 教育の方法及び技術 - 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法※5 - 生徒指導の理論及び方法 - 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		28	4	4
教職部分	十「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）	83	59	35

- ※1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ1以上の科目を修得
- ※2 専修免許状又は一種免許状の場合は8単位以上、二種免許状の場合には2単位以上を修得
- ※3 1単位以上を修得
- ※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得
- ※5 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

教員養成課程における日本語指導の具体例について

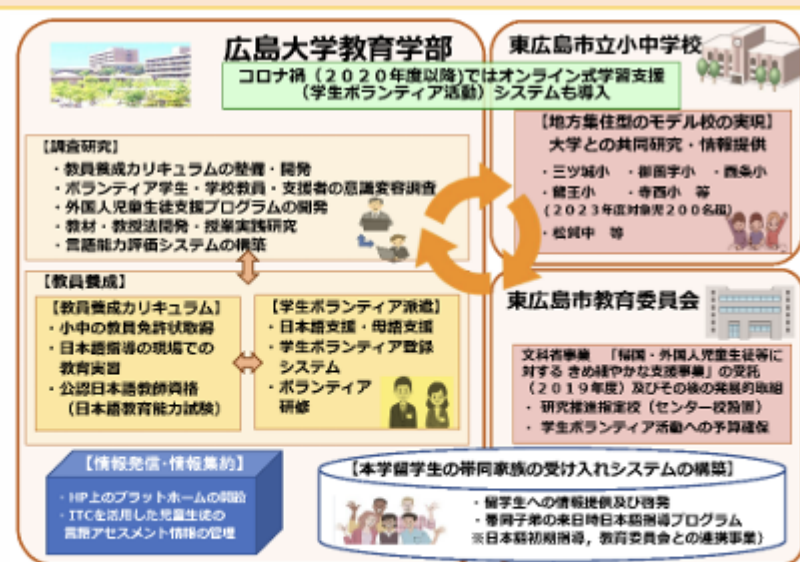
令和6年3月 「教員養成大学・学部、教職大学院の取組状況について ～グッドプラクティスの共有と発信に向けた事例集～」より抜粋

(5) 教員就職率向上

37

【広島大学】教育委員会、小・中学校との連携によるCLD児童・生徒の日本語学習支援

- ・本学教育学部が位置する東広島市は、総世帯数の約7%が外国人世帯であり、小学校では外国籍の児童が急増している（令和5年4月現在200名超）。他方、各学校に配置される日本語指導専門の教員は少なく、日本語の学習支援が喫緊の課題となっている。
- ・この課題に対応するため、平成28年度から市内の研究指定校を皮切りに、文化的・言語的に多様な環境下で成長する児童（CLD児童）の日本語学習支援を開始した。令和2年度からはオンライン形式での学習支援も取り入れ、教育学部の初等教育教員養成コースや日本語教育系コース、大学院人間社会科学研究科の日本語教育学プログラムの学生が、大学教員の指導の下で週1～2回、ボランティアとして担当教諭の指導補助を行っている（令和5年度の対象校は小学校6校、中学校1校）。実際の学校現場で、児童・生徒が抱える困難さを目にしつつ学習の支援を行うことで、参加学生の多くが教員となる強い使命感を抱く好機となっている。自らの専門知識・技能に加えて、日本語教育の知識・技能も併せ持ち、CLD児童・生徒の教育に携われる小・中学校教員の県内外への輩出を進める。
- ・今後は、CLD児童・生徒の日本語学習支援に関する「東広島モデル」の構築及び他地域への普及に向け、東広島市・広島県教育委員会、各小・中学校との連携をさらに強化する。



外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムの内容

概要

外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状態・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に周知し、活用を依頼。

(文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)



モデルプログラムの活用の方法

①養成・研修の課題・目的の明確化

- 教員養成／日本語教師養成
授業を行う科目やコースの目的を設定する。
- 現職教員研修
現場の状況、授業を行う科目やコースの目的を設定する。
- 支援員教育
支援員の現場における役割を確認し、課題を明確化する。

②目標とする資質・能力の決定

- 外国人児童生徒等の教育を担う教員・支援員に求められる資質・能力を参照し、どのような資質・能力を養成するかを決定する。

③授業・研修内容の選定

- 資質・能力に対応する「養成・研修の内容構成(A～N)」から研修・授業で取り扱うものを選定する。

④カリキュラム(実施計画)の決定

- 目標を具体的に設定し、内容に対応するプログラム(講義型・活動型・フィールド型・実習)から適したものを選ぶ。
- 授業・研修条件に合わせて、モデルプログラムを部分的に切り出し、組み合わせてカリキュラム(実施計画)を作成する。

⑤研修等実施

⑥評価

- 授業・研修の目標が達成されたか。そのような資質・能力が高まったか
- 授業・研修の内容・方法をどう調整すべきか評価し、次の研修に活かす。

資質・能力の4要素と課題領域		求められる具体的な力
捉える力	子どもの実態の把握	文化間移動と発達の視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。
	社会的背景の理解	外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的な文脈に位置付けることができる。
育む力	日本語・教科の力の育成	外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。
	異文化間能力の涵養	外国人児童生徒等と周囲の子どもとの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。
つなぐ力	学校づくり	保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。
	地域づくり	異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。
変える／変わる力	多文化共生社会の実現	社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。
	教師としての成長	外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。

養成・研修の内容構成

A 外国人児童生徒等教育の課題	H 子どもの日本語教育の理論と方法
B 外国人児童生徒等教育の背景・現状・施策	I 日本語指導の計画と実施
C 学校の受入れ体制	J 在籍学級での学習支援
D 文化適応	K 社会参加とキャリア教育
E 母語・母文化・アイデンティティ	L 保護者・地域とのネットワーク
F 言語と認知の発達	M 現場における実践(実地教育・研修)
G 日本語の特徴	N 成長する教師(教員・支援員)

モデルプログラムの詳細については、日本語教育学会のホームページをご覧ください。

<https://mo-mo-pro.com/>

教師の採用等の改善に係る取組について（通知）

（令和5年1月10日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）

3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築

公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数の増加等を踏まえ、外国人児童生徒等教育を担う人材を確保することが求められています。国内での外国人に対する日本語教育に関する学習歴・資格や指導に従事した経験も含め、これらの経験や専門性を考慮した一部試験免除や特別の選考など、教育支援の充実に向けた採用選考の実施に努めてください。



外国人児童生徒等の教育に関する 教職員・支援者向け研修動画

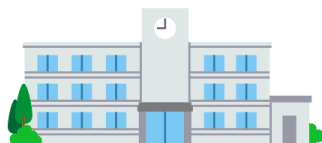


全国の学校教育関係職員を始め、外国人児童生徒等の教育に携わる支援者等を対象に、学校での円滑な受け入れや指導・支援について、必要な知識を学んでいただくための研修動画です。各動画とも20分～30分で学べる内容になっています。

研修動画の対象

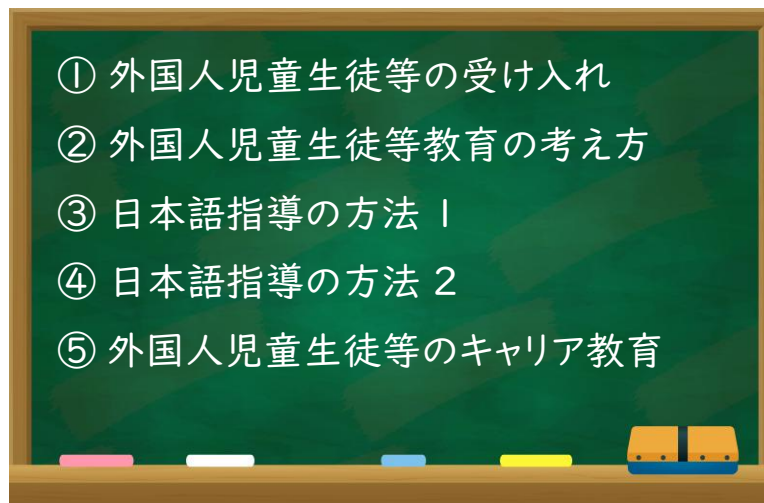
- ・学校の教職員 ・教育委員会職員
- ・日本語指導補助者 ・母語支援員

その他、外国人児童生徒等の教育や支援等に携わる方の研修に活用いただけます。



5つの研修内容

- ① 外国人児童生徒等の受け入れ
- ② 外国人児童生徒等教育の考え方
- ③ 日本語指導の方法 1
- ④ 日本語指導の方法 2
- ⑤ 外国人児童生徒等のキャリア教育



研修動画の活用例

- ・校内研修において動画視聴
→動画の内容についてグループ演習
→全体で発表・共有
- ・教育委員会が実施する研修の事前学習教材として活用
- ・自己研修として個人で動画を視聴

学校内外での研修、
個人での研修など

外国人児童生徒等の受け入れやその支援のための体制づくりをはじめ、日本語指導の具体的な指導方法など、幅広い内容を取り扱っています。

動画は「 YouTube」文科省公式チャンネルに掲載しています。

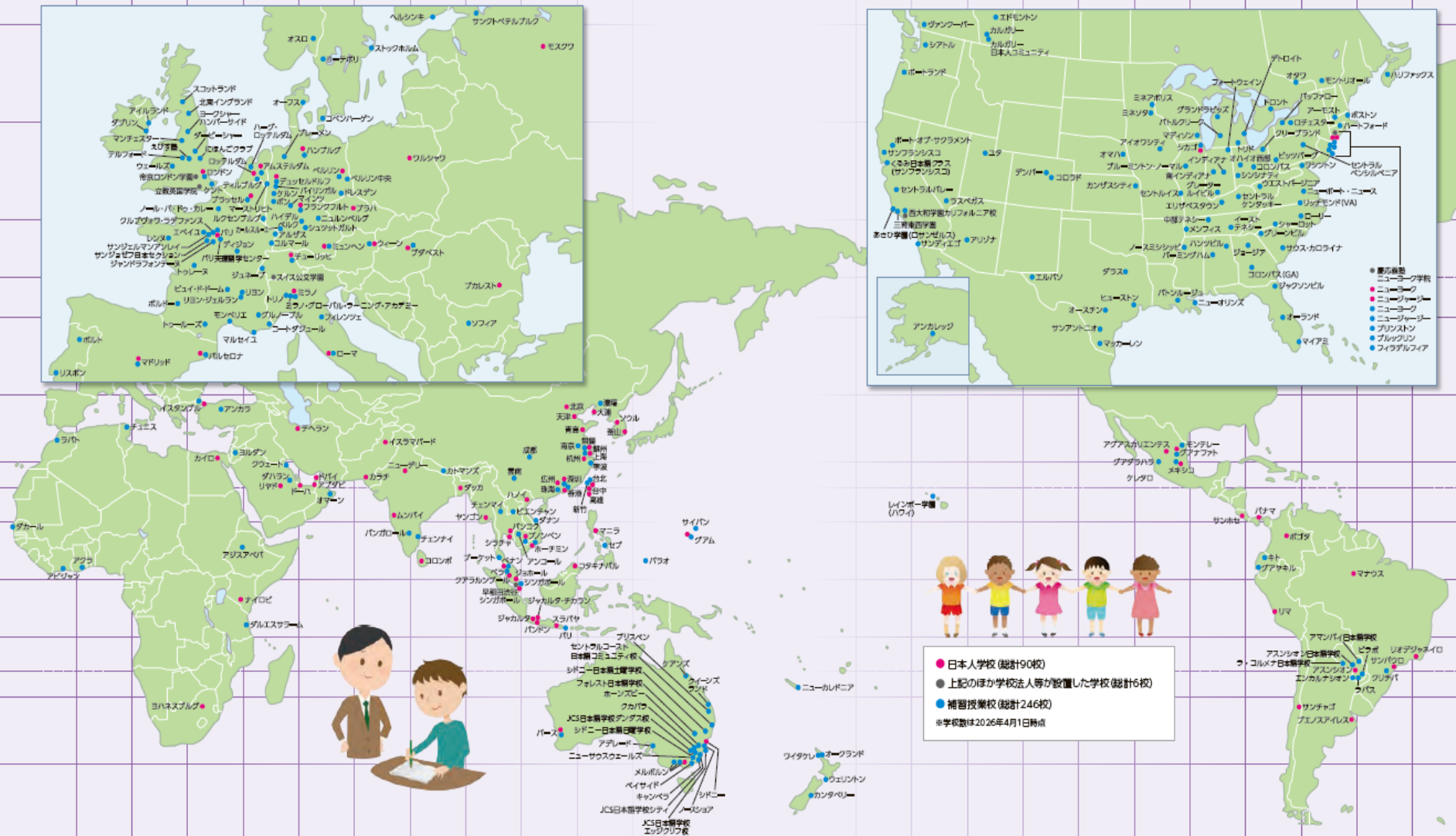
QRコードまたは以下URLから動画・講義資料掲載サイトにアクセスできます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm



在外教育施設教師派遣制度

世界中の在外教育施設（日本人学校、補習授業校、私立在外教育施設）



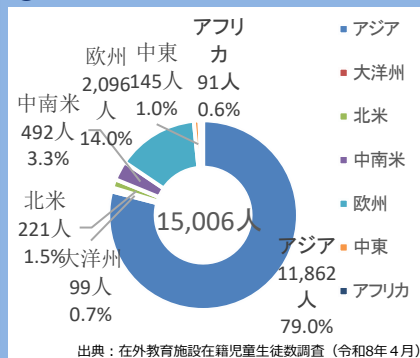
在外教育施設の現状



在外教育施設とは

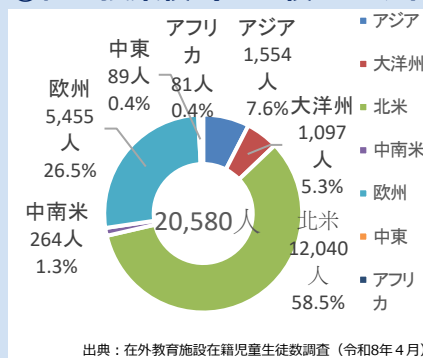
- 「在外教育施設における教育の振興に関する法律」に基づく「在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を踏まえ、**在留邦人の子の学びの保障、国内同等の学びの環境整備、在外教育施設ならではの教育の充実**を図る。
- 我が国の国際的活動の進展に伴い、海外に長期間在留する邦人が同伴する義務教育段階の子供は、日本人学校に15,006人、補習授業校に20,580人、私立在外教育施設に102人（2026年4月15日 在外教育施設在籍児童生徒数調査）。
- 在外教育施設は、海外に在留する日本人の子供のために、日本国内の学校教育に準じた教育を実施することを主な目的として海外に設置されたものであり、①日本人学校、②補習授業校、及び③私立在外教育施設の3種類がある。日本人学校及び私立在外教育施設については、文部科学大臣から、日本の小学校、中学校、又は高等学校と同等の課程を有する旨の認定を受けている。

①日本人学校（90校：47か国1地域）※



海外において我が国の教育関係法令に準拠して、国内の小学校、中学校等における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制的な在外教育施設。

②補習授業校（246校：51か国1地域）※



現地校、国際学校などに通学している日本人の子供に対し、国内の小学校、中学校の一部の教科（国語、算数（数学）が中心）について授業を行う在外教育施設。

派遣教師がいる補習授業校は44校

③私立在外教育施設（6校：4か国）※

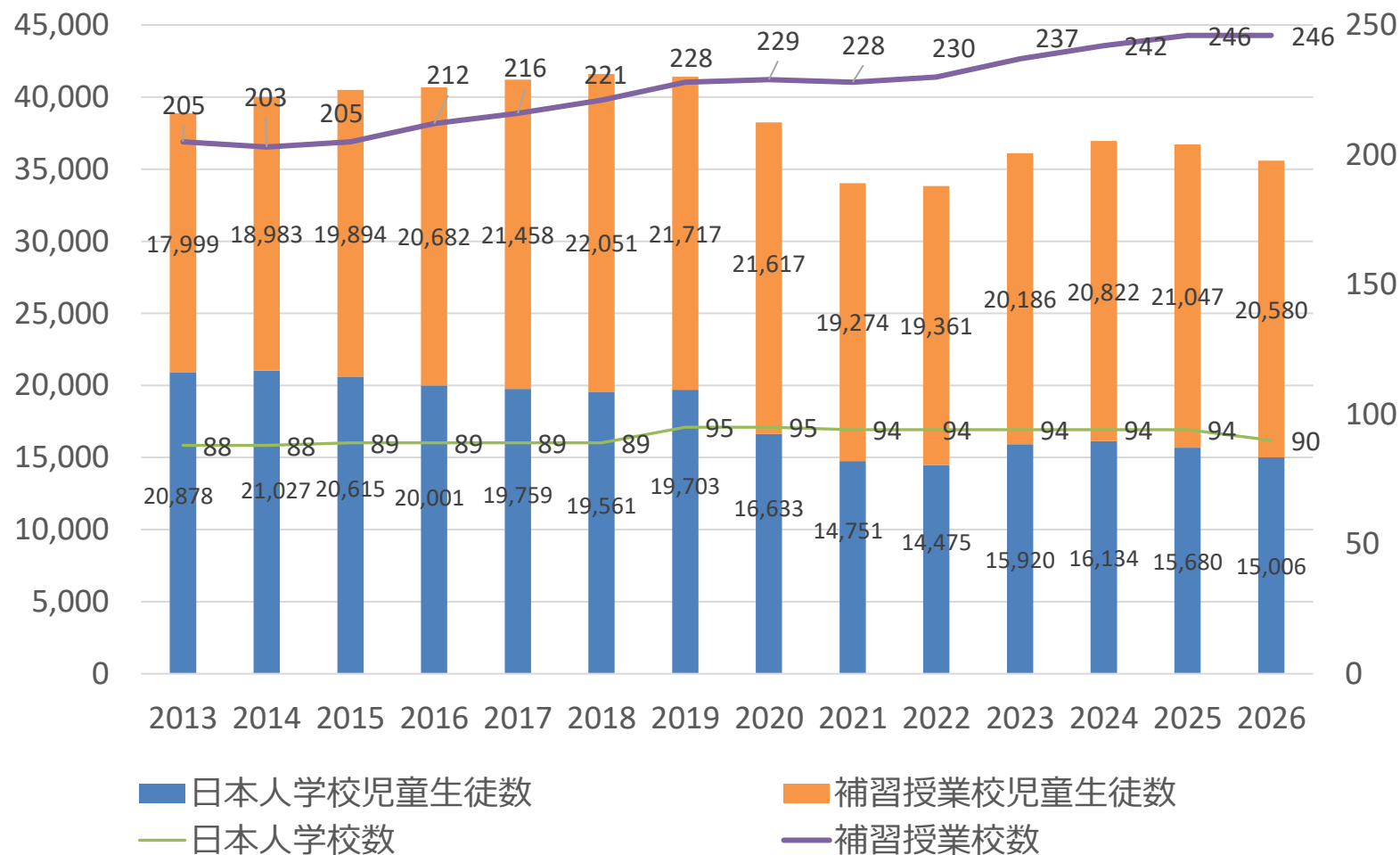
国内の学校法人などが母体となり、国内の学校教育と同等の教育を行うことを目的として設置された全日制的の在外教育施設。

（所在国）

シンガポール／米国／英国／スイス

※校数は2026年4月時点

日本人学校・補習授業校の校数・児童生徒数の推移



※在外教育施設在籍児童生徒数調査等から作成
 ※児童生徒数は義務教育段階の長期滞在者数
 ※数値は各年の4月15日時点

在外教育施設教員派遣事業等

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

21,553百万円
19,040百万円)



文部科学省

背景説明

海外で学ぶ日本人児童生徒に対して、日本国内の学校教育に準じた教育を実施することを目的として、日本人学校・補習授業校等の在外教育施設が設置されている。文部科学省においては、当該施設における教育の充実のため、国内の小中学校等の教師を派遣している。



目的・目標

- 在外教育施設においても国内と同等の学びの環境を整備（特別支援教育の充実、日本語指導の充実等）
- 在外教育施設で学ぶ児童生徒をグローバル人材として育成するための取組を推進

事業内容

①在外教育施設教員派遣事業14,395百万円(12,377百万円)（S56～）

在外教育施設派遣教師等に対し、赴任・帰国旅費及び在外教育施設において勤務するために必要な衣食住等に充当する在勤手当等を支給

◆対象：現職（都道府県等、私学、国立）、シニア、フレ

派遣教師の在勤手当の引上げ等

②在外教育施設派遣教員経費の委託（S53～）

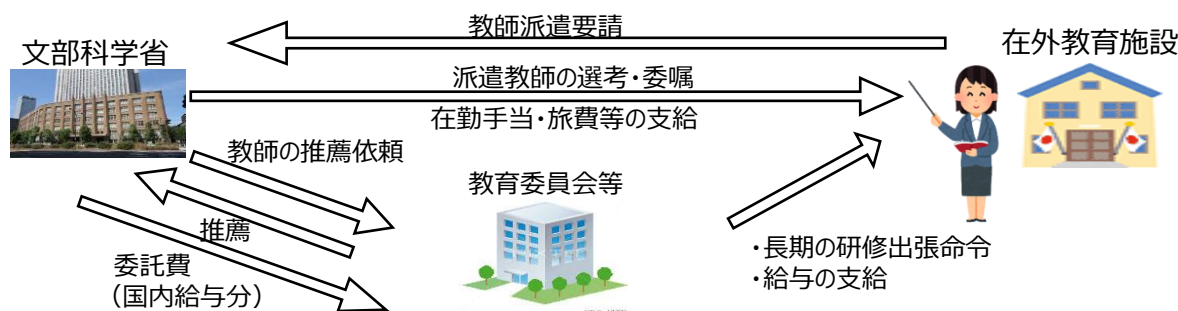
7,104百万円(6,647百万円)

在外教育施設における教師の確保に係る経費（国内給与相当）を、都道府県等に対し委託費として交付

◆交付先：都道府県・指定都市、学校法人

◆対象者数：916人

教師派遣の仕組み（公立学校の教師の場合）



③在外教育施設派遣教員選考・研修等（H1～）

53百万円(16百万円)

在外教育施設派遣教員等の選考及び派遣後の職務等を適切かつ円滑に行うために必要な事前研修等を実施

成果、事業を実施して、期待される効果

派遣教師の在勤手当の引上げ等を行うことにより、派遣教師が海外での教育活動に安心して取り組むことができるようになり、国内と同等の学びの環境整備（特別支援教育の充実、日本語指導の充実）、在外教育施設を活用したグローバル人材育成の取組が進むなど、在外教育施設の機能強化が図られる。

(担当：総合教育政策局国際教育課)

在外教育施設への教師派遣の仕組み

文部科学省においては、日本人学校等の在外教育施設に対し、国内の教育委員会、国立大学法人、学校法人から推薦いただいた教師（現職派遣教師）、シニア派遣教師及びプレ派遣教師を派遣しています。

身分取扱い

- 公立学校所属の教師の場合：教育公務員特例法第22条第3項に基づく**長期の研修出張**としています。文部科学大臣は、研修出張という身分取扱いを受けた教師に対し、**在外教育施設における教育に従事することを委嘱**し、派遣教師はその委嘱に基づき、教育業務に専念しています。
- 私立学校所属の教師の場合：私立学校教師についても、公立学校教師と同様に、出張という身分取扱いを受けた教師に対し、在外教育施設における教育の実施を委嘱しています。
- 国立大学附属学校所属の教師の場合：東京学芸大学に出向の上、海外出張を命じられた教師に対し、公立学校教師と同様に在外教育施設における教育の実施を委嘱しています。
- 旅券の取扱い：文部科学大臣からの委嘱に基づき派遣される教師及びその随伴家族に対しては、**公用旅券**（国の用務により渡航するものに対して発給される旅券）が発給されます。

給与上の処遇

- 長期出張という身分取扱いである派遣教師に対して、**給与及び諸手当は、それぞれの所属先が支給**します。（文部科学省では国内給与相当分を都道府県、指定都市、学校法人に対し、委託費として交付しています。）
- また、文部科学省は、在外教育施設における教育の実施を委嘱することに伴い、赴任・帰国のための**旅費**、海外生活の特殊性を考慮した**在勤手当を派遣教師に支給**します。

派遣期間

- 派遣教師の派遣期間は、**原則2年間**とします。
- 派遣先の在外教育施設において実施する定期的な評価の結果等に応じて、**最大2年間の延長**を認めることとしています。

【文科省の取組】派遣元のニーズに応じた教師派遣

- ・ 小学校教師の**英語力強化優先推薦枠**の新設（H30～）※R4～中学校教師にも拡大
- ・ 姉妹都市に準ずる交流を図っている国・地域、日本語指導が必要な児童生徒が使用している言語を使う国・地域など、**派遣元が特定の国・地域にある在外教育施設への派遣を希望し、教師を推薦できる「優先推薦枠」の拡大**（H30～）

教員のグローバル化の促進について（在外教育施設への派遣促進）



【背景】

- グローバル化が進展する中、①グローバル人材の育成、②帰国・外国人である児童生徒等への対応が更に求められており、学校教育を担う教員についても、これまで以上に、グローバルな感覚・知識・技能が必要となっている。
- そのためには、教員の養成・採用、採用後の資質向上等、あらゆる段階で教員のグローバル化を支援することが必要。

【支援内容等】

養成・採用

グローバル教員養成の促進

- 教育実習先として日本人学校への受入れを可能とする制度の創設
- 大学生等の留学に係る経済支援等の実施

国際理解教育の充実・外国につながる児童生徒等への対応に係る研修の充実

- 都道府県・指定都市教育委員会の担当指導主事等に対して国際理解教育の意義及びその展開について説明し、各学校まで周知いただくよう依頼。
- 外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「モデル・プログラム」を開発。
- 「モデル・プログラム」の普及を図るため、(独)教職員支援機構等の「外国人児童生徒に対する日本語指導指導者養成研修」において、同プログラムの活用方法に係る講義・演習を実施する。

資質向上

国際的な経験を有する教員の積極的な採用促進

- 「教師の採用等の改善に係る取組について（通知）」等において、下記の内容を含む採用等に係る留意事項を通知。
- ✓ 外国語教育の改善の観点から、**日本人学校等での勤務などの海外経験を考慮した加点**など、外国語の指導法等の専門性を考慮した採用選考の実施。
- ✓ 社会人等の教師としての積極的な活用の観点から、**日本人学校等での勤務経験など国際的な活動経験を有する者等に対し、一部試験免除・特別の選考**など、これらの経験や技能・実績を考慮した採用選考の実施。

在外教育施設教員派遣（トビタテ！教師プロジェクト）

- 外国における日本人学校・補修授業校などの在外教育施設への小中学校教員の派遣に係る費用（国内給与・手当等）を支援**
- ✓ 国公私全ての教員が対象。また、現職教員に加え、シニア・プレ段階の教員も対象。
- ✓ 派遣中の戦略的なグローバル教育活動の実施促進による資質向上、派遣後の戦略的な帰国教師の活用の促進（ネットワーク化）

教育委員会
への御願い
【在外施設教員
派遣関係】

- ✓ 在外教育施設での教育経験は、教師がグローバルな感覚の涵養、知識・技能の習得に資するものであることから、**シニア・プレ段階・管理職も含め派遣を希望する教師の送り出しを支援するなど、積極的な対応を御検討いただきたい。**
- ✓ 各個人の在外教育施設への派遣希望を支えるため、**在外教育施設における勤務に対する適切な評価と帰国後における専門性に基いた活用（外国語教育の改善のみならず、国際理解教育や外国につながる児童・生徒等への対応の中心的な役割を担うことが期待）等に積極的に取り組んでいただきたい。**

在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析

- ・ **在外教育施設への派遣経験が教師の資質・能力にどのような効果を与えるか**を実証的に研究。
※エビデンスに基づく政策立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）を推進する総務省の実証的共同研究の一環として実施。
- ・ 2021年12月から2022年3月までの間、教師・管理職へのアンケート調査及び派遣経験者・教育委員会へのヒアリング調査を実施し、統計的手法を用いて分析した結果、**在外教育施設への派遣経験が、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力など、教師の資質・能力向上に繋がるエビデンスが示された。**

①教師向けアンケート調査

能力等の伸びを定量的に把握・分析するため、派遣経験のある教師（派遣教師）とない教師（非派遣教師）に対して、**10年前（2011年度）と現在（2021年度）の自己の能力等に関する認識**についてアンケートを実施
（有効回答数4,765名 うち、派遣教師1,818名、非派遣教師2,947名）

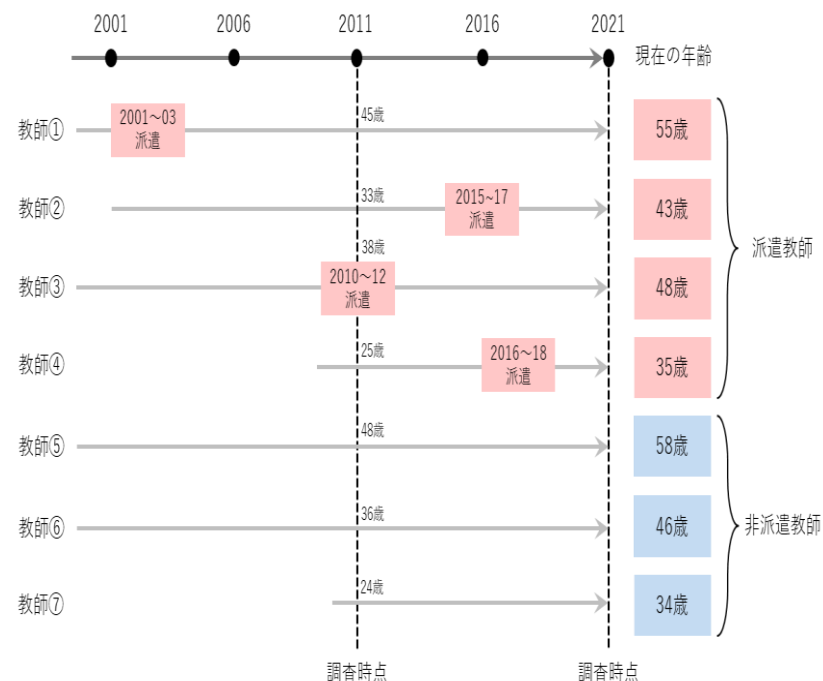
②学校管理職向けアンケート調査

派遣教師と非派遣教師に対する認識について、**第三者的な立場である学校の管理職**にアンケートを実施。

③派遣経験教師・教育委員会へのヒアリング調査

派遣教師等へのヒアリングを組み合わせ、現地での活動内容や、能力等の向上に関する効果発現のメカニズムについて把握。

図 教師アンケートの対象者のイメージ



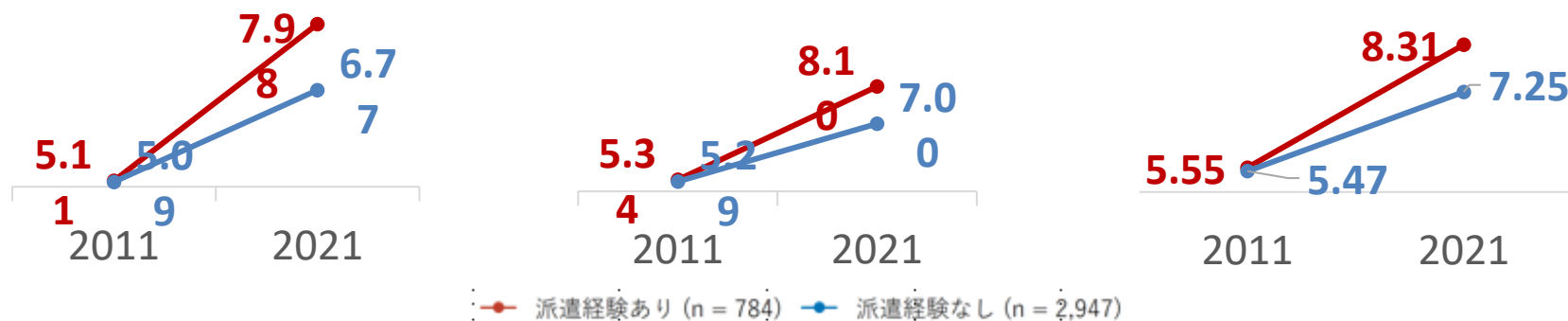
多文化・多言語環境における指導能力

児童生徒の文化的な多様性に適応させた指導をする能力がある

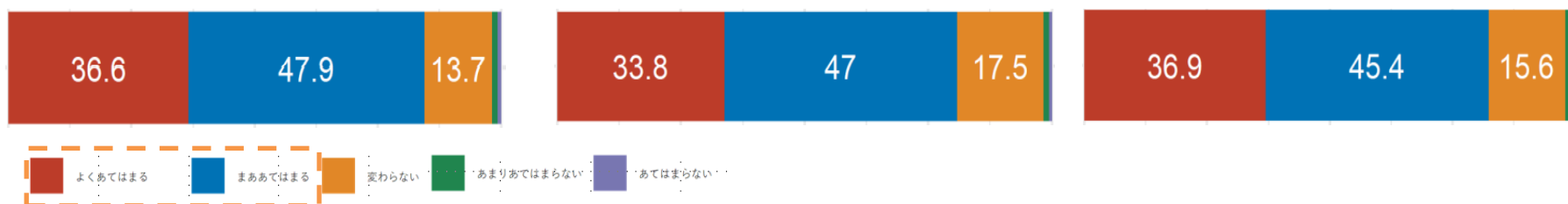
児童生徒間の文化的な違いへの意識向上や差別解消方法に関する指導をする能力がある

文化的背景に限らず、児童生徒や保護者が多様な価値観や背景を持っていることを踏まえて対応できる

個人アンケート



管理職アンケート



経験者の声

- 海外において、母語でない環境で学ぶことがいかに大変かについて体感したことで、帰国後は、逆の立場で、日本で頑張っている外国につながるのある子供たちを理解できるようになった。
- 在外教育施設では、様々な児童生徒がいるため、価値観が違って当たり前。最初は圧倒されたが、この経験を生かし、今では生徒たちにも、価値観が違うのは当たり前と伝えるようにしている。生徒も同じように感じるようになってきたと思っている。
- 現地では日本語が苦手な子供も在席しており、そうした子供に寄り添いながら支援したことが現在につながっている。現在、在籍している学校にも外国籍の子供がいるが、言葉が分からなくてもスポーツや遊びを通じて、コミュニケーションを図っている。自身が現地で生活したからこそ、外国籍の子供を理解できることもあると感じている。

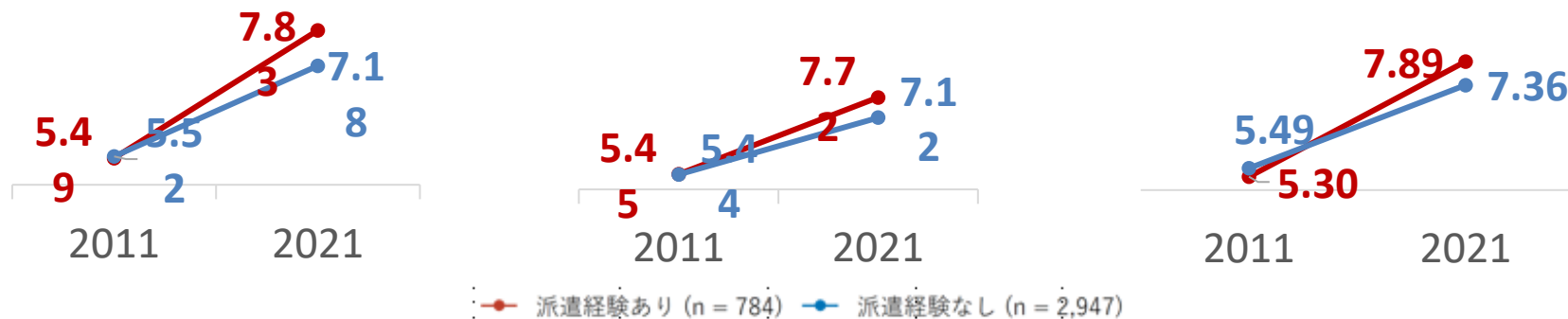
カリキュラム・マネジメント能力

児童生徒や地域の実態を踏まえつつ、育成すべき資質・能力を念頭に置いた指導計画を作成し、効果的な指導を行うことができる

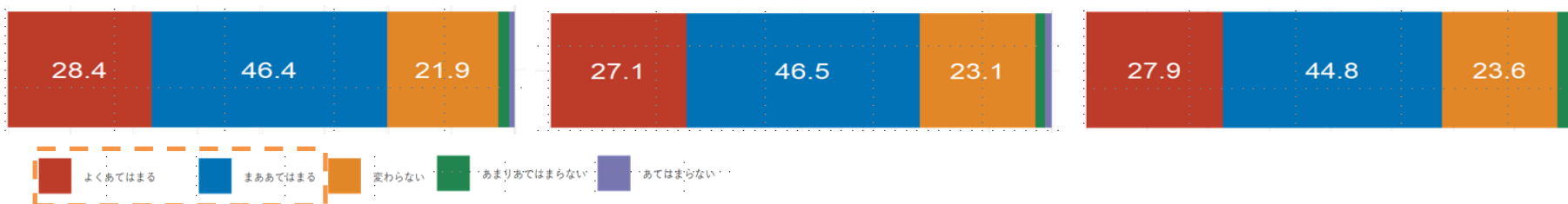
指導の実施後に児童生徒の姿や地域の実態を再評価し、指導計画や指導法を柔軟に見直すことができる

指導計画や教育課程表の作成・協議に当たって他の教科や学校目標との効果的な連携を常に意識している

個人アンケート



管理職アンケート



経験者の声

- 在外教育施設には、**全国各地から教師が集まってくる。様々な教授法や授業づくり、学級経営などをみて、「ここは取り入れよう」「ここは自分のやり方を大事にしよう」など摺り合わせながら取り組んでいくことはとても創造的な経験**だった。
- 派遣を経験したことで、**新しいことを積極的に取り入れられるようになった**。日本人学校は2～3年のサイクルで教師が入替わるため、「昔はこうだった」ということが起きない世界。その時その時に派遣されている教師が、**今一番良いと考える教育を行おうとチャレンジする場所**になっている。
- 日本では教育計画が定められており、教える順番や教材が決まっている。ところが派遣国では、気候が温暖であるため、植物は植えた瞬間にすぐ大きくなってしまって、日本の教科書が役に立たず、日本と同じ教え方はできない。**現地の教科書を使いながら、日本のカリキュラムの中で獲得すべき知識を教える必要があるため、派遣教師はそうしたことが自動的にできるようになっている**だろう。
- 理科の場合、実験器具が限られていたため、自作の実験器具を作ることが多かった。**日本と違って、教材も教具も十分ではない環境下で、何とか日本と同じような教育を提供するべく創意工夫を行う力**はついたと思う。

学校の管理・運営能力

学校組織における中心的役割を担うとともに、教員の指導力・対応力の向上に対して適切に指導・助言を行うことができる

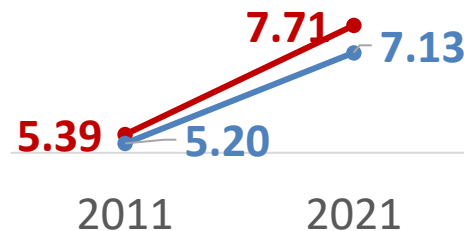
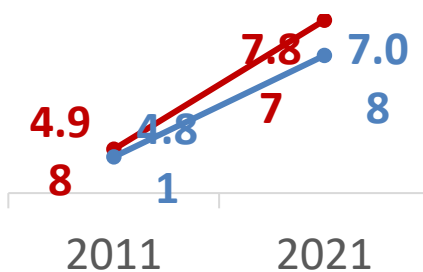
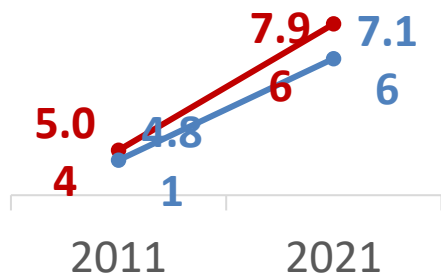
学校の課題を発見し、上司等に対して問題提起や対応策の提案を行い、解決につなげることができる

教育活動の改善に向け、保護者や地域、外部機関と協働を行うことができる

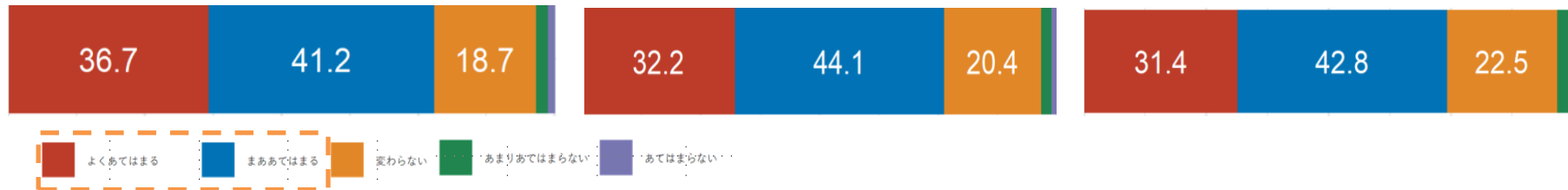
個人アンケート

管理職アンケート

経験者の声



● 派遣経験あり (n = 784) ● 派遣経験なし (n = 2,947)



- 自身が派遣された学校は、1人あたりの月謝がとて高く、**高額な月謝を支払ってまで通わせる価値のある学校なのかが問われていた**。企業は、日本人学校の教育環境を守るため、あえて家族のいる人を派遣し、会社の収益から学費を出している。我々がそれに見合う教育を提供できなければ、企業は単身者を派遣するようになってしまう。**日本だと授業が下手でも学校はつぶれないが、日本人学校だとそうではない。**
- 自然災害が起こり、国内旅行をしていた先生と連絡が取れなくなった。緊急時の対応等は総領事館や大使館、外務省と直接やり取りする形になった。また、テロもあったが、その時は校長先生が日本に帰国していたので、自身を含めて少数での対応だった。**マニュアルもない中で、自分で最善の方法を考えるしかなかったが、この経験は、今般のコロナ禍での対応に活きた。**
- 日本の学校では、管理職が決めて、現場に降ろすトップダウンが多いが、現地では、現場の教師が日本人会と相談を行い、予算の使い方や会議で意見をまとめるといった経験をした。管理職には、そこまで考えることを求められていると学びがあった。**20代という若い年齢で学校の中心となって働いたが、その立場で働く責任がすごく大きかった。その時に苦労した経験が活かしている**実感がある。

(参考) 在外教育施設への現職教師派遣の目標設定について

- 公立学校からの派遣教師は、教育公務員特例法に基づく、都道府県教育委員会等が行う「長期にわたる研修」扱いとなっています
- 帰国後、国内の学校で勤務するうえで必要な資質・能力についても、派遣を通じて向上するというエビデンスが示されています
- 帰国後、学習指導要領に記載されている国際理解の観点を踏まえた指導や、外国人児童生徒等への対応について、中心的な役割を果たすことが期待されています
- 派遣効果をより高めるために、派遣前に派遣教師と管理職及び教育委員会等で派遣期間中の目標を具体的に設定し、派遣終了後にどのような派遣経験を還元できるか、コミュニケーションをとっておくことを推奨いたします

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（抄）

（研修の機会）

第二十二条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者（第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。以下この章において同じ。）の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

示されているエビデンス

① 多文化・多言語環境における指導能力

【経験者の声】

- 母語でない環境で学ぶことがいかに大変かについて体感したことで、帰国後は、逆の立場で、日本で頑張っている外国につながる子供たちを理解できるようになった。

② カリキュラム・マネジメント能力

【経験者の声】

- 派遣国では、気候が温暖であるため、植物は植えた瞬間にすぐ大きくなってしまって、日本の教科書が役に立たず、日本と同じ教え方はできない。現地の教科書を使いながら、日本のカリキュラムの中で獲得すべき知識を教える必要があるため、派遣教師はそうしたことが自動的にできるようになっているだろう。

③ 学校の管理・運営能力

- 日本の学校では、管理職が決めて、現場に降ろすトップダウンが多いが、現地では、現場の教師が日本人会と相談を行い、予算の使い方や会議で意見をまとめるといった経験をした。管理職には、そこまで考えることを求められていると学びがあった。20代という若い年齢で学校の中心となって働いたが、その立場で働く責任がすごく大きかった。（帰国後の業務でも）その時に苦労した経験が活かしている実感がある。

目標設定から帰国後業務までのフロー

Plan


派遣前に目標を設定

Check


帰国後に達成度を確認

Do



派遣中は
オンライン面談

Action



次以降の赴任校
の業務に活かす

文化や言語の「壁」を越える先生 一緒に増やしませんか？

詳細は文部科学省
ホームページへ
「在外教育施設派遣教員」



文化や言語の「壁」？

国内で急増する、外国につながる子供たち。

学校生活の中で、言語や文化の見えない「壁」を感じて苦しんでいるかもしれません。



「壁」を越える先生？

海外の日本人学校での指導経験があると、多文化・多言語環境下での指導力が伸びるというエビデンスがあります。

出典：「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」
※ 文部科学省と総務省が共同で実施。委託先は三菱UFJリサーチ&コンサルティング

[児童生徒の文化的な多様性に適応させた指導をする能力がある]

・教師本人へのアンケート

・学校管理職へのアンケート



■ よくあてはまる
■ まああてはまる
■ 変わらない
■ あまりあてはまらない
■ あてはまらない

文部科学省では、海外の日本人学校等に通う約3万人の子供たちの国内と同等の学びを保障するため、国内の先生を海外に派遣しています（原則2年、家族同伴可）。海外での多様なニーズに応える教育実践などの、国内では得がたい経験は、指導力の向上につながります。

先生も感じたことあるよ「壁」



派遣を経験した先生の声

海外で、母語でない環境で学ぶことがいかに大変か体感した。

帰国後は、日本で頑張っている外国につながりのある子供たちを理解できるようになった。

- 派遣経験がある教師、派遣経験がない教師に対して、学校管理職に対して、現在勤務する学校に所属する派遣経験がある教師について、派遣経験のない同年代の教師と比較してどの程度あてはまるか尋ねた結果を集計したもの。
- 10年前と現在の回答の差分は1%水準で統計的に有意であることが示された。



文部科学省

日本人学校 教師派遣



グローバル教師ポータルサイト



本サイトは、政府派遣教師や学校採用教師、日本国内の教師等の方々（経験者・内定者も含む）に向け、「グローバル教師」「グローバル教育」等に関連する様々な情報を提供することを目的に運営しております。

【本サイトへのアクセス】

グローバル教師

検索

<https://globalteacher.jp>



【本サイトに関する問い合わせ先】

公益財団法人 海外子女教育振興財団
グローバル教師事務局
E-Mail : gt@joes.or.jp

在外教育施設における教育実習を可能とする制度改革について

検討の 背景

- 経済社会のグローバル化の進展、2020年からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
- 文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進

教育職員免許法施行規則の一部を改正

文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した
在外教育施設※による教育実習を可能とする



各都道府県
教育委員会派遣教師や
現地採用教師との接触

様々な教授法や教育情報、
グローバルな視点を習得



イマージョン授業、
日本語教育や日本式
教育・日本文化発信、
ICTの積極的活用など

特色ある教育や指導法に
触れることができる



在外教育施設には
海外での長期滞在
や
国際結婚家庭など

国内の外国籍児童生徒の
対応に経験を活かせる



豊富な外国語活動や
現地校との交流活動
等

グローバルな視点や
考え方が身につく

実施に 当たつて の方策

1. 指導・評価体制の確保

大学は、教育実習の全般にわたり、実習校と連携しながら責任を持って指導に当たること

① 事前・事後指導

- 通常の指導に加えて、滞在先国での生活、安全、文化等に関する基本的な知識を事前に身に付ける
- 海外での実習に関する学生の意欲、適性、能力等を適切に確認するなど、必要な指導の充実を図る

② 実習中の大学による指導

- 訪問ができない場合でも、テレビ会議方式等により学生の状況の観察や学生との意見交換を行う
- 電話、メール等により必要な時に円滑に学生とコミュニケーションが行えるようにする

③ 学生の指導・評価に関する大学⇔実習校間の連携体制

- 大学は、実習に先立ち、実習校との間で、期間中の活動内容、学生への指導及び評価の方法、実習に責任を負う組織や担当者等について協議を行い、円滑な連絡が行われるようにする

2. 大学と実習校との間での協定の締結

あらかじめ大学と実習校との間で協定を締結し、責任体制を明確にしておくこと

例

- ・連携体制の構築
- ・滞在先
- ・経費
- ・安全確保 等

3. 文部科学省による支援・助言等について

- 大学は実習校との協定の内容を文部科学省に報告し、教育実習実施計画書を提出する
- 文部科学省は、大学と実習校とのマッチングの支援や、必要に応じて協定締結及び実習実施に関する助言等を行う

※文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について「在外教育施設の認定等に関する規程(平成3年文部科学省告示第114号)」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。

在外教育施設における教育実習の実績について

検討の背景

- 経済社会のグローバル化の進展、2020年からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
- 文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進

教育職員免許法施行規則の一部を改正

文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設※による教育実習が平成31年4月より可能に

令和4年度実績

受入校：バンコク日本人学校

実施校 東京学芸大学(国立)

実施時期 令和4年9月5日～23日(19日間)

実習生 2名



- JASSO採択の短期派遣プログラム(ノンイミгранトEDビザ取得)として、選択科目「教育実地研究Ⅱ」による3週間の「協力校での教育実習」を実施。
- 校長等の講話、授業参観、学校経営、登下校指導や健康観察、教壇実習(研究授業と事後検討会など)といった一連の実習を行った。
- 大学卒業後は、2名とも日本人学校(バンコク)の教員として勤務を予定。

出典 東京学芸大学からの報告等により文部科学省が作成

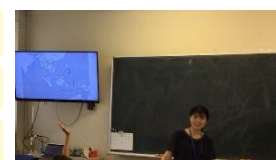
令和5年度実績

受入校：シンガポール日本人学校クレメンティ校

実施校 広島大学(国立)

実施時期 令和5年6月5日～16日(10日間)

実習生 1名



- 広島大学大学院人間社会科学研究科、広島大学教育学部、広島大学附属学校及びシンガポール日本人学校との教育交流及び連携・協力に関する包括協定のもとで教職大学院のアクション・リサーチ実習を実施した。
- 教職大学院のアクション・リサーチ実習として、教職員へのインタビュー調査や児童へのアンケート調査などをもとにした授業実践を行った。

出典 広島大学からの報告等により文部科学省が作成

令和6年度実績

受入校：ロッテルダム日本人学校

実施校 佛教大学(私立)

実施時期 令和6年6月3日～21日(19日間)

実習生 1名(通信教育課程在籍社会人・オランダ在住)



- 小規模校という特性を生かし、色々な場所への社会見学やオランダの現地校、インターナショナルスクールとの交流を通して国際性を身につける活動が盛んな素晴らしい学校であった。
- 日本語能力をしっかりと付けた上で英語学習をした方が、しっかり英語力を身に付けられると感じた。

出典 佛教大学報告書等より文部科学省が作成

令和7年度実績

受入校：ソウル日本人学校

実施校 秋田公立美術大学(公立)

実施時期 令和7年10月27日～30日(4日間)

実習生 3名(教育課程履修性)



- 3本の美術研究授業を実施し、生徒の主体的な対話・協働学習を促した。
- 現地大学の学生との鑑賞・意見交換や大学訪問を通じ、日韓の美術・発酵文化について相互理解を深め、実践的な国際交流を行った。
- 仁川国際教育ハンマダン(ソウル太鼓)の見学や児童生徒との昼食交流を通して、在外教育の学校文化や多様な背景を持つ生徒への指導実践を学んだ。

出典 秋田公立美術大学報告書等より文部科学省が作成

※文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について

「在外教育施設の認定等に関する規程(平成3年文部科学省告示第114号)」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。

プレ派遣の推進について

背景

在外教育施設を活用した戦略的なグローバル教師の育成の観点から、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、

その一環として正規採用教諭を目指す若手教師の育成を目的として、「プレ派遣教師」制度を平成30年度より実施。

プレ派遣教師の派遣実績

派遣期間は原則として2年間。評価等に応じて最長4年間まで延長可。

(派遣実績)

※カッコ内は派遣期間中の
教員採用選考試験合格者数

・令和2年度：8名（合格者なし*）	・令和3年度：13名（1名*）	・令和4年度：26名（1名*）
・令和5年度：33名（6名）	・令和6年度：39名（9名）	・令和7年度：42名

* 新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどのプレ派遣教師が教員採用選考試験の受験を見合わせた。

在外教育施設での教師経験が評価される取組について

背景

- 「教員採用等の改善に係る取組について」（平成29年1月26日付け文部科学省初等中等教育局教職員課長通知）により、日本人学校等での勤務経験など国際的な活動経験を有する者等に対し、一部試験免除や特別の選考等、日本人学校等での経験や技能・実績を考慮した採用選考の実施に努めるよう各都道府県・指定都市教育委員会に通知。
- 「教員採用等の改善に係る取組について」（平成30年2月21日付け文部科学省初等中等教育局教職員課長通知）により、小・中・高等学校を通じた外国語教育の改善として、日本人学校等での勤務などの海外経験を考慮した加点など外国語の指導法等の専門性を考慮した採用選考を実施するよう各都道府県・指定都市教育委員会に通知。

国内における取組事例

- 文部科学省における取組
文部科学大臣優秀教職員表彰候補の推薦において、「国際交流等の分野における特に顕著な成果」として、在外教育施設に派遣経験のある教師（現在の派遣教師も含む。）の在外教育施設での指導経験及び派遣経験を生かした国内での教育活動等についても考慮。
- 各都道府県・指定都市における取組（公立学校教員採用選考試験）
15都道府県、5指定都市において、在外教育施設での勤務経験を有する者に対し、一部試験の免除や加点等の配慮を行っている。 詳細は次のとおり。

令和7年度実施の教員採用試験の状況について

No.	都道府県・指定都市	免除・加点等
1	北海道・札幌市	【英語】小学校教諭、中学校教諭（英語）及び高等学校教諭（英語）等の区分において、在外教育施設等で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者は、第1次検査の総合点に10点加点。
2	茨城県	【令和7年度向け採用試験要項より】在外教育施設の認定等に関する規定（平成3年文部省告示第114号）に基づき認定されている在外教育施設において、継続して2年以上の教育活動に従事した経験を有する方（令和7年4月1日採用時点での経験が2年以上になる方も、受験資格を満たしているものとみなします）については、第1次試験のうち教職専門の試験を免除する。
3	栃木県	在外日本人教育施設において、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に通算2年以上の勤務経験がある者は、第1次試験のうち一般教養試験を免除。
4	千葉県・千葉市	社会人特別選考において、「日本人学校等の現地での採用」等として、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に2年以上の派遣実績・実務経験を有する者は、「教職教養」の選考を免除され、「専門教科」「集団面接」の選考を実施。
5	東京都	在外教育施設の認定等に関する規定に基づき認定されている在外教育施設において、令和6年3月31日までに教育活動に従事した経験が2年以上ある者は、第1次選考の「教職教養」を免除。
6	神奈川県	プレ派遣教師としての在外教育施設での勤務経験に特化した加点等の配慮は行っていないが、一般的な社会人経験として下記資格要件を満たした場合、一次試験における筆記試験のうち、「一般教養・教職専門」が免除となる。 【資格要件】法人格を有する民間企業、公官庁（以下、企業等という）で、令和6（2024）年3月31日までに通算2年以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験のある者
7	長野県	青年海外協力隊など（※）の国際貢献活動の経験が令和7年3月31日現在で通算2年以上ある者は、一次選考のうち「一般教養」を免除。※在外教育施設プレ派遣教師も含まれます。

8	京都府	日本人学校において、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に合計して3年以上の勤務経験がある者は、第1次選考試験の専門試験において5点加算。
9	兵庫県	小学校教諭のうち在外教育施設等における2年以上の英語を使用した勤務経験を有する者は第一次選考試験において20点加算。
10	島根県	【英語】小学校教諭のうち英語区分として、在外教育施設等で令和7年3月31日現在で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者等を別枠で募集
11	徳島県	【英語】英語特別選考（中学校教諭「英語」又は高等学校教諭「英語」）では、原則1年以上の英語を使用した海外での活動経験（在外教育施設等での勤務など）を有する者は第1次審査を免除。 【英語】小学校教諭のうち在外教育施設等で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者は、第1次審査の総合点に15点加算。
12	香川県	特別選考Ⅰにおいて、小学校の教諭を志願する者のうち、次の（A）に該当し、かつ（B）又は（C）のいずれかに該当する者 （A） 次の[a]～[c]のいずれかに該当する者 [a] 中学校又は高等学校の英語の普通免許状を有する者 [b] 英語を母語とする者又はヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）B2 相当以上の英語力を有する者 [c] 海外大学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、24 か月以上の英語を使用した留学又は勤務の経験がある者 （B） 本県の国公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校において、講師等※3として、令和3年4月1日から令和7年5月28日までに、通算12か月以上の勤務経験がある者 （C） 本県の国公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校において、外国語指導助手として、令和3年4月1日から令和7年5月28日までに、通算24か月以上の勤務経験がある者は第1次選考試験の総合教養を免除する。
13	高知県	【英語】小学校教諭のうち在外教育施設等で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者は、第1次審査及び第2次審査の審査項目の合計点にそれぞれ20点加算。

14 福岡県

一般選考の教職等経験者特例において、日本人学校の教員としての派遣経験が平成26年4月1日から令和6年4月30日までの期間に通算24カ月以上ある場合、第一次試験で教職教養を免除（小学校以外）、「専門教科」試験内の「教職教養に関する試験」を免除（小学校）、中学校教員「技術」又は「家庭」を受験する者は専門教科を免除。

15 佐賀県

在外教育施設現地採用教員（※）として2年以上の経験を有する者は、第1次試験の選考において10点加算。
※在外教育施設プレ派遣教師も含まれます。在外教育施設現地採用教員（※）として2年以上の経験を有する者

14 長崎県

社会人特別採用選考として、青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア等（※）として、平成31年4月1日以降令和6年4月30日までに通算2年以上の国際貢献活動の経験を有する者は、第1次試験の「教職・一般教養試験」を免除。※在外教育支援プレ派遣教師も含まれます。

16 横浜市

特別選考①（教職経験者特別選考）次のア、イを満たす方は一次試験免除
ア 受験区分に該当する「国及び地方公共団体が設置する学校における正規教員、任期付教員又は臨時的任用職員等（いずれも常勤と同様の勤務形態での任用）」若しくは「私立学校又は文部科学大臣から認定を受けている日本人学校で常勤として勤務する教員」として、同一の任命権者等における継続勤務歴が、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に3年以上（本市における勤務歴の場合は、2年以上）ある方
※育児休業・病気休職等により勤務しなかった期間は含みません。
イ 上記アにかかる所定の職歴証明書を、最終合格後に提出できる方

17 神戸市

特例措置区分のうち社会人経験者区分において、文部科学省から派遣された日本人学校又は補習授業校の教員（文部科学省HPに掲載の学校に限る）として2年以上の派遣経験を有する者は、第1次選考の教職・一般教養試験を免除。

18 熊本市

プレ派遣で継続して36か月以上の勤務経験（休職及び育児休業等の期間は除く）がある者は、一次試験で「教職科目」の免除となります。



在外教育施設への派遣について積極的に御検討をお願いします

- ・ 在外教育施設への派遣について、派遣元の費用負担はほとんど発生しません（文部科学省が給与相当額等を派遣元に支給）
- ・ 在外教育施設への派遣経験が、教師の資質・能力の向上につながります

【在外教育施設に教師を派遣することで得られるメリット】

- **全国各地から派遣される教師とともに働く**ことで、これまでになかった考えに触れ、**教師としての視野が広がる**。
- 在外教育施設では**若手教師であっても責任ある役割を任せられる**ので、**教師としてのスキルアップ**につながる。
- 在外教育施設での派遣経験のある教師は、外国生活の大変さや様々な考え方をを持った人がいることをよく理解しているので、**日本の学校生活になじめない外国人児童生徒や帰国子女に対する理解**が深い。また、**語学力向上**も期待される。
- **現地の学校と交流**することで、そこでの教育の良さや日本の教育の良さがよくわかり、教師としての**教育観や指導方法を向上**させる。

【文科省の取組①】派遣元のニーズに応じた教員派遣

- ・ 小学校教師の**英語力強化優先推薦枠**の新設（H30～）
※R4～中学校教師にも拡大
- ・ 姉妹都市に準ずる交流を図っている国・地域、日本語指導が必要な児童生徒が使用している言語を使う国・地域など、**派遣元が特定の国・地域にある在外教育施設への派遣を希望し、教師を推薦できる「優先推薦枠」の拡大**（H30～）
- ・ 日本人学校か補習授業校かについて応募者の特性に応じた意向を確認する欄の新設（H30～）
- ・ 高等学校等に勤務する教頭・教諭にも拡大（義務教育諸学校勤務経験なくても可）（H30～）
- ・ 双方が教師の夫婦を派遣する**夫婦枠**の新設（R4～）

【文科省の取組②】

在外教育施設から帰国した派遣教師の能力や知識、経験を還元・共有（「帰国教師ネットワーク構築事業」）

- ・ **フォーラムの開催！（H30～）**
在外教育施設での教育実践の好事例や経験を発表する「帰国教師フォーラム」を開催。
- ・ **帰国教師HPの作成！（R1～）**
各地域の帰国教師の実践活動を集約し、HP（<https://globalteacher.jp/>）へ掲載。

「生命（いのち）の安全教育」について

- ◆ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引きを作成・公表。
- ◆ 令和8年3月には、令和5年の刑法改正による「不同意性交等罪」の創設等の社会情勢の変化等を踏まえて教材・指導の手引きの拡充・改訂を行うなど、全国の学校等での実施に向けた普及展開を推進。

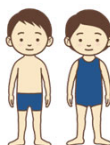
生命（いのち）の安全教育教材・指導の手引きについて

【目標】生命（いのち）の尊さや、性犯罪・性暴力の根底にある誤った認識や行動、性犯罪・性暴力が及ぼす影響といった性犯罪・性暴力の防止・対処に関する知識やスキル、一人一人の人権を尊重する態度等を身に付け、各段階等に応じて適切に対処できるようにする。

各段階における学習内容

【幼児期】

- ・自分の体は自分だけのもので、とても大事なものである
- ・水着で隠れるところは見せたり触らせたりしない
- ・嫌な触られ方をした場合の対応（嫌だと言う など）等



【小学校低・中学年】

- ・他の人の体も大切。見たり触ったりしない
- ・手をつなぎたいと思ったら、相手にきいてみる
- ・自分の体のことを決められるのは自分だけ 等



【小学校高学年】

- ・人との距離感（境界線）の理解
- ・同意を確認しない行為・性的な暴力
- ・インターネットやSNSでの性暴力 等



【中学校・高等学校】

- ・性的同意の明確な理解
- ・性暴力の例（デートDV、SNS被害、痴漢）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応（法律、相談）等
- ・（高校）セクハラ、二次被害



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施

【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態、身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



活用促進の取組

- ◆ 「性犯罪・性暴力防止のための教育」の実施率は全国で45.3%。うち、「生命（いのち）の安全教育」の教材を活用しているのは32.8%であり、更なる普及啓発が必要。（R5文科省調べ）
- ◆ 文部科学省では、活用促進に向けて、動画教材や研修用動画、指導例動画の作成等のコンテンツの充実や、生徒指導提要への位置づけ、学校等で「生命（いのち）の安全教育」講座の実施を支援する普及展開事業（予算事業）等の取組を推進。

各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html





教師を目指すみなさまへ

この小冊子は、教員や保育士など、子供の教育や保育等に係る職業を目指すみなさまを対象として作成しています

生命（いのち）の安全教育

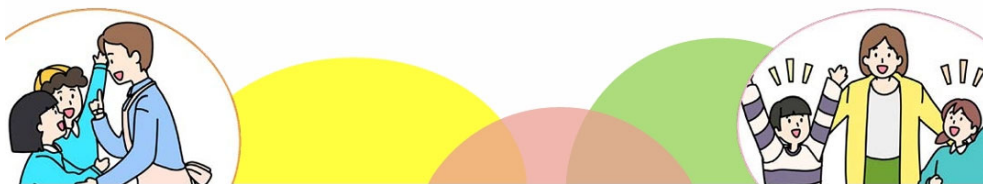
— 性犯罪・性暴力から子供たちを守るために —

- 「生命（いのち）の安全教育」は、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。
- 2020年の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」における教育・啓発活動の強化等の総合的な対策の一つとして検討され、2023年4月より、全国の学校での実施が開始されました。

次のような場面に心当たりはありませんか？これらはすべて「性暴力」にあった時、見聞きした時に生じる気持ちや反応です。

- ☐ 「嫌だ」と思っても相手に言えなかったことがある
- ☐ 相手との距離感が近くてモヤモヤした、おかしいなと感じたことがある
- ☐ 相談したいと思ったけれど、迷惑をかける気がして話せなかったことがある
- ☐ 「昔からこうだから」「みんなこうだから」と言われ、違和感を飲み込んだことがある

- この小冊子は、将来、子供たちを守る立場を目指す学生のみなさまに、「生命（いのち）の安全教育」について知っていただきたいことをまとめたものです。
- 「生命（いのち）の安全教育」に取り組むことは、未来の先生であるあなたと子供たちの権利を守り、人権を大切にしたい社会づくりにつながります。



1 なぜ、生命（いのち）の安全教育が必要なのでしょう

- 体はどこもすべて大切なその人だけのものです。相手の体に触る時には相手の同意が必要となります。同意のない性的な行為はすべて性暴力です。
- 性暴力は、被害者の心と体を深く傷つけ、長期にわたり重大な影響を残す深刻な人権侵害です。家族や親戚、学校関係者、友人や知人等の身近な人からの性暴力が年齢や性別にかかわらず起きています。残念ながら、学校現場でも起きています。
- 性犯罪・性暴力の根絶に向けて、教師は、人権の理解を深めつつ、性暴力の防止についても学び、子供たちが、加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための教育（「生命（いのち）の安全教育」）への理解を深めることが重要です。
- また、あなたが「生命（いのち）の安全教育」を学び、取り組むことで、性暴力の問題が起きた場合に、子供たちの様子に気づき、対応することができます。子供たちの権利保障だけでなく、あなた自身の人権感覚に磨きをかける一助ともなるのです。

2 生命（いのち）の安全教育で学ぶこと

①自分を尊重すること

「自分はかけがえない存在である」という気持ちを育てることは、性暴力への気づきや、どう対応するかにつながります。



②自分と相手を尊重すること

「距離感(境界線)」は自分が安全・安心と感じられる領域を守るバリアです。いやなことには「いやだ」と言ってもいいこと、「いやだ」と言えなくてもその人は悪くないこと、相手の「いやだ」を尊重することが大切です。

③性的同意に対する理解 - 「イヤと言っていない=YESではない」 -

性的同意は、「自分の意思でOKと言ったとき」だけが同意です。沈黙や曖昧な返事は、同意ではありません。おどされるなど、立場が対等でない場合は同意ではありません。一度、同意したことで、嫌だと思ったら変えていいのです。



④困ったときは相談していいこと、子供たちを守る法律があること

悪いのは加害者です。被害者は決して悪くありません。一人で抱え込まずに、専門機関や信頼できる人に相談することが大切です。



3 生命（いのち）の安全教育の教材や手引き等について

- 文部科学省では、生命（いのち）の安全教育の教材や指導の手引き、指導例動画などを作成し、ホームページで公開しています。
- 園児や児童生徒の発達の段階や学校等の状況を踏まえ、教育課程の内外で行われる様々な活動において活用できます。
- 特別支援学校・学級においても、各段階の教材を用いて様々な活動が可能です。

◇生命（いのち）の安全教育のサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html



生命（いのち）の安全
教育サイトQRコード

幼児向け 教材例

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



中学生向け 教材例

「性的同意」とは？

「性的同意」とは、性的な行為に及ぼうとする時に、相手の同意を確認すること。

- 自分も相手もお互いに同意している
いつでも「いやだ」と言える
「何も言わない」ことは「同意」ではない
一度同意しても途中で取り消しできる
一つのことへの同意が、他のことの同意にはならない
- 相手とは対等な対話ができる
- 薬物やアルコールなどの影響がないこと

小学生（低・中学年）向け 教材例

じぶんだけのたいせつなところを
さわられていやな気持ちになったら、
「いやだ！」という。にげよう。
あんしんできる大人におはなししよう。



高校生向け 教材例

ひとりで抱え込まずに話してみよう

もし、性暴力にあつてしまったら、友達が性暴力にあつたら、性暴力を自覚したら、ひとりで抱え込まずに、だれかに話してみよう。相談するのは当然の権利で、解決につながる最初の一歩です。もし、周りの人に話せないときは、あなたを助けてくれるところがあります。

信頼できる大人に話そう

- 担任の先生、養護の先生、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- 保護者、そのほかの身近な人 など

あなたを助けてくれるところ

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター	性犯罪被害相談センター （窓口）	児童相談所 虐待相談ダイヤル	Cure time キュアタイム
※ 24時間受付	※ 24時間受付	※ 24時間受付	※ 24時間受付
※ 8891	※ 8103	※ 189	※ 189

小学生（高学年）向け 教材例

きより感（境界線）って
何だろう？



高校生（卒業直前）・大学生・一般向け 啓発資料例

（※生徒等の状況等を踏まえ、必要に応じ指導）



4 どのように行動すればよいのでしょうか。

生命（いのち）の安全教育を学ぶことで対応方法を知ることができます。

- 学校・園の現場で違和感を覚えたら
 - 一人で抱えこまない／誰かに相談してよい
 - 学校・園関係者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへ
 - 速やかに適切な窓口や相談機関に相談する
- 子供から相談されたら
 - 子供からのことばを否定しない
 - 「あなたは悪くない」と伝える
 - 速やかに適切な窓口や相談機関につなぐ



■ 相談機関

モヤモヤや違和感を感じた時、一人で抱え込まず、専門機関などに相談することは当然の権利です。あなたが声を上げることで、子供たちもあなたも守られます。最新の情報に基づき、あなた自身と子供たちを守ってください。

※ 相談受付時間等は、各機関のウェブサイトをご確認ください。

※ ほかに、民間団体も含め相談に乗ってくれる専門機関があります。まずは相談してみましょう。

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター



※ 8891（はやくワンストップ ※全国共通番号）
※ 最寄りのセンターにつながります。

被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供する相談窓口。関係機関と連携し、医療、相談、カウンセリング等の心理的支援、警察への同行支援、法的支援を行います。（各センターによって、支援内容は異なります）

Cure time（キュアタイム）（内閣府）



SNS相談（日本語、外国語対応）、
メール相談（日本語のみ）

チャットやメールで性暴力の悩みを伺います。年齢、性別、セクシュアリティを問わず、匿名で相談可能。
毎日17時～21時。

性犯罪被害相談電話



※ 8103（ハートさん ※全国共通番号）

※ 発信場所を管轄する都道府県警察の窓口につながります。

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口。
（急を要する場合は110番通報）

児童相談所

189

※ 最寄りの児童相談所につながる
※ 相談専用「児童相談所相談専用ダイヤル」0120-189-783

子どもに関する家庭その他からの相談に対して、子どもが有する問題や子どもの置かれた環境の状況等に応じて、必要な支援を実施。

■ 関係する法律

子供の権利擁護のために、また教員自身の権利擁護のために、働くうえで知っておくべき法律があります。

性犯罪関係の法改正



- ・ 不同意性交等罪、撮影罪などに關することが明記された最新の改正。

こども性暴力防止法 2026.12.25施行予定



- ・ 事業者に対し、子どもに対する性暴力を防止するための制度
（正式名称：学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）

教育職員等による児童生徒 性暴力等の防止等に関する法律



- ・ 免許失効・再取得制限、懲戒処分、予防のための研修実施の義務など。

ハラスメント防止法



- ・ パワーハラスメントやSOGIハラスメント等、ハラスメント防止の基本法
（正式名称：労働施策総合推進法）



道徳教育アーカイブ

文部科学省では、「特別の教科 道徳」の趣旨の実現を

図るため、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる

映像資料等を提供し、学校の取組を全力で支援します。



授業映像



実際の授業の映像と授業者へのインタビューを通して、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる工夫のポイントを紹介。研修等においても活用しやすいように1事例20分程度の動画として編集している。「自分ならばこういう工夫をする」「この発問は効果的である」といったことを話し合ったり、検討したりするなど、様々な方法で活用いただくことを想定。

工夫事例(指導案)

各都道府県等で行われている道徳の授業の実践例(指導案)のうち、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となると考えられる事例を紹介。

授業で使える郷土教材

教科書とあわせて、授業で活用できる郷土の伝統や文化、偉人などに関するものなど、各都道府県等が作成した地域の特色ある教材を紹介。



いじめ防止を扱う実践事例

道徳の授業における実践例に加え、特別活動(生徒会活動)で取り組む事例を含め、各都道府県で実際に行われている、いじめの防止に関わる具体的な問題場面を取り扱った事例を紹介。

教育委員会作成指導資料

各都道府県等の教育委員会が、教師向けに独自で作成した道徳教育のポイント等をまとめた指導資料や実践資料集等を掲載。



道徳教育を知るための資料

道徳教育を知るための基礎資料として、道徳の「特別の教科」化の経緯に関する資料、学習指導要領解説や研修用資料、道徳教育実施状況調査の結果及び結果のポイントについての教科調査官による解説動画などを掲載。

文部科学省作成資料

「私たちの道徳」や「心のノート」等、これまで文部科学省において作成してきた教材をまとめて掲載。



「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」(指導の手引き)

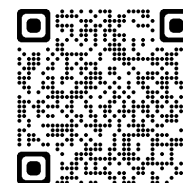
総合的な学習の時間は、変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標にしていることから、これからの時代においてますます重要な役割を果たすことが期待されます。是非、指導の改善・充実に向けて本書をご活用ください。

(小学校編) 今、求められる力を高める 総合的な学習の時間の展開 未来社会を切り拓く豊かな資質・能力の育成に向けた 探究的な学習の充実とカリキュラム・マネジメントの実現 令和3年3月 文部科学省	目次 はじめに.....4 ○今、求められる資質・能力.....4 ○総合的な学習の時間で「児童、教師、地域が変わる」.....9 ○「主体的・対話的で深い学び」を実現する総合的な学習の時間.....13 第1編 総合的な学習の時間において求められる授業改善 16 第1章 総合的な学習の時間の成果と探究的な学習の過程の充実 16 第2章 充実した総合的な学習の時間を実現するための学習指導 19 第1節 学習指導の基本的な考え方.....19 1. 学習過程を探究的にすること.....19 2. 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること.....20 第2節 探究的な学習の指導のポイント.....24 1. 課題の設定.....24 2. 情報の収集.....30 3. 整理・分析.....40 4. まとめ・表現.....48 【コラム】総合的な学習の時間におけるプログラミングの充実.....55 【コラム】総合的な学習の時間における情報手段の基本的な操作スキルの習得.....56 【コラム】総合的な学習の時間における「考えるための技法」の活用.....57	(中学校編) 今、求められる力を高める 総合的な学習の時間の展開 未来社会を切り拓く豊かな資質・能力の育成に向けた 探究的な学習の充実とカリキュラム・マネジメントの実現 令和4年3月 文部科学省	3. 年間指導計画における単元配列の考え方.....87 第2節 年間指導計画作成上の留意点と具体例.....90 1. 生徒の学習経験に配慮すること.....91 2. 季節や行事など適切な活動時期を生かすこと.....92 3. 各教科等の関連を明らかにすること.....92 4. 外部の教育資源の活用及び異校種の連携や交流を意図すること.....95 第4章 単元計画の作成 97 第1節 単元計画の基本的な考え方.....97 1. 単元計画作成の手順.....97 2. 単元計画としての学習指導案.....100 第2節 単元計画作成の具体的手順.....101 1. 全体計画・年間指導計画を踏まえる.....101 2. 三つの観点から生徒の姿を思い描く.....103 3. 探究的な学習として単元が展開するイメージを描く.....105 4. 単元計画を具体的に書き表す.....106 第5章 総合的な学習の時間の評価 114 第1節 生徒の学習状況の評価.....114 1. 学習評価の基本的な考え方.....114 2. 全体計画に示した「学習の評価」の具体化.....116 3. 評価の観点の設定.....116 4. 学習状況の評価の手順.....116 5. 多様な評価の方法.....118 第2節 教育課程の評価.....121 1. 教育課程の評価の基本的な考え方.....121 2. 教育課程の評価項目・指標等の検討.....121 3. 教育課程の改善と外部への説明.....122 第6章 総合的な学習の時間を支えるための体制づくり 123 第1節 体制整備の視点と校長のリーダーシップ.....123 1. 求められる校長のリーダーシップ.....123 2. 体制整備の4つの視点.....124 第2節 組織整備の実践事例.....125 1. 指導体制と運営体制の整備.....125 2. 校内研修等の充実.....133 【コラム】総合的な学習の時間を進める中で教師が育つ—OJTの中で高められる教師としての専門性—.....135 第3節 授業時数の確保と弾力的な運用の実践事例.....136 【コラム】休業日等における総合的な学習の時間の学校の学習活動の取扱いについて.....138 第4節 学習環境の整備の実践事例.....139 1. 学習空間の確保.....139 2. 教室内の学習環境の整備.....140 3. 学校図書館の整備.....142 第5節 外部との連携の構築の実践事例.....144 (参考資料) STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成.....147
1. 総合的な学習の時間における学習指導の基本的な考え方 2. 総合的な学習の時間における学習指導の具体的な実践事例	第2編 総合的な学習の時間とカリキュラム・マネジメント 59 第1章 カリキュラム・マネジメントの充実 60 第2章 全体計画の作成 61 第1節 全体計画の基本的な考え方.....61 1. 全体計画の概要.....61 2. 全体計画の中心となる三要素.....63 3. 三要素を明確にすることの価値.....63 第2節 全体計画作成の進め方.....64 1. 学校教育目標を確認する.....64 2. 各学校において定める目標を設定する.....65 3. 目標を実現するにふさわしい探究課題.....66 4. 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力.....68 第3節 全体計画の具体例.....75 第3章 年間指導計画の作成 78 第1節 年間指導計画の基本的な考え方.....78 1. 年間指導計画とその構成要素.....78 2. 年間指導計画における時数配当の考え方.....78	1. 総合的な学習の時間における学習指導の基本的な考え方 2. 総合的な学習の時間における学習指導の具体的な実践事例	3. 総合的な学習の時間における学習指導の具体的な実践事例 4. 総合的な学習の時間における学習指導の具体的な実践事例

今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (小学校編)
(令和3年3月)

今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (中学校編)
(令和4年3月)

- 本書は、総合的な学習の時間に係る計画の基本的な考え方や具体例、学習指導及び総合的な学習の時間を推進するための体制づくりなどについてわかりやすく解説するとともに、優れた実践事例を取り上げた資料です。
- より使い方の幅を広げることができるよう、電子データを文部科学省ホームページで公開しています。
- 冊子版をお求めの場合には、下記より購入することも可能です。
(株式会社アイフィスHP : <https://www.ifys.co.jp/?p=wejljqbb>)



「今、求められる力を高める 総合的な探究の時間の展開」(高等学校編)



文部科学省

総合的な探究の時間は、探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目標にしていることから、これからの時代においてますます重要な役割を果たすことが期待されます。是非、指導の改善・充実に向けて本書をご活用ください。

(高等学校編)

今、求められる力を高める 総合的な探究の時間の展開

未来社会を切り拓く確かな資質・能力の育成に向けた
探究の充実とカリキュラム・マネジメントの実現

令和5年3月

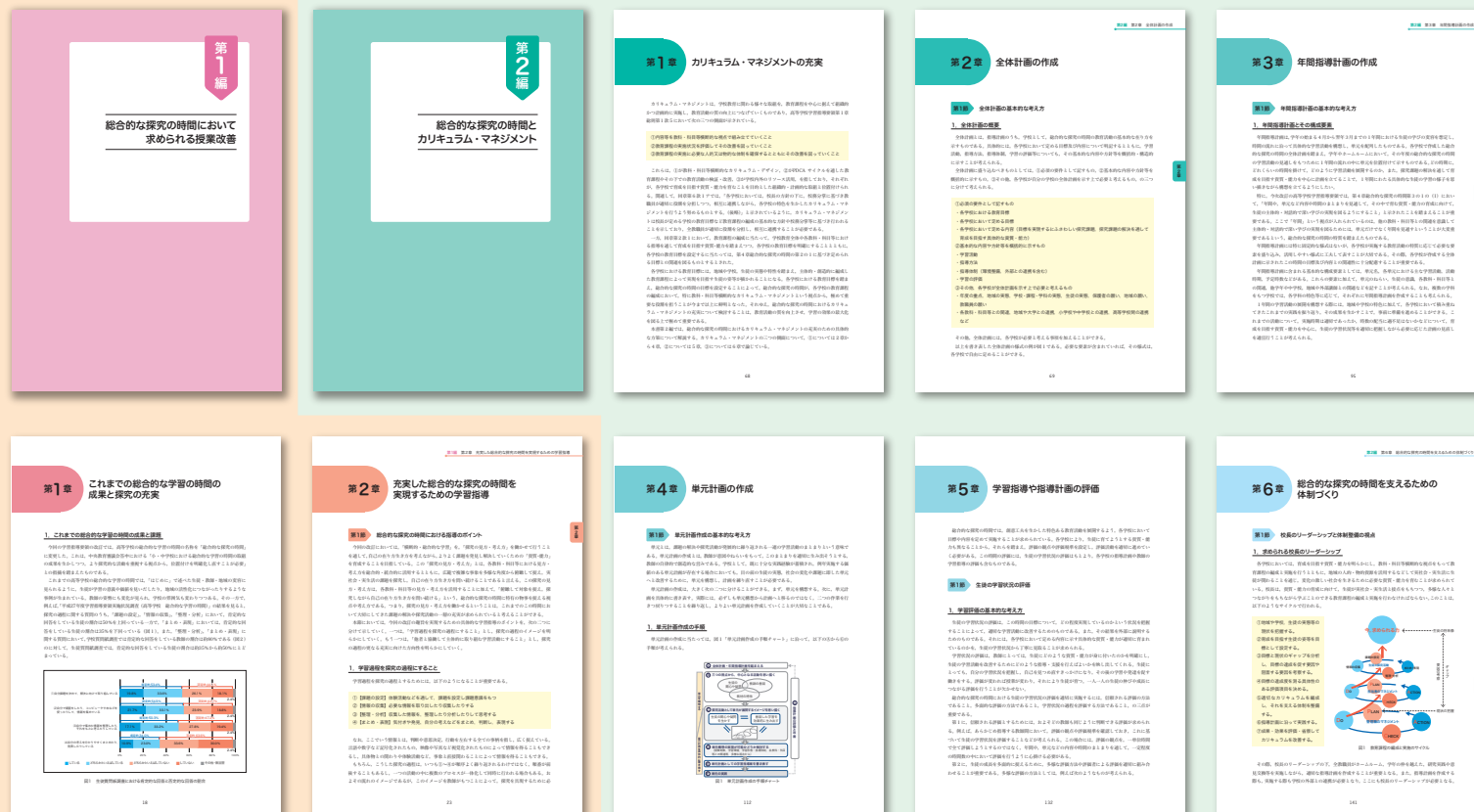


文部科学省

今、求められる力を高める 総合的な探究の時間の展開 (高等学校編) (令和5年3月)

- 本書では、学習指導要領の改訂を踏まえ、総合的な探究の時間に係る計画の基本的な考え方や具体例、学習指導及び総合的な探究の時間を推進するための体制づくり等について分かりやすく解説するとともに、優れた実践事例を取り上げました。
- ニーズに応じてご活用いただけるよう、**電子データを文部科学省ホームページで公開**しています。
- 冊子版をご入用の場合には、下記より購入することもできます。

(株式会社アイフィス HP : <https://www.ifys.co.jp/> 価格：1,925 円 税込)



ご注文方法について

書店申込み

・貴校でお取引している書店様にてお申込み下さい。

東洋館出版社に直接申込み

①東洋館出版社のホームページからの申込み[クレジットカード決済]

インターネットで『初等教育資料』と検索し、東洋館出版社のホームページからお申込み下さい。

定期購読：年間購読／送料無料 & 10%off!

月額課金／お客様のタイミングで申込み・解約ができる!

単品注文：好きな号を1冊からご購入いただけます!

下の二次元コードよりお申込みページに進み、特集テーマをご確認下さい

定期購読(年間・月額)
お申込みページはこちら



単品注文
お申込みページはこちら



2026年度限定特典!

巻末掲載の二次元コードから、2019年度発行・文部科学省教科調査官等著作の電子書籍データを、無料でダウンロードいただけます。ぜひ本誌をご購入の上、巻末のご案内をご確認ください。

東洋館出版社ホームページURL: <https://www.toyokan.co.jp>

②FAXでの申込み

下記「FAX申込み記入欄」に、ご注文内容と送品先をご記入いただき、FAX送信して下さい。

その後郵送されてくる振込用紙をお使いの上、代金をお支払い下さい。ご入金確認次第、定期購読ご契約開始となります。

FAX申込み記入欄

下記申込み欄に必要事項をご記入いただき、東洋館出版社にFAX送信して下さい。
後日郵送する振込用紙にて代金をお支払い下さい。ご入金確認後に商品を発送いたします。

FAX送信先 03-5281-8092

ご希望の商品にチェックを入れて下さい。

【定期購読注文】

☐ 初等教育資料 ※お申込み時点で発売中の翌月号から計12冊のお届けとなります
年間定期購読 税込み 9,240円 + 送料 1,800円

お届け先

(〒 _____)
都 道
府 県

学校名
or 氏名

電話：

※写真提供：msv/PIXTA (ピクスタ)

初等教育資料 定期購読のご案内

学校、教育委員会の方々へ届ける文部科学省編集の月刊誌



令和8年度 確かな実践を、次なる展望へ 次期学習指導要領の方向性を 捉える

「改訂に向けた検討事項と、今、大切にしたい取組」
「各教科等ワーキンググループの審議の取りまとめ」
「教育課程改善の方向性」

初等教育資料 を読めば、

学習指導要領に基づく授業ができる!



令和8年度年間テーマ：
次期学習指導要領に向けて



初等教育資料

学習指導要領に基づいた
より確かな情報を発信する
文部科学省編集の月刊誌

編集:文部科学省教育課程課／幼児教育課
定価:770円(税込み) B5判・平均102頁

令和8年度のテーマは 「次期学習指導要領に向けて」

学習指導要領改訂へ向けた各教科等ワーキンググループの審議状況を届けるとともに、
現行学習指導要領の更なる趣旨の徹底と実現を図るため、学習指導要領に基づく
確かな授業づくりにつながる内容を発信していきます。

【特集テーマ】

● 4月～8月： 改訂に向けた検討事項と、今、大切にしたい取組

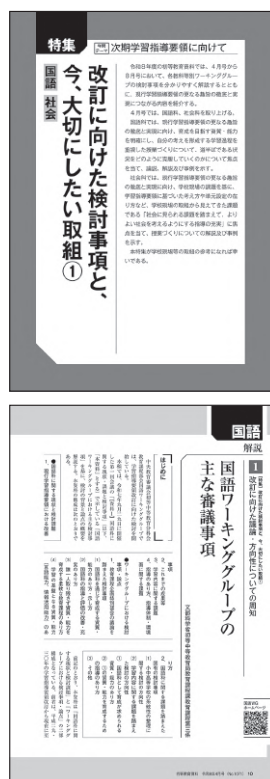
- ・ 4月号 国語／社会
- ・ 5月号 算数／生活／総合
- ・ 6月号 理科／音楽／図画工作
- ・ 7月号 家庭／体育／道徳
- ・ 8月号 外国語（活動）／特別活動

● 9月～2月： 各教科等別ワーキンググループの審議の概要

- ・ 9月号 国語／社会
- ・ 10月号 算数／生活／総合
- ・ 11月号 理科／音楽／図画工作
- ・ 12月号 家庭／体育
- ・ 1月号 道徳／外国語（活動）
- ・ 2月号 特別活動／その他

● 3月：教育課程改善の方向性

- ・ 3月号 中教審答申で示された内容について解説



※特集名は変更になる場合がございます。予めご了承ください。

初等教育資料 編集担当紹介（視学官・教科調査官）



大塚 健太郎
文部科学省教育課程課
教科調査官



小倉 勝登
文部科学省教育課程課
教科調査官



加固 希支男
文部科学省教育課程課
教科調査官



有本 淳
文部科学省教育課程課
教科調査官



齋藤 博伸
文部科学省教育課程課
教科調査官



志民 一成
文部科学省初等中等教育局
視学官



小林 恭代
文部科学省教育課程課
教科調査官



熊谷 有紀子
文部科学省教育課程課
教科調査官



塩見 英樹
スポーツ庁政策課
教科調査官



岩田 悟
スポーツ庁政策課
教科調査官



堀田 竜次
文部科学省教育課程課
教科調査官



早川 優子
文部科学省教育課程課
教科調査官



和久井 伸彦
文部科学省教育課程課
教科調査官



平手 咲子
文部科学省幼児教育課
幼児教育調査官（併）教科調査官

※すべて国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官を併任

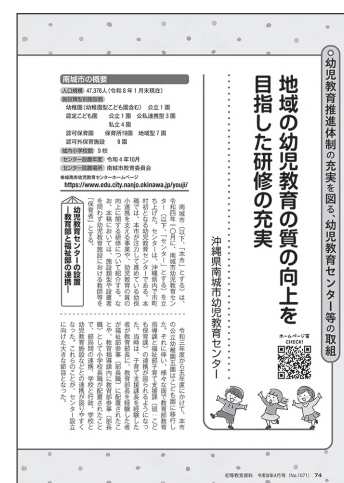
好評！レギュラーコーナー

特別支援教育

特別支援教育に関する最新の情報や話題、通常学級や特別支援学級等における特別な支援を要する子供への指導などを、事例を交えながら紹介します。

幼児教育推進体制の充実を図る、幼児教育センター等の取組

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとされ、とりわけ幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図ることが求められています。本コーナーでは、幼児教育推進体制を活用するなど地域の幼児教育の質向上を目指す幼児教育センター等の取組を紹介します。



学習指導要領改訂に向けた審議状況の全容をつかむために必読の一冊！

文部科学省教育課程課 編集

中等教育資料

のご案内

●毎月28日発売 ●B5判／平均86ページ
●定価825円（本体750円＋税10%）

令和8(2026)年度の特集テーマは

学習指導要領改訂に向けて ～各教科等別ワーキンググループ における審議状況～

現在、総則・評価特別部会をはじめ各教科等ワーキンググループで議論されている検討事項について、文部科学省教育課程課が詳説！
4月号からの購読で、学習指導要領改訂の確かな全体像がつかめます！

年間特集内容

- 4月号 ■ 論点整理解説 ■ 国語WG ■ 社会・地理歴史・公民WG
5月号 ■ 算数・数学WG ■ 生活・総合的な学習・探究の時間WG
6月号 ■ 理科WG ■ 芸術WG ■ 情報・技術WG
7月号 ■ 体育・保健体育・健康、安全WG ■ 家庭WG ■ 道徳WG
8月号 ■ 外国語WG ■ 特別活動WG
9月号 ■ 国語WG ■ 社会・地理歴史・公民WG
10月号 ■ 算数・数学WG ■ 生活・総合的な学習・探究の時間WG
11月号 ■ 理科WG ■ 芸術WG
12月号 ■ 家庭WG ■ 体育・保健体育・健康、安全WG ■ 産業教育WG
1月号 ■ 情報・技術WG ■ 外国語WG ■ 道徳WG
2月号 ■ 特別活動WG ■ 特別支援WG ■ 不登校WG ■ 特異な才能WG
3月号 ■ これまでの審議状況の総論(各教科等WGの概要含む)

※特集名・内容は変更になる場合があります。予めご了承ください。

電子版は
こちらから



Amazon



楽天Kobo

- ➡ 教育委員会の指導主事
➡ 中学校・高等学校の校長、教頭先生
➡ 中学校・高等学校の教務主任
➡ 「学習指導要領」の確かな理解を求める中学校・高等学校の教諭
➡ 学年主任としての学年、学校のあり方を研究したい教諭

授業づくりや
学習指導案・

年間指導計画作成、
研修会等をサポートする
充実の内容！

各都道府県の
教育活動や実践を紹介

特色ある教育活動

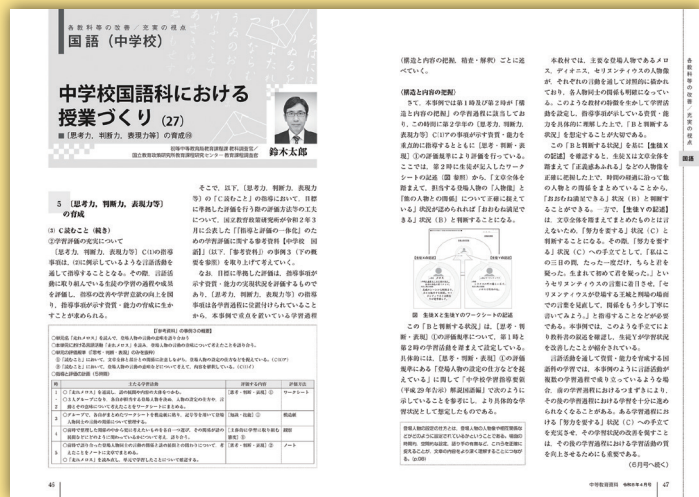
1人1台端末とクラウド環境を活用した
自治体や学校の実践紹介

StuDX Styleへの扉



視学官・教科調査官による
学習指導要領に基づいた連載解説

各教科等の改善／充実の視点



中等教育資料 定期購読のご案内

●定期購読は、FAX、お電話または学事出版ホームページよりお申込みください。●雑誌・書籍と共に振込用紙を同封しますので、到着後お支払いください。

「中等教育資料」		お届け先ご住所（ ☐ 自宅 ☐ 勤務先）	
月号より 毎月購読します。		〒 - - 電話番号： - -	
フリガナ		勤務先名	
お名前		電話番号： - -	
		公費購入 ☐ 希望 します	

学事出版 <https://www.gakuji.co.jp> 〒101-0051 千代田区神田神保町1-2-5 和栗ハトヤビル3F TEL03-3518-9016 FAX 0120-655-514

視学官・教科調査官からのメッセージ

学習指導要領に基づく
確かな授業づくりの考え方や
授業実践のヒントを解説します！



鈴木太郎 (すずき・たろう) 【国語】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官 ▼東京都公立中学校教
諭・東京都教育庁指導部義務教育指導課指導主事・統括指導主事
等を経て現職。

一人一人の生徒が生き生きと取り組み、国語で正確に理解し適切に表現する力を身に付けていく。そのような授業の実現に向けて、一緒に考えていきたいと思います。



上月さやこ (うづき・さやこ) 【国語】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官 ▼兵庫県公立高等学校教
諭・兵庫県教育委員会事務局高校教育課指導主事・主任指導主事
等を経て現職。

社会の変化に主体的に対応するために必要な国語での確に理解し効果的に表現する資質・能力を育成する授業について、創意工夫をもつて先生方と一緒に考えていきたいと思います。



磯 崇仁 (いそ・たかひと) 【社会・地理歴史】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官 ▼横浜市立中学校教諭・
横浜国立大学教育学部附属横浜中学校教諭を経て現職。

生徒一人一人が、歴史の学習を積み重ねていながら、歴史を学ぶ意義を実感できるような授業を先生方と共に考えていきたいと思っています。



小関祐之 (こせき・ひるゆき) 【社会・地理歴史】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官 ▼山梨県公立高等学校教
諭・大学入試センター試験問題調査官・日本女子大学講師(非常
勤)・山梨県教育庁指導主事を経て現職。

地理を学ぶと今まで気が付かなかった身近な地域や世界の諸地域について理解することができ。そのような魅力ある授業をつくるために、一緒に取り組みましょう。



前野文繁 (まえの・ふみひろ) 【地理歴史】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官 ▼北海道立高等学校教
諭・北海道教育庁指導主事を経て現職。

歴史の学習を通じた生徒の資質・能力の育成に向け、どのように単元や授業をデザインし、どのような学習方法を選択するのかについて、できる工夫を一緒に考えていきたいと思います。



磯山恭子 (いそやま・きよこ) 【社会・公民】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官 ▼筑波大学教育学系准研
究員・静岡大学教育学部教授を経て現職。

未来を担う全ての生徒のために、変化する社会の下で、公民としての資質・能力の育成を目指す社会科・公民科の役割と魅力を共に考えていきたいと思います。



水谷尚人 (みずたに・なおひと) 【数学】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官 ▼国立教育政策研究所
教育課程研究センター学力調査官 ▼愛知県立高等学校教諭・
准教授を経て現職。

「数学に取り組んでみたい！」と思う子供たちを育てたいと思います。数学のおもしろさや楽しさが実感できるような授業を、先生方と一緒に考えていきたいと思います。



小林 廉 (こばやし・れん) 【数学・理数】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官 ▼国立教育政策研究所
教育課程研究センター学力調査官 (非常勤)・東京学芸大学附属国際
中等教育学校を経て現職。博士(教育学)。

数学に前向きな生徒を一人でも多く育てたいと思っています。数学を学ぶ意義や考えることの楽しさを実感できるような授業のあり方を、先生方と一緒に探究していききたいと思っています。



藤枝秀樹 (ふしえだ・ひでき) 【理科・理数】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官 ▼香川県公立高
等学校教諭・香川県教育センター指導主事を経て現職。

「生徒の科学する心に火をつける」。そのような理科の授業づくりを、先生方と一緒に考えていきたいと思います。



真井克子 (まない・かつこ) 【理科・理数】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官 ▼奈良県公立高等学校教
諭・奈良県立教育研究所指導主事・奈良県教育委員会指導主事等
を経て現職。

観察・実験を通してたくさんの気付きを得ながら科学的に探究する生徒の育成を目指して、一緒に取り組みましょう。



小林 一人 (こばやし・いちのり) 【理科・理数】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官 ▼東京都公立高等学校教
諭・東京都教育庁指導主事を経て現職。

生徒たちの科学に対する興味・関心を高め、科学的に探究するために必要な資質・能力を育成する授業づくりを一緒に考えていきたいと思います。



三次徳二 (みつぐに・とくに) 【理科・理数】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官 ▼大分大学教育学部教
授・平成20年度より、教科調査官を併任。

地学教育に携わる先生方とネットワークを築き、地域の自然を活用した理科授業の実践事例の発掘や共有、情報提供に務めたいと思います。



河合紳和 (かわい・のぶかず) 【音楽】

▼文化庁参事官・芸術文化担当付教科調査官／初等中等教育局
教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所教育課程研究セン
ター教育課程調査官 ▼静岡県公立高等学校教諭を経て現職。

生徒が様々な音楽と主体的に関わり、そのよさや美しさを味わい、未来を心豊かに生きていくための資質・能力を育む音楽の授業について探究していきましょう。



平田朝一 (ひらた・ともかず) 【美術・工芸】

▼文化庁参事官・芸術文化担当付教科調査官／初等中等教育局
教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所教育課程研究セン
ター教育課程調査官 ▼岡山県公立中学校教諭・岡山県総合教育
センター指導主事・岡山県公立中学校指導教諭を経て現職。

「どのような未来を創っていくのか」。これから生きていく子供たちのために、美術、工芸が育成を目指す資質・能力とは？先生方と一緒に考えていきたいと思います。



豊口和士 (とよぐち・かずお) 【書道】

▼文化庁参事官・芸術文化担当付教科調査官／初等中等教育局
教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所教育課程研究セン
ター教育課程調査官 ▼文芸大学文学部教授・平成30年度より教
科調査官を併任。

書道の学びを通じて、書の伝統や文化、歴史に触れ、書の美を感じしながら、表現することの楽しさを実感できる、そのような魅力的な授業づくりを一緒に考えていきたいと思います。



網島 毅 (うしみ・たけし) 【保健体育】

▼スポーツ庁政策課教科調査官／初等中等教育局健康・食育課
健康教育調査官／国立教育政策研究所教育課程研究センター
教育課程調査官 ▼札幌市立小学校教諭・北海道教育大学附属札幌
小学校教諭・札幌市教育委員会指導主事を経て現職。

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現・継続するための資質・能力を育成する体育の授業づくりについて、先生方と一緒に考えていきたいと思います。



岩田 悟 (いわた・さとし) 【保健体育】

▼スポーツ庁政策課教科調査官／初等中等教育局健康・食育課
健康教育調査官／国立教育政策研究所教育課程研究センター
教育課程調査官 ▼札幌市立小学校教諭・北海道教育大学附属札幌
小学校教諭・札幌市教育委員会指導主事を経て現職。

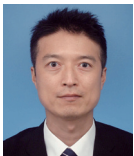
生徒一人一人が、健康の大切さを実感でき、心身共に健康で豊かな生活を送ることにつながる楽しい授業づくりを、全国の先生方と一緒に考えていきたいと思います。



鈴木貴晃 (すずき・たかひろ) 【保健体育】

▼スポーツ庁政策課専門官／総合教育政策局健康・食育課健康
教育調査官 ▼岐阜県教育委員会スポーツ健康課主任技師・環境省水・大気環境局放射線物質汚染対策部参事官室主査等・岐阜
県環境生活部廃棄物対策課係長・心付・スポーツ庁政策課専門官
／初等中等教育局健康・食育課健康教育調査官を経て現職。

薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止などをもって健康的な生活を確保できるよう情報提供に努めたいと思います。



渡邊茂一 (わたなべ・しげかず) 【技術】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／情報教育振興室教科
調査官／国立教育政策研究所教育課程研究センター教科調査
官 ▼相模原市公立中学校教諭・相模原市教育委員会教育セン
ター指導主事を経て現職。

ブラックボックス化している技術の仕組みを理解して適切な評価をし、上手に運用して新たな価値を創り出し、社会の問題解決ができる生徒の育成を、共に考えていきたいと思います。



熊谷有紀子 (くまがい・ゆきこ) 【技術・家庭】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官 ▼長野県公立中学校教諭・長
野県教育委員会教学指導課指導主事・長野県公立中学校教諭を
経て現職。

よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする生徒の育成を目指す技術・家庭科(家庭分野)の授業づくりについて、一緒に考えていきたいと思います。



田邊暁子 (たなべ・あきこ) 【家庭】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／参事官(高等学校担
当)付産業教育振興室教科調査官／国立教育政策研究所教育課程
研究センター教育課程調査官 ▼千葉県公立高等学校教諭・千葉
県教育庁教育振興部学習指導課指導主事・千葉県公立中学校教
諭・千葉県教育庁教育振興部学習指導課指導主事を経て現職。

未来を担う生徒たちが、生涯を見通し、多様な他者と協働しながら生活の中の課題を解決して自らの人生を切り拓いていけるような授業を、ぜひ一緒に考えていきたいと思います。



鹿嶋成子 (かしま・せいこ) 【外国語】

▼初等中等教育局教育課程課外国語教育推進室教科調査官／国
立教育政策研究所教育課程研究センター教育課程調査官・学力調
査官 ▼岐阜県公立中学校教諭・岐阜市教育委員会指導主事・初
等中等教育局教育課程課外国語教育推進室専門職を経て現職。

全ての生徒が、外国語を学ぶ意義や楽しさを実感し、未来をたくましく切り拓くことができる、そのような外国語の授業を先生方と共に考えていきたいと思います。



富永 幸 (とみなが・ゆき) 【外国語】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官 ▼滋賀県公立高
等学校教諭・滋賀県公立高等学校教諭・滋賀県教育委員会高校教
育課主幹等を経て現職。

生徒がことばを通して様々な考え方、歴史や文化と出会い、未来社会を切り拓くための資質・能力を身に付けられるような授業を先生方と共に考えたいと思います。



大平剛生 (おおひら・たけお) 【公民・道徳】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官 ▼広島県立高等学校教
諭・広島県教育委員会指導主事・保良・広島県立高等学校教諭を
経て現職。

「考え、議論する道徳」や「考える倫理」の授業とはどうあるべきか？生徒が学ぶ意義を実感できる授業の実現を目指して、一緒に取り組んでいきましょう。



須藤祥代 (すずふう・さちよ) 【情報】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／高等学校振興課産業
教育振興室教科調査官／参事官デジタル学習基盤担当付情報教
育振興室教科調査官／国立教育政策研究所教育課程研究センター
教育課程調査官 ▼東京都公立高等学校 千代田区立九段中等教
育学校等を経て現職。

デジタル技術の発展など急速に変化し続ける社会に、生徒が資質・能力の育成に向けて探究的に学びを深め、未来の創り手になるよう、一緒に取り組んでいきましょう。



登本洋子 (のぼりもと・ようこ) 【総合的な学習(探究)の時間】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官 ▼東京学芸大学大学院教
育学研究科准教授・令和七年度より教科調査官を併任。

デジタル空間と現実世界との境界が曖昧になるほど、問いをもち、直接経験し、自ら考えることの意義は大きくなります。その時、総合はどうあるとよいか、共に創っていきましょう。



加藤 智 (かとう・さとし) 【総合的な学習(探究)の時間】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官 ▼愛知淑徳大学准教授・
令和元年9月より、教科調査官を併任。

総合的な学習(探究)の時間は、持続可能な社会の「創り手」を育成するための重要な役割を担っています。地域や社会に積極的に働きかけ、学ぶ生徒を育てていきたいと思います。



佐藤 学 (さとう・まなぶ) 【特別活動】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／児童生徒課生徒指導
調査官／国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター総
括研究官／キャリア教育総括調査官／教育課程研究センター教育
課程調査官 ▼東京都公立中学校教諭・足立区教育委員会指導主
事を経て現職。

川の流れば、たった一枚の木の葉により見えるようになります。子供たちにとつての木の葉とは何か。特別活動とキャリア教育の視点から先生方と一緒に考えていきたいと思います。



長田 徹 (ながた・とほる) 【特別活動】

▼初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官／国立教育政策研究所
指導・進路指導研究センター参事官・東北福祉大学教育学部教
授・初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査官／国立教育政策
研究所生徒指導・進路指導研究センター総括研究官等を経て現職。

全人的な人間形成を目指す特別活動と、在り方生き方を考え学習意欲の向上を図るキャリア教育の推進に向けて、役立つ情報の発信に努めてまいります。

放射線副読本について

- 東日本大震災での原子力災害を受け、学校教育において、児童生徒が**放射線に関する科学的な知識を身に付け、自ら考え行動できるようにすることが求められている**ため、文部科学省において放射線副読本を作成している。現行の形では平成23年度から作成・配布
- 毎年度、1人1台端末で活用できるよう、URLとQRコードを教育委員会、学校等に周知している。



【縦版】



ベクレル (Bq)

放射性物質が放射線を出す能力を表す単位

1ベクレルとは、1秒間に一つの原子核が壊変(崩壊)すること示します。例えば、370ベクレルの放射性カリウムは、毎秒370個の原子核が壊変して放射線を出しカルシウムに変わります。

※壊変(崩壊)とは
原子核が放射線を出して別の原子核になる現象のことです。

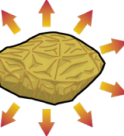
グレイ (Gy)

放射線のエネルギーが

物質や人体の組織に吸収された量を表す単位

放射線が物質や人体に当たるともっているエネルギーを物質に与えます。1グレイとは、1キログラムの物質が放射線により1ジュールのエネルギーを受けることを表します。

※ジュール:エネルギーの大きさを表す単位



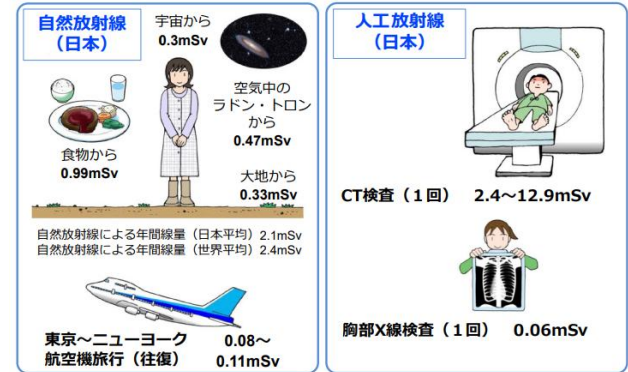
放射性物質

シーベルト (Sv)

人体が受けた放射線による

影響の度合いを表す単位

放射線を安全に管理するための指標として用いられます。



※1mSv (ミリシーベルト) = 1000μSv (マイクロシーベルト)

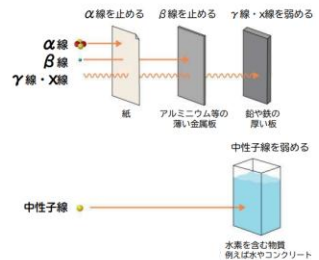
(出典) 放射線による健康影響等に関する統一した基礎資料 (令和5年度版)

(1) 放射線の性質

放射線には、α線、β線、γ線、X線、中性子線などの種類があります。どれも物質を透過する能力をもっていますが、その能力は、放射線の種類によって程度が異なっています。

例えば、α線は紙1枚でも遮ることができます。β線は紙1枚では遮ることはできませんが、アルミニウムなどの薄い金属板で遮ることができるなど、放射線の種類によって材料や厚さを選ぶことにより遮ることができます。

また、放射線は、風邪のように人から人へうつることはありません。これは人が光を受けても、その人が光を出すようになるわけではないのと同じです。



(出典) 放射線による健康影響等に関する統一した基礎資料 (令和5年度版) より作成



1人1台端末用【横版】

放射線副読本 (令和6年改訂)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/housyasen/

1410005_00004.html

放射線に関する科学的な理解や、科学的に思考し情報を正しく理解する力を**教科等横断的に育成**することとしており、**理科をはじめとする関係する教科等**において**広く積極的に活用していただきたい。**

政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」の概要

【生徒用副教材：全ての国・公・私立高校生（第1学年）等に配布】（平成27年より）

〈第一部：解説編〉

- ・選挙や投票の仕組み（公示から開票までの流れ、投票方法等）
- ・選挙の意義（選挙と政策決定過程（政治の仕組み）、年代別投票率と政策等）
- ・憲法改正国民投票の仕組み

〈第二部：実践編〉

政治や選挙等に関する学習をより参加実践型にするため、学校の授業等でそのまま使用できるよう、実施準備、実施手順・方法、ワークシートなどを盛り込んだ学習教材の実例を掲載。

- ・話し合いやディベート（地域課題）の手法
- ・模擬選挙や模擬請願、模擬議会 等

〈第三部：参考編〉

- ・投票と選挙運動等についてのQ&A
- ・学校における政治的中立の確保（教育基本法等） 等

※ 教師用指導資料は、

- ①副教材を活用した指導のポイントなどを記載するとともに、
- ②指導上の政治的中立の確保に関する留意点（教育基本法、公選法等）を追記。
（全てのホームルーム担当教員及び公民科担当教員等に配布）



政治や選挙等に関する高校生向け副教材等について

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html



小・中学校向け 主権者教育指導資料の概要

選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、主権者として求められる力を育成する教育(いわゆる「主権者教育」)がこれまで以上に求められていることから、小・中学校向け主権者教育指導資料を作成しました。(令和4年3月)

小・中学校向け 主権者教育指導資料 「主権者として求められる力」を子供たちに育むために

〈理論編〉

選挙権年齢の引下げに伴う動きや学習指導要領における主権者教育の位置付け、さらに、社会的事象の取扱いや学校における政治的中立の確保等の学習活動の展開に当たって特に留意すべきことなどについて解説。

〈実践編〉

小・中学校の社会科及び特別活動における指導事例について、
○「主権者教育の充実」に向けた指導のポイント
○指導の展開例
○実践するに当たっての留意点・配慮事項等
○資料・ワークシート等
などを紹介。

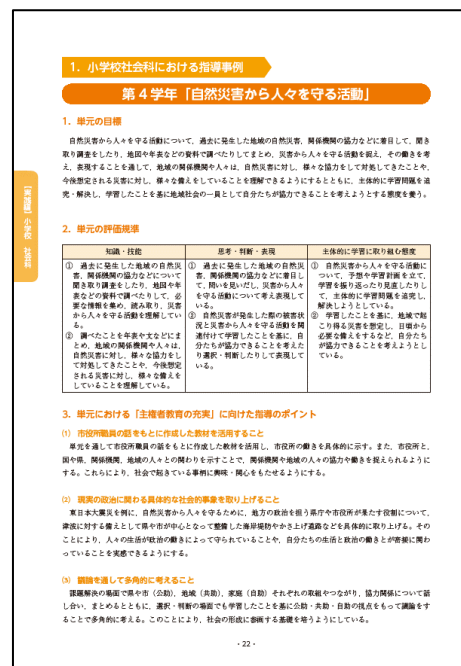
※指導事例

社会科:小学校第4学年「自然災害から人々を守る活動」

中学校公民的分野「国民の生活と政府の役割」

特別活動:小学校第5学年 学級活動「係活動」

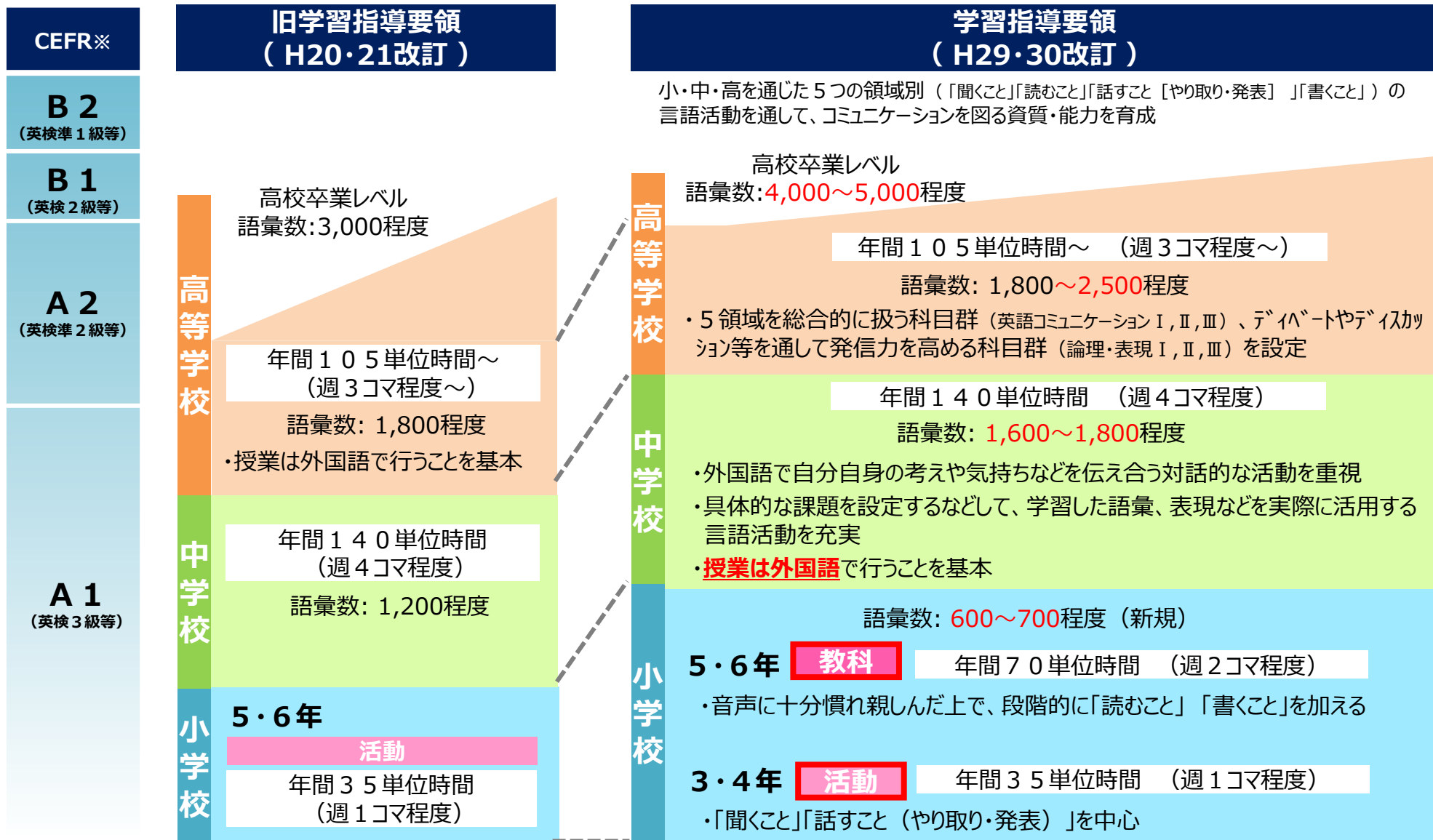
中学校 生徒会活動「学校生活の主体者としての自覚をもとう」など



(社会科)小学校第4学年「自然災害から人々を守る活動」より抜粋

H29-30改訂（主な改善事項）

- 小3～4で外国語活動、5～6での教科化
- 中学校も授業を外国語で実施、高校卒業時の習得単語レベル4,000～5,000程度に



小学校教員養成課程
外国語（英語）コア・カリキュラム 構造図

- ・授業設計と指導技術の基本を身に付ける。
- ・小学校において外国語活動・外国語の授業ができる国際的な基準であるCEFR B1レベルの英語力を身に付ける。

外国語・外国語活動において育成を目指す資質・能力

（「小学校学習指導要領（案）パブリックコメント版」「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）別添資料」より作成）

知識・技能

- ・外国語の特徴やきまりに関する理解
- ・言語の働きに関する理解
- ・外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造などを、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能 など

思考力・判断力・表現力等

◆情報を整理しながら考えなどを形成し、外国語で表現したり、伝え合ったりすることに関する指導

- ・自分のことや身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を使って、相手に配慮しながら、伝え合うこと。
- ・身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどが伝わるよう、工夫して質問をしたり質問に答えたりすること。
- ・身近で簡単な事柄について、伝えようとする内容を整理した上で、簡単な語句や基本的な表現を用いて、自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと。
- ・身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりすること。 など

学びに向かう力・人間性等

- ・外国語を通じて、言語やその背景にある文化を理解しようとする態度
- ・主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度
- ・他者に配慮しながら、外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、自分の考えや気持ちなどを外国語で話したり書いたりして表現しようとする態度 など

外国語の指導法 【2単位程度を想定】

授業実践に必要な知識・理解

小学校外国語教育についての基本的な知識・理解

- 学習指導要領
- 主教材
- 小・中・高等学校の連携と小学校の役割
- 児童や学校の多様性への対応

子どもの第二言語習得についての知識とその活用

- 言語使用を通じた言語習得
- 音声によるインプットの内容を類推し、理解するプロセス
- 児童の発達段階の特徴を踏まえた音声によるインプットの在り方
- コミュニケーションの目的や場面、状況に応じて他者に配慮しながら、伝え合うこと
- 受信から発信、音声から文字へと進むプロセス
- 国語教育との連携等によることばの面白さや豊かさへの気づき

授業実践

指導技術

- 英語での語りかけ方
- 児童の発話の引き出し方、児童とのやり取りの進め方
- 文字言語との出合わせ方、読む活動・書く活動への導き方

授業づくり

- 題材の選定、教材研究
- 学習到達目標、指導計画（1時間の授業づくり、年間指導計画・単元計画・学習指導案等）
- ALT等とのチーム・ティーチングによる指導の在り方
- ICT等の活用の仕方
- 学習状況の評価（パフォーマンス評価や学習到達目標の活用を含む）

授業観察や体験

授業担当教員による実演を児童の立場で体験

授業映像の視聴や授業の参観

模擬授業

計画

準備

実施

振り返り

改善

外国語に関する専門的事項 【1単位程度を想定】

授業実践に必要な英語力と知識

授業実践に必要な英語力

- 聞くこと
- 話すこと（やり取り・発表）
- 読むこと
- 書くこと

英語に関する背景的な知識

- 英語に関する基本的な知識（音声・語彙・文構造・文法・正書法等）
- 第二言語習得に関する基本的な知識
- 児童文学（絵本、子ども向けの歌や詩等）
- 異文化理解

※ 「外国語の指導法」及び「外国語に関する専門的事項」については、両者を統合する科目を設定することも可能である。

※ 図中の学習項目は、それぞれを1回の授業で扱うことを意味しているのではなく、必ず扱うべき内容であることを示している。

中・高等学校教員養成課程
外国語（英語）コア・カリキュラム 構造図

- 「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り・発表）」「書くこと」の5つの領域にわたる生徒の総合的なコミュニケーション能力を育成するための授業の組み立て方及び指導・評価の基礎を身に付ける。
- 生徒の理解の程度に応じて英語で授業ができる指導力を身に付ける。
- 国際的な基準であるCEFR B2レベルの英語力を身に付ける。

外国語において育成を目指す資質・能力

(「中学校学習指導要領（案）パブリックコメント版」「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）別添資料」より作成)

知識・技能

- 外国語の特徴やきまりに関する理解
- 言語の働きに関する理解
- 外国語の音声や語彙、表現、文法などを、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能など

思考力・判断力・表現力等

- 外国語で表現したり、伝え合ったりすること
- コミュニケーションを行う目的、場面、状況などに応じて、幅広い話題について、外国語を聞いたり読んだりして情報や考えなどを的確に理解するコミュニケーション力
- コミュニケーションを行う目的、場面、状況などに応じて、幅広い話題について、外国語を話したり書いたりして情報や考えなどを適切に表現するコミュニケーション力
- 外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、外国語で話したり書いたりして情報や考えなどの概要・詳細・意図を伝え合うコミュニケーション力

情報整理しながら考えなどを形成すること

- 目的などに応じて、外国語の情報を選択したり抽出したりする力
- 知識や得た情報を利用して、自分の意見や考えを外国語で形成・整理・再構築する力
- 形成・整理・再構築した自分の意見や考えを、実際に外国語で表現する力など

学びに向かう力・人間性等

- 外国語の背景にある文化を理解しようとする態度
- 主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度
- 他者を尊重し、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、情報や考えなどを外国語で話したり書いたりして表現しようとする態度
- 外国語を通して積極的に人や社会と関わり、自己を表現するとともに他者を理解するなど互いの存在について理解を深め、尊重しようとする態度など

英語科の指導法【8単位程度を想定】

カリキュラム / シラバス

学習指導要領

教科用図書

目標設定・指導計画

小・中・高等学校の連携

生徒の資質・能力を高める指導

聞くことの指導

読むことの指導

話すこと（やり取り・発表）の指導

書くことの指導

領域統合型の言語活動の指導

音声指導

語彙・表現指導

文法指導

文字指導

異文化理解の指導

教材研究・ICT等の活用

英語でのインタラクション

ALT等とのティーム・ティーチング

生徒の特性や習熟度に応じた指導

授業づくり

学習到達目標に基づく授業の組み立て

学習指導案の作成

学習評価

観点別学習状況の評価・評価規準の設定・評定への総括

言語能力の測定と評価（パフォーマンス評価等を含む）

第二言語習得

第二言語習得に関する知識とその活用

授業観察

授業映像の視聴や授業の参観

授業体験

授業担当教員による実演を生徒の立場で体験

模擬授業

計画

準備

実施

振り返り

改善

英語科に関する専門的事項【20単位程度を想定】

英語コミュニケーション

聞くこと

読むこと

話すこと（やり取り・発表）

書くこと

領域統合型の言語活動

英語学

英語の音声の仕組み

英文法

英語の歴史の変遷、国際共通語としての英語

英語文学

文学作品における英語表現

文学作品から見る多様な文化

英語で書かれた代表的な文学

異文化理解

異文化コミュニケーション

異文化交流

英語が使われている国・地域の歴史・社会・文化

※「英語科の指導法」及び「英語科に関する専門的事項」については、両者を統合する科目を設定することも可能である。

※ 図中の学習項目は、それぞれを1回の授業で扱うことを意味しているのではなく、必ず扱うべき内容であることを示している。

文部科学省委託「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」<http://www.u-gakugei.ac.jp/~estudy/> 100

「薬害」を学ぶための教育の充実

- ◆ 「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説公民編」においては、公共及び政治・経済の中で、薬害問題などを扱うこととされているため、薬害教育教材「薬害を学ぼう」を全高等学校に高校1年生相当分を配布しています。また、中学校でも社会科（公民的分野）等で、薬害教育教材「薬害を学ぼう」をご活用いただくことが可能であり、デジタル版教材を周知しています。
- ◆ 薬害を学ぶための授業や教員研修を実施するに当たり、全国薬害被害者団体連絡協議会から講師を派遣していただき、薬害被害者やご家族の方の声を直接伺う機会を設けることが可能です。

薬害を学ぶための教材

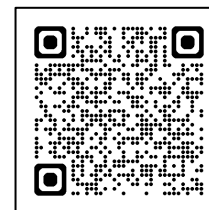
- **薬害教育教材「薬害を学ぼう」**を**全国の高等学校**に配布しています。
- 令和7年度から、1人1台端末で使用しやすい**デジタル版教材**も公開しています。
- 関連する**教師用の指導の手引き**や**視聴覚教材**、**実践事例集**も配布しています。
- 上記の薬害教育教材、視聴覚教材、教員用の指導の手引き、実践事例集等は



デジタル版教材

下記の厚生労働省HPに公開しています。ダウンロードも可能ですのでご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_yakugaiwomanabou.html



こちらのQRコードからもアクセスできます ⇒

講師派遣

- **全国薬害被害者団体連絡協議会**から、**授業や教員研修のために講師を派遣**していただくことが可能です。詳細は下記の専用メールアドレスからお問い合わせください。

※薬害被害の歴史や薬害の再発防止への思い等を被害者やご家族の立場からお話いただくことが可能です。

全国薬害被害者団体連絡協議会の講師派遣担当窓口

講師派遣窓口専用メールアドレス : yakuhiren.lecturer@gmail.com

B型肝炎に関する教育について

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用

- 集団予防接種等によるB型肝炎の感染拡大の経緯や歴史、そこから活かされる教訓などの学習に活用していただくため、**中学生向け副読本「B型肝炎 いのちの教育」の見本を全国の中学校と各教育委員会に、毎年配布**しています。

- 厚生労働省HPからダウンロード可能です。

生徒用：

<https://www.mhlw.go.jp/content/001661041.pdf>



教師用：

<https://www.mhlw.go.jp/content/001661042.pdf>



B型肝炎ウイルス感染被害者の講師派遣

- **全国の中学校**において、**集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者などを講師として派遣**し、被害者の声を伝える取組を実施しています。
- 希望する学校は、厚生労働省HPからお申込みください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/b-kanen/index.html

厚生労働省



教師は、子供たちの人生に大きな影響を与え、子供たちの成長を直接感じることができる職業です。



子供が「できなかった」と悩んでいたことをできるように、次に進んでいく姿をみると、この仕事を選んでよかったなと思います

大変なことも多いですが、卒業式の日、「先生に担任をしてもらえて良かった、ありがとう」と言ってもらえたことが、心に残っています



さらに**教師が子供に全力で向き合えるよう**

教師の**“働きやすさ”**と**“働きがい”**の両立を実現します

教師が働きやすい職場を整備

すべての関係者が働き方改革に取り組む体制へ

- ▶ 業務分担の見直し、校務DX、部活動の地域展開 等



子育てとの両立

- ▶ 教師が産休・育休を取りやすい環境を整備



学校全体で連携して子供と向き合う職場

- ▶ いじめ、不登校、保護者への対応を1人で抱え込まず、若手の教師をサポートする体制へ
- ▶ 1年目から学級担任ではなく、教科担任からスタートできるよう教師の配置を増やします

学校の体制もより良く変化

✓ 小学校：学級担任＋教科担任制

- ▶ 理科や算数など分野ごとに専門性の高い教師が授業を担当

✓ 中学校：40人→35人学級へ
(R8年度から)

- ▶ 一人一人の子供に目が届く指導を

✓ 様々な支援スタッフと協働

- ▶ 教員業務支援員
(スクールサポートスタッフ)
- ▶ 部活動指導員

教員業務支援員として
学校に関わる学生も増えています！
応募は各自治体HPへ

- ▶ スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

多様な経験と能力が
求められる
教師に見合う処遇へ

R7法改正により、給料月額
4%→10%へ(R8～R13で毎年1%ずつUP)



定例の給与改定と教職調整額1%のアップにより、
令和8年の教職1年目の給与は
令和6年から約80万円増加

■教師の初任給※

区分	学部卒	院卒	参考：国家公務員 (一般行政職・大卒)
給料月額	265,400円	281,800円	232,000円
教職調整額	13,270円	14,090円	
計(月収)	278,670円	295,890円	263,086円
計(年収)	4,647,818円	4,935,023円	4,235,832円
※期末・勤勉手当を含む			

※教職調整額(教師の職務の特殊性に基づき支給)を5%として計算した令和8年4月の初任給の水準(全国の平均的な水準)
※期末・勤勉手当については、在職期間別支給割合等は加味せずに計算
※教師においては、義務教育等教員特別手当、地域手当などその他の手当は含まずに計算
※国家公務員においては、国家公務員の平均年間超過勤務時間数(R6)から概算した超過勤務手当を月収・年収に加え、その他の手当は含まずに計算

令和8年10月1日から「カスタマー・ハラスメント」防止措置が**学校設置者を含む事業主の義務**となります。

厚生労働省の「カスタマー・ハラスメント防止指針」を踏まえ、
「**学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン**」を作成しました。



社会通念上許容される範囲を超えた言動とは

保護者や地域住民等から寄せられる相談や要望の中には、学校だけでは対応が困難で、教職員の就業環境が害されるような社会通念上許容される範囲を超えた過剰な要求や苦情などもあります。
こうした「**社会通念上許容される範囲を超えた言動**」に対して、学校設置者は措置を講ずる必要があります。

【社会通念上許容される範囲を超えた言動の例】

- ・そもそも要求に理由がない又は学校における教育活動と全く関係のない要求
- ・学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの
- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・相当性を欠く賠償要求
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動



※社会通念上許容される範囲を超えるかどうかの判断に当たっては、言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、当該言動の態様・頻度・継続性、教職員の心身の状況、当該言動の行為者との関係性などに着目し、総合的に考慮する必要があります。

学校設置者が講ずべき措置

- ① 方針等の明確化及びその周知・啓発
- ② 相談体制の整備
- ③ 事案発生後の迅速かつ適切な対応
- ④ 対応の実効性を確保するために必要な措置
- ⑤ その他講ずべき措置（プライバシーの保護等）

学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン



https://www.mext.go.jp/content/20260828-mxt_kyoikujinzai01-000006216_1.pdf

保護者・地域住民の皆様へのお願い

学校と保護者や地域住民等は、いずれも**児童生徒等一人一人の健やかな成長を支える共通の立場にあるパートナー**です。
保護者や地域住民の皆様におかれては、学校とのより良い関係構築への協力をお願いします。



適切な
表現・声量

怒鳴るなどの行動は
お控えください



適切な要求

学校ができないこともあることを
御理解ください



適切な時間内
の御相談

御相談は定時内に
過度に長時間の御相談は
お控えください



SNSでの
拡散

先生や子供を傷つける
SNS投稿はお控えください

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、
児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について
(教職員向け)



文部科学省

はじめに

文部科学省では、平成27年4月30日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知しました。その背景は以下のとおりです。

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成22年、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下記のとおりとりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」※（平成24年8月28日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日児童生徒課長通知）

通知の発出から約1年が経過したこの間に、通知に基づく対応の在り方について、学校や教育委員会等から質問も寄せられてきました。

このような状況を踏まえ、このたび、学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答をQ&A形式にしてとりまとめました。

本資料が、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等についての教職員の理解に資するよう活用されることを期待しています。

※「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）においては、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。」とされています。



1. 用語について

性同一性障害とは、生物学的な性と性別に関する自己意識(以下、「性自認」と言う。)が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされます。

このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。

※「性自認」と「性的指向」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必要です。性的指向とは、恋愛対象が誰であるかを示す概念とされています。

「人権の擁護(平成27年度版)」(法務省人権擁護局)では、性同一性障害の人々は「社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたりするなどの差別を受けてきました」とされています。また、性的指向が同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛の人々についても「少数派であるがために正常とされず、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です」とされています。

Sexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の英語の頭文字をとった「SOGI」との表現もあります。

まずは教職員が、偏見等をなくし理解を深めることが必要です。

2. 性同一性障害に係る取組の経緯

平成15年

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の成立(平成16年7月施行)

定義、性別の取扱いの変更の審判及びそれを受けた者に関する法令上の取扱いなどを規定しています。

- 以下のすべての要件の下、性別の取扱いの変更の審判を行えること
 - 一. 二十歳以上であること。
 - 二. 現に婚姻をしていないこと。
 - 三. 現に未成年の子がいないこと。(※平成20年に「現に子がないこと」から改正)
 - 四. 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
 - 五. その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い

平成22年

事務連絡「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」発出



平成26年

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施

性同一性障害に関する教育相談等があったとして、**606件**の報告がありました。

※児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答いただいた件数。



平成27年

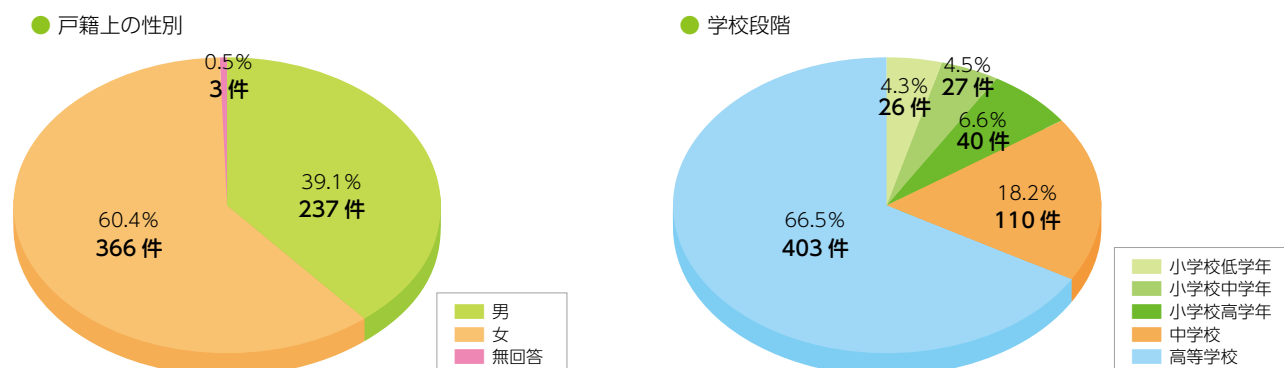
「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)を発出

性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援など具体的事項をとりまとめました。

3. 学校における性同一性障害に係る対応に関する現状

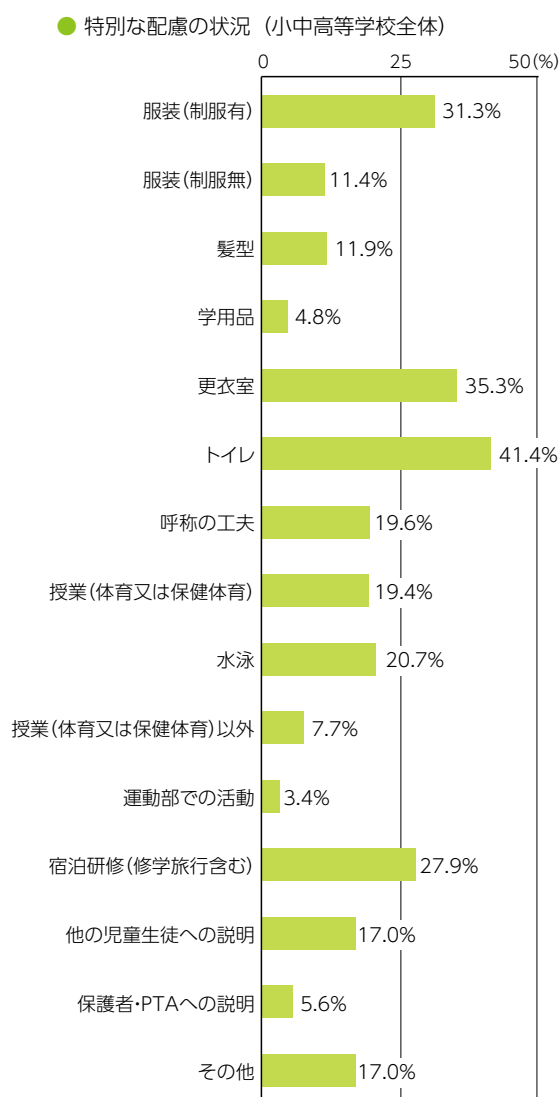
※文部科学省「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」（平成 26 年 6 月公表）に基づく

（1）学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の結果、全国から 606 件の報告がありました。



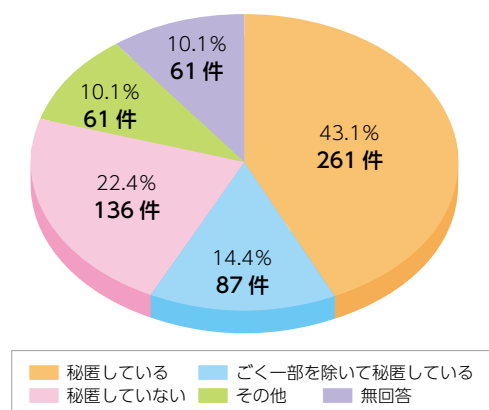
※ 当該調査では、児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答するものであり、これら今回報告のあった件数、戸籍上の男女比、学齢別の分布は、必ずしも学校における性同一性障害を有する者及びその疑いのある者の実数を反映しているものとは言えないと考えている。

（2）全国の学校において、服装、トイレ、宿泊研修等に関し個別対応がなされていました。



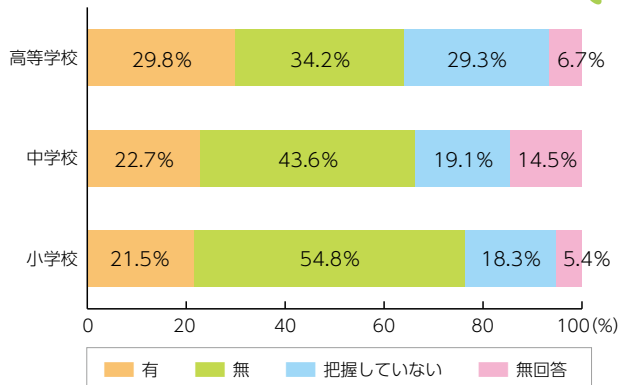
（3）約 2 割の児童生徒は、他の児童生徒に知らせた上で学校生活を過ごしていました。一方、約 6 割の児童生徒は、基本的に他の児童生徒等には知らせていませんでした。

● 他の児童生徒や保護者に対する取扱（秘匿の状況）



（4）性同一性障害としての診断を有する児童生徒は、学校段階が上がるにつれ増えますが、全体として見れば診断を有しない者の方が多い状況でした。

● 性同一性障害としての診断の有無



4.「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成 27 年 4 月 30 日児童生徒課長通知）（抄）

(1) 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

① 学校における支援体制について

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること。



- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。



② 医療機関との連携について

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。



- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。



③学校生活の各場面での支援について

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙(※)に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性) 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

(※)「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)の別紙より

- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。



- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

④卒業証明書等について

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。



⑤当事者である児童生徒の保護者との関係について

- 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

⑥教育委員会等による支援について

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

⑦その他留意点について

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

(2) 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。



- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄(やゆ)したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

5. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成 27 年 4 月 30 日児童生徒課長通知) 等に係る Q & A



Q1 小・中・高等学校の学校段階で診断の有無に違いが生じる理由は何ですか。



性別に関する違和感には強弱があり、成長に従い減ずることも含め、変容があり得るとされます。また、性自認と性的指向とのいずれの違和感であるかを該当する児童生徒が明確に自覚していない場合があることも指摘されています。

このようなことを踏まえ、関係学会のガイドラインは、特に15歳未満については診断に慎重な判断が必要としており、性同一性障害の可能性が高い場合でもあえて診断が行われない場合もあるとされます。このことが、学校段階によって診断の有無の状況に違いが生じている理由と考えられます。

なお、通知では、診断がなされない場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能としています。



Q2 学校内外のサポートチームのメンバーはどのような者を想定していますか。



既に対応を進めている学校の現場では、学校内のサポートチームには、相談を受けた者、管理職、学級・ホームルーム担任、養護教諭、学校医、スクールカウンセラーなどが含まれていました。

学校外のチームには、教育委員会、医療機関の担当者などが含まれていました。また、進学先の学校の教職員、スクールソーシャルワーカーのほか、児童福祉を担当する児童相談所や市町村担当部局の担当者との連携を図ることも考えられます。



Q3 「サポートチーム」「支援委員会」「ケース会議」の違いは何ですか。



「サポートチーム」は性同一性障害に係る児童生徒を校内外の構成員によって支援する組織、「支援委員会」は校内の構成員によって機動的に開催する会議、「ケース会議」は校外の医療従事者等に識見を求める際に開催する会議を想定しています。



Q4 サポートチームは生徒指導等に関する既存の組織・会議の活用でも良いのでしょうか。新たな組織・会議を設置する必要がありますか。



通知のサポートチームの役割は、生徒指導等に関する既存の組織・会議と重なる部分もあり、それらを活用することは考えられます。

なお、性同一性障害に係る児童生徒の支援は、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが必要であることには留意が必要です。



対応以前の問題として、学校として性同一性障害に係る児童生徒をどのように把握すれば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきなのですか。



性同一性障害に係る児童生徒やその保護者は、性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当該児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあります。

このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。



他の児童生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか。



平成26年の文部科学省の調査では、約6割の児童生徒が他の児童生徒や保護者に知らせておらず、その中には、秘匿したまま学校として可能な対応を進めている事例もありました。

なお、通知では、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があるとしています。



関係学会等が提供する情報を得るにはどうしたら良いですか。



現在、性同一性障害に係る専門的な助言等を行える医療機関として、GID学会のホームページにおいて「性同一性障害診療に関するメンタルヘルス専門職の所属施設」(平成27年2月24日付)が公開されています。

(参考URL)<http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/>

また、都道府県等の精神保健福祉センターでは、性同一性障害の相談を受けており、専門機関等、必要な情報に結びつくように努めています。こういった機関と連携を図ることも考えられます。



医療機関との連携について記載がありますが、性同一性障害と思われる児童生徒がいた場合、本人の意向に関わらず、医療機関の診断を受けるようすすめた方が良いのでしょうか。



医療機関との連携は、学校が必要な支援を検討する際、専門的知見を得られる重要な機会となります。他方、最終的に医療機関を受診するかどうかは、性同一性障害に係る児童生徒本人やその保護者が判断することです。

このため、児童生徒やその保護者が受診を希望しない場合は、その判断を尊重しつつ、学校としては具体的な個人情報に関連しない範囲での一般的な助言などを専門の医療機関に求めることが考えられます。



性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡についてはどのように考えれば良いのですか。



性同一性障害に係る児童生徒への対応は重要ですが、その対応に当たっては、他の児童生徒への配慮も必要です。例えば、トイレの使用について、職員用トイレの使用を認めるなど、他の児童生徒や保護者にも配慮した対応を行っている例があります。

このように、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒や保護者への配慮の均衡を取りながら支援を進めることが重要です。



健康診断の実施に当たっては、どのような配慮が考えられますか。



通知は、「学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること」としています。

健康診断に当たっても、本人等の意向を踏まえた上で、養護教諭は学校医と相談しつつ個別に実施することが考えられます。



卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合、指導要録の変更まで行う必要がありますか。



通知は、「指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること」としており、指導要録の変更は想定していません。



性自認や性的指向について当事者の団体から学校における講話の実施の申し出があった場合等、こうした主題に係る学校教育での扱いをどのように考えるべきですか。



一般論として、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達の段階を踏まえることや、教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施すること等が求められるところであり、適切な対応が必要です。

他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力等を育む人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒の発達の段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切なものとしていくことが必要です。



担 当 文部科学省初等中等教育局児童生徒課
協力者 兵庫医療大学看護学部非常勤講師 繁内 幸治
岡山大学大学院保健学研究科教授 中塚 幹也
宝塚大学看護学部教授 日高 庸晴

手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法） 概要

（令和7年法律第78号）

目的（1条）

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

2025（令和7）年11月
日本でデフリンピック初開催

基本理念（2条）

- ① **手話の習得・使用**に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする
- ② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、**手話文化の保存・継承・発展**が図られるようにする
- ③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生 ☐ 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

国・地方公共団体の責務（3条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する

基本的施策（6条～18条）

① 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（6条）

- ☐ こども・保護者に対する手話に関する情報提供等
- ☐ 乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
- ☐ 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等

② 学校における手話による教育等（7条）

- ☐ 手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供
- ☐ 手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
- ☐ 手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備

③ 大学等における配慮（8条）

- ☐ 手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

④ 職場における環境の整備（9条）

- ☐ 手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等

⑤ 地域における生活環境の整備等（10条）

- ☐ 地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
- ☐ 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供

⑥ その他の手話の習得の支援（11条）

- ☐ 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とするものに対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

⑦ 手話文化の保存・継承・発展（12条）

手話文化：手話及び手話による文化的所産

⑧ 国民の理解と関心の増進（13条）

- ☐ 手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
- ☐ 学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

⑨ 手話の日（14条）

- ☐ 9月23日を「手話の日」とする

⑩ 人材の確保等（15条）

- ☐ 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保

⑪ 調査研究の推進等（16条）

- ☐ 手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
- ☐ 手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先進的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及

⑫ 国際交流の推進（17条）

- ☐ 手話を使用する者の国際的交流の支援
- ☐ 手話文化に関する情報交換等の活動の支援

⑬ 手話を使用する者等の意見の反映（18条）

- ☐ 障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも障害者基本法に基づき策定〕への反映（4条）

- ☐ 手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）

- ☐ 施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）

※公布日施行

現状・課題

聴覚障害教育については、幼児児童生徒の障害の状態等が多様化していることを踏まえ、個々の障害の状態等に応じた指導を一層充実していく必要がある。

文部科学省では「東京2025デフリンピック」の開催を契機として、令和7年度事業において、聴覚障害や手話に関する理解を深めるための児童生徒等向けコンテンツ開発に取り組んでいるところ、令和7年6月の通常国会において「手話に関する施策の推進に関する法律」が成立したことも踏まえ、今後、手話を使用する子供が、その意向の下で手話による教育を受けることができるよう、教員の手話に関する技能の更なる向上を図る必要がある。

加えて、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関や専門家が連携し、聴覚障害児等に対してより専門性の高い支援を行うとともに、域内の小学校等に在籍する児童生徒等や教師に対するセンター的機能を発揮した支援を充実していくことが求められる。

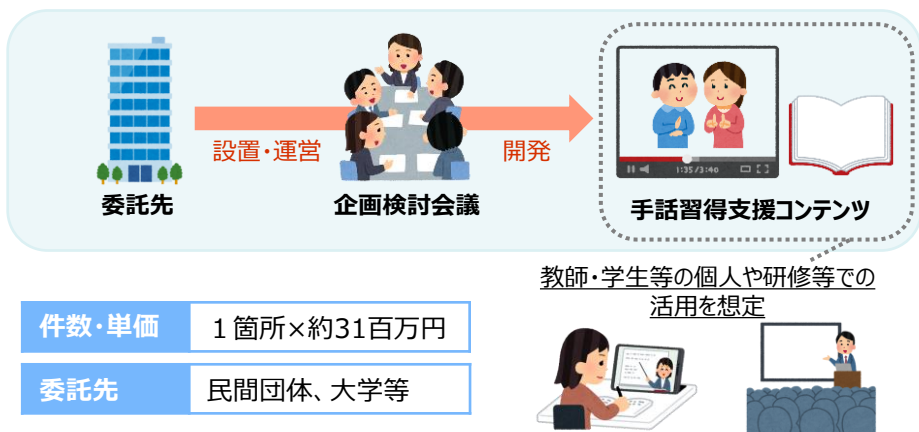
事業内容

1. 教師等向け手話習得支援コンテンツの開発

手話に関する施策の推進に関する法律の趣旨も踏まえ、手話を使用する子供が、その意向の下で手話による教育を受けることができるよう、教師や教師を目指す学生等が活用できる手話習得支援のためのコンテンツを開発し、教員の手話に関する技能の更なる向上を図る。

(開発するコンテンツ例)

- ・各教科等の指導、生徒指導や教育相談等の学校生活における具体的な場面に即した動画コンテンツ 等



2. 保健・医療・福祉等の関係機関と連携した教育相談等の充実

地域の聴覚障害児やその保護者に対して専門性の高い支援を行うため、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関の連携の在り方について調査研究を実施し、そのモデルを構築する。

- 特別支援学校が地域の聴覚障害児やその保護者に対して実施する教育相談について、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して専門家を招聘し、教育相談の内容や体制を充実させる
- 域内の小学校等に在籍する難聴児等に適切な指導・支援がなされるよう、特別支援学校の教職員や関係機関の専門家が小学校等を訪問し、当該学校の教職員に対して指導・助言を実施



あなたの未来をひらく 高等専修学校

「**高等専修学校**」とは、専修学校のうち、中学校卒業者を対象とした高等課程を設置する学校であり、柔軟な制度特性を活かした特色ある教育を展開しています。実践的な職業教育や、特定分野のスペシャリスト養成、社会での自立に向けた個に応じた教育など、生徒の「多様な学び」を提供しています。

仕事に活かせる資格を取得できる

学習指導要領に縛られない特色ある自由なカリキュラムで専門的な知識を学べます。

工業  システムエンジニア、ゲームクリエイター、建築士、電気工事士、自動車整備士、インテリアプランナーなど	農業  ガーデナー、園芸技術者、生花デザイナー、食品安全管理スタッフなど	医療  看護師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、診療放射線技師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士など	衛生  調理師、栄養士、理容師、美容師、パティシエ、食品衛生管理者、メイクアップアーティスト、エステティシャンなど
教育・社会福祉  保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）など	商業実務  税理士、公認会計士、秘書、旅行業、ホテルスタッフ、医療事務員など	服飾・家政  ファッションデザイナー、パタンナー、スタイリスト、ファッションアドバイザー、マーチャンダイザーなど	文化・教養  デザイナー、通訳、トリマー、公務員、司法書士、行政書士、スポーツインストラクターなど

※これらの資格には、高等専修学校進学後の業務経験や進学を必要とする資格も含まれます。

大学入学資格が取得できる

高等専修学校卒業後の進路、就職の他に、一定の条件により専門学校（専修学校専門課程）・大学・短期大学への道がひらけています。

大学入学資格付与指定校制度

高等専修学校のうち、

- 1 修業年限が3年以上
- 2 卒業に必要な総授業時間数が2,590時間以上

などの要件を満たし、かつ文部科学大臣が指定した学科の修了者は、高等学校卒業者と同等に大学入学資格が得られます。

大学入学資格付与指定校一覧はこちら！



教育の特徴

高等専修学校では職業教育を重視し、普通科目に加えて専門科目の実習・実技の授業が豊富です。社会で役立つ資格取得に力を入れていて、国家資格を取得できる学校もあります。

修業年限	種 類	教科・科目
1年以上 目指す資格、学ぶ内容によって異なります。 ※大学入学資格付与校は3年以上	- 卒業後に大学入学資格が得られる「大学入学資格付与校」 - 高等学校とのダブルスクールで学べる「技能連携校」 - その他、さまざまな学校	それぞれの学校ごとに違いますが、一般的に、 ・目指す職業分野の知識や技能を学ぶ専門科目が中心になります。 ・授業は、座学だけでなく、実習・実技に多くの時間が割られます。 ※大学入学資格付与校では、卒業までに、普通科目も420時間以上学びます。（卒業までの総授業時間数は、2,590時間以上（普通科目含む））

就学支援金・奨学金等について

保護者の負担を軽減し、生徒が安心して勉強にはげむことができるように、国や都道府県・公的機関等によるさまざまな制度が整えられています。

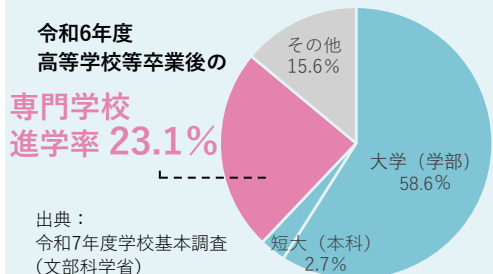
高等学校等就学支援金制度について詳しくはこちら！



プロフェッショナルを育てる専門学校

「専門学校」とは、仕事に就くために必要な知識、技術、資格などの修得を通じて、**あなたが早く「プロフェッショナル」になるためのサポート**をしてくれる学びの場です。

実践的な実習・演習が豊富で、きめ細やかな教育・支援体制により、自立した社会人になるための基礎を身に付けることができます。



専門学校で磨くプロの技術

専門学校では8つの分野に渡り、専門的な知識、技術、国家資格を含む多様な資格が取得可能です。

工業 主な卒業学科 情報処理、土木・建築、電気・電子、自動車整備、ゲーム、CGなど 取得できる資格、職業例 システムエンジニア、ゲームクリエイター、建築士、電気工事士、自動車整備士、インテリアプランナーなど	農業 主な卒業学科 ガーデナー、農業、園芸、畜産、バイオテクノロジー、ガーデンビジネス、フラワービジネス、動物管理など 取得できる資格、職業例 園芸技術者、生花デザイナー、食品安全管理スタッフなど	医療 主な卒業学科 看護、歯科衛生、歯科技工、臨床検査、診療放射線、柔道整復、理学・作業療法など 取得できる資格、職業例 看護師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、診療放射線技師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士など	衛生 主な卒業学科 調理、栄養、理容・美容、製菓・製パン、メイク、エステティックなど 取得できる資格、職業例 調理師、栄養士、理容師、美容師、パティシエ、食品衛生管理者、メイクアップアーティスト、エステティシャンなど
教育・社会福祉 主な卒業学科 保育、幼児教育、社会福祉、介護福祉、医療福祉など 取得できる資格、職業例 保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）など	商業実務 主な卒業学科 税経理・簿記、秘書、経営、情報、観光・ホテル、医療事務など 取得できる資格、職業例 税理士、公認会計士、秘書、旅行業、ホテルスタッフ、医療事務員など	服飾・家政 主な卒業学科 洋裁、服飾、ファッションデザイン、ファッションビジネスなど 取得できる資格、職業例 ファッションデザイナー、パタンナー、スタイリスト、ファッションアドバイザー、マーチャンダイザーなど	文化・教養 主な卒業学科 音楽、美術、グラフィックデザイン、外国語、演劇・映画、通訳・翻訳、動物、法律行政、スポーツなど 取得できる資格、職業例 デザイナー、通訳、トリマー、公務員、司法書士、行政書士、スポーツインストラクターなど

奨学金等について

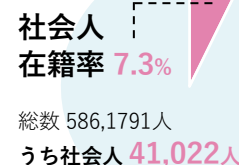
詳しくはこちら！



専門学校で学ぶにあたっては、「高等教育の修学支援新制度」や「日本学生支援機構の貸与型奨学金」をはじめ、経済的に困難な学生の皆さまに関係する経済的支援制度があります。

専門学校におけるリカレント教育

専門学校における社会人の受入れ人数は約4.1万人です。資格取得後に追加の学修を行うことにより、学び直しや学びの継続がなされている事例も存在します。また、一定の受給要件を満たす雇用保険の被保険者等が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した場合に、受講費用の一部が支給される「教育訓練給付金」の対象となっている専門学校の課程もあります。



詳しくはこちら！



出典：文部科学省調べ（回答率87%）



部活動の地域展開等について

スポーツ庁 地域スポーツ課
文化庁 参事官（芸術文化担当） 付

学校部活動の課題・改革の必要性

① 少子化の進展

少子化により、学校の規模が小さくなる中、1つの学校単位ではチームスポーツなどが十分に実施できない

② 学校における働き方改革

学校における働き方改革の必要性が高まる中、学校の教師のみに頼る指導体制は維持できない

（参考１）中学生世代の人口推計 2023年：約322万人 ⇒ 2033年：約259万人

（参考２）中学校教師の時間外在校等時間 R4：約58時間 ⇒ 目標（R11）：約30時間

（参考３）学校部活動の意義

- ・生徒が、身近に、気軽に、安全・安心な環境の下で、スポーツ・文化芸術活動を行う機会を公的に保障
- ・生徒の体力向上、責任感・連帯感・リーダーシップの育成、好ましい人間関係の構築などに寄与 など

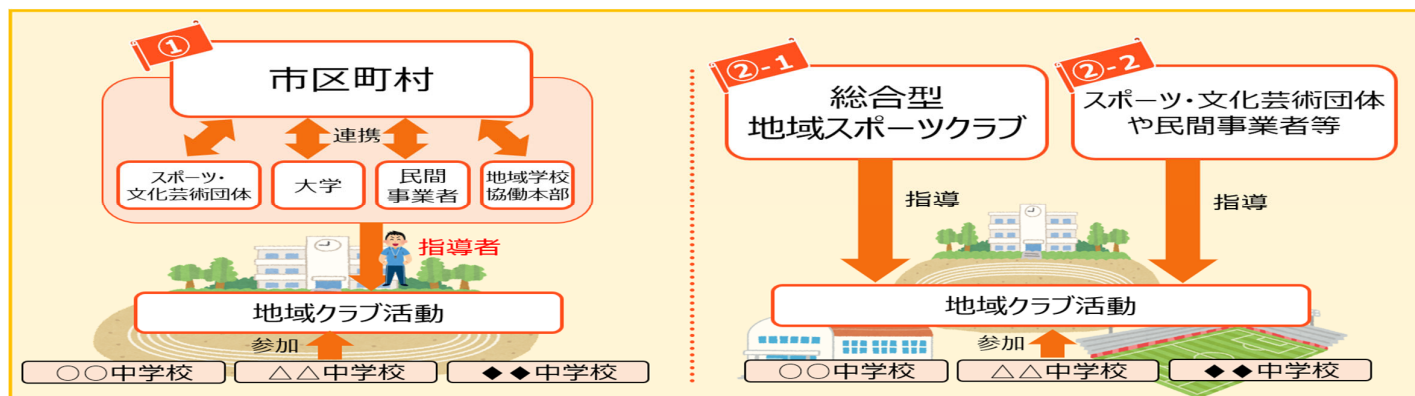
- 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するために、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用し、地域全体で支える仕組みの構築が必要
- これにより、生徒の活動機会の維持にとどまらず、多種多様な体験の実現や、良質な指導等を通じた活動の質向上、地域社会の維持・活性化等につながることも期待

部活動改革の全体像（イメージ図）

少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しむ機会を確保・充実**するため、学校部活動の『**地域連携**』及び『**地域展開**』を推進



【「地域クラブ活動」のイメージ】



地域クラブ活動において実現が期待される「新たな価値」の例

- 生徒のニーズに応じた**多種多様な体験**
（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）
- 生徒の**個性・得意分野**等の尊重
- 学校等の**垣根を越えた仲間**とのつながり創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との**豊かな交流**
- 適切な資質・能力を備えた指導者による**良質な指導**
- 学校段階にとらわれない**継続的な活動**（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による**一貫的な指導** 等

部活動改革の経緯・取組

◆「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)

- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間**を「**改革推進期間**」と位置付け
- ・ **まずは、休日における地域の環境整備**を着実に進める。**地域の実情に応じて可能な限り早期の実現**を目指す

改革推進期間(R5～R7)

地域クラブ活動への移行に向けた実証事業（モデル事業）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算額 (スポーツ・文化)	11億円	27億円	45億円
市区町村数	スポーツ： 339市区町村 文化：95市区町村	スポーツ： 510市区町村 文化：161市区町村	スポーツ： 670市区町村 文化：251市区町村

※予算額は補正を含む。

◆「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」(令和6年8月～)

- ・ 「改革推進期間」終了後（令和8年度以降）の改革の方向性や総合的な方策を検討
- ・ 令和6年12月に中間とりまとめ、令和7年5月16日に最終とりまとめ

※**給特法改正・スポーツ基本法改正**（令和7年6月）
部活動の地域展開等に関する規定が創設

◆部活動改革に関する新たなガイドラインの策定(令和7年12月 文部科学省)

◆新たな補助制度の創設（令和7年度補正予算～）

（令和7年度補正・令和8年度当初：計139億円、令和9年度要求 **計155億円**）

R8以降に向けた対応

部活動の地域展開等に関する法律上の規定

スポーツ基本法（令和7年改正）

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の二 **地方公共団体は、中学校**（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）**の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、**中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、**中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。**

- 2 **国は、地方公共団体に対し、**前項の施策の円滑な実施のために必要な**助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。**

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（附則）

（政府の措置）

第三条 **政府は、**令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、**次に掲げる措置を講ずるものとする。**

一～五 （略）

六 **部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。**

七 （略）

2 （略）

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（令和7年12月）

改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる**新たな価値を創出**

【中間評価】

改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期）	令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）
取組方針	休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、 前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 （中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進） 平日 各種課題を解決しつつ、 更なる改革を推進 （まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証） ※学校部活動をベースとした地域との連携など、 地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要		
認定制度	競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、 国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み を構築 【呼称】 「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等 【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内）/ 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）/ 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）/ 安全確保 / 学校等との連携		
地域展開の円滑な推進に当たっての対応	推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等 各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保（学校施設の有効活用等） ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理 ニーズ反映・参画促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等）/ 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）		
部活動の在り方	●適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等） ●適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等） ●適切な活動時間・休養日等の設定 ●生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備		
大会等の在り方	●生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ●大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等） ●生徒の安全確保（熱中症対策等） ●大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）		
関連制度	従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど		

教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業（まとめ）



- 地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。）は、
①当該教師等が**希望する場合**であって、
②地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、
③**サービスを監督する教育委員会**（以下「サービス監督教育委員会」という。）の許可を得た場合には、**兼職兼業を行うことが可能**です。※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要。
- 地域クラブ活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状を基に上司である校長等へ相談・了承の上、**サービス監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て**、地域団体の業務に従事することとなります。
- 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の手続きが円滑に行われるよう、サービス監督教育委員会内の**教職員のサービスを監督する部署は**、必要な**関係規程※・運用の見直し**を行うことはもとより、兼職兼業制度や手続き等の理解増進に向け、部活動を担当する部署等の関係部署や首長部局、地域クラブ活動の実施主体、兼職兼業を希望する教師等や当該教師等の所属する学校等への**関係法令や手続きの周知をはじめ、当該部署等と連携して対応することが重要**です。

※都道府県の定める条例等で規定されている場合は、当該都道府県において当該規程について見直すことも考えられます。

また、**サービス監督教育委員会は**、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう、**部活動の地域移行の趣旨・目的や子供達の活動機会の確保や持続可能な活動環境の整備に向けた指導者確保のための教師等の兼職兼業の必要性等について説明をする必要**があります。

- 「**公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）**」において、兼職兼業に係る詳細な内容や事例、指揮命令権や労働時間等の兼職兼業を行う上でのポイントや留意事項をまとめていますので、サービス監督教育委員会や校長だけでなく、兼職兼業を希望する教師等においても、ご活用ください。

出典：「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（文部科学省）（令和5年1月）

部活動の地域展開等の全国的な実施

令和9年度要求・要望額 155億円
(前年度予算額 57億円)
令和7年度補正予算額 82億円



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)に基づき、「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

I. 部活動の地域展開等推進事業

151億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

(1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、地方公共団体に対して補助。

- ① 休日の地域クラブ活動 ② 経済的困窮世帯の生徒への支援 ③ 推進体制の整備等の活動等の支援
- 指導者謝金、事務用人員費、旅費、消耗品費等 参加費・保険料 コーディネーターの配置、人材バンク設置・運用、指導者研修、移動手段確保等
- (補助割合: ①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 (※1)、②は国1/2、都道府県1/3、市区町村1/2)

(2) 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

実現可能な活動の仕方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施。
<主な重点課題> (定額補助: 国10/10)
・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保
・民間団体の活用等による持続可能な運営モデルの構築・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保
・学校施設の有効活用(指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む) 等

(3) 小学校体育専科教師等専門人材の活用等を通じた質の向上

小学生が体育の授業において、運動・スポーツの楽しさを実感できるようにするとともに、地域クラブ活動の指導者として活動の質の向上を図る。
(定額補助: 国10/10)
・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業の推進

(4) 中学校における部活動指導員の配置支援

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率等を担う。
[17,617人(運動部: 14,000人、文化部: 3,617人)] (補助割合: 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 (※1))

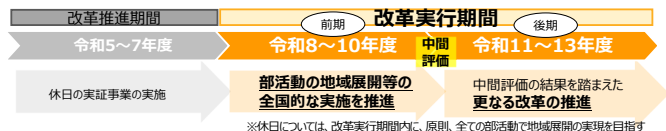
(5) 地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開
・指導・リスクマネジメントの手引きの周知、動画ポータルサイトの運営 (JSC運営費交付金)

II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円

- ・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築 等

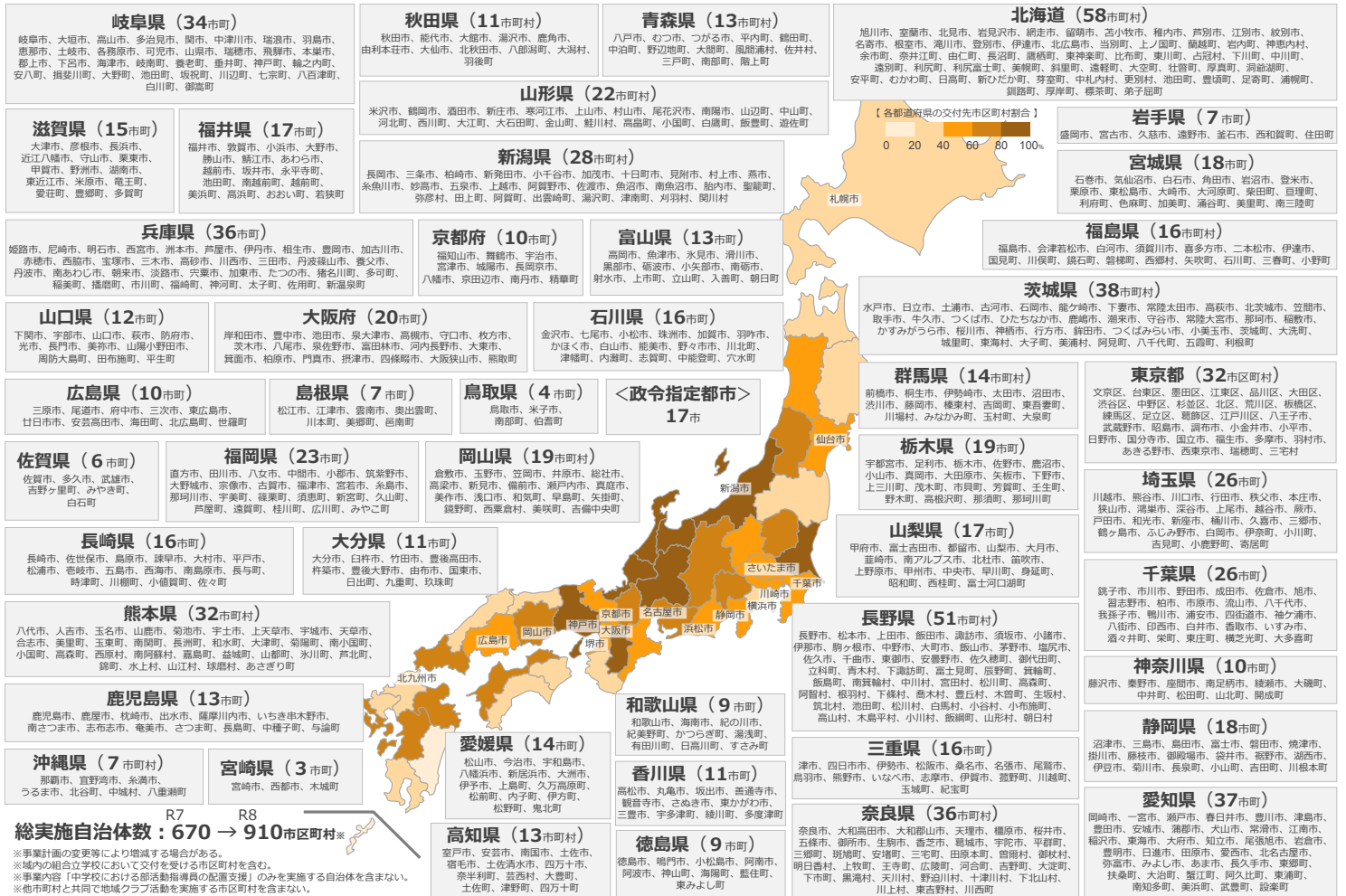


- スポーツ基本法(令和7年改正後)(抜粋)
第十七条の二 地方公共団体は、(略)中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(令和7年改正)(抜粋)
附則第三条 政府は、(略)次に掲げる措置を講ずるものとする。
六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

(担当: スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官(芸術文化担当))

令和8年度 地方スポーツ振興費補助金(運動部活動の地域展開等推進事業) 交付先

令和8年7月時点



総実施自治体数: 670 → 910市区町村※

※事業計画の変更等により増減する場合がある。
※市内の組合立学校において交付を受ける市区町村を含む。
※事業内容「中学校における部活動指導員の配置支援」のみを実施する自治体を含まない。
※7市区町村と共同で地域クラブ活動を実施する市区町村を含む。
※R7の実施自治体数はR7、7時点。R8の実施自治体数はR8、7時点。

政令指定都市 (14市)

札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市

政令指定都市 (14市)

札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市

総実施自治体数: 251 → 477市区町村※
文化部のみ実施の自治体数: 7市町 (下線あり)

※事業内容「中学校における部活動指導員の配置支援」のみを実施する自治体を含まない。
※事業計画の変更等により増減する場合がある。

北海道 (22市町)

北見市、留萌市、苫小牧市、紋別市、根室市、登別市、伊達市、当別町、蘭越町、岩内町、奈井江町、廣尾町、東神楽町、東川町、占冠村、下川町、佐呂山町、杜野町、安平町、むかわ町、厚岸町、標桑町

宮城県 (7市)

角田市、大崎市、大河原町、亘理町、涌谷町、美里町、南三陸町

福島県 (9市町)

会津若松市、白河市、須賀川市、伊達市、国見町、磐梯町、西郷村、矢吹町、石川町

山形県 (11市町)

米沢市、酒田市、新庄市、寒河江市、山辺町、河北町、大江町、小国町、白鷹町、飯豊町、遊佐町

茨城県 (22市町村)

水戸市、日立市、土浦市、石岡市、能ヶ崎町、下妻市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、かすみがうら市、桜川市、鉾田市、小美玉市、大子町、美浦村、阿見町

群馬県 (6市町)

前橋市、沼田市、渋川市、吉岡町、東吾妻町、大泉町

栃木県 (6市)

宇都宮市、足利市、佐野市、小山市、上三川町、那珂川町

埼玉県 (11市町)

川越市、川口市、秩父市、狭山市、深谷市、上尾市、新座市、久喜市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、白岡市

東京都 (17市区)

墨田区、江東区、品川区、大田区、渋谷区、杉並区、北区、板橋区、武蔵野市、昭島市、調布市、日野市、国分寺市、多摩市、羽村市、瑞穂町、三宅村

新潟県 (22市町村)

長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、妙高市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦町、阿賀町、出雲崎町、津南町、関川村

山梨県 (6市町)

甲府市、都留市、山梨市、韮崎市、甲斐市、昭和町

富山県 (9市町)

高岡市、滑川市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、朝日町

石川県 (8市)

金沢市、小松市、珠洲市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、内灘町

福井県 (13市町)

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、南越前町、越前町、若狭町

岐阜県 (22市町)

岐阜市、大垣市、高山市、中津川市、瑞浪市、羽鳥市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、郡上市、下呂市、岐河町、神戸町、安八町、掛賀町、池田町、七宗町、瀬戸町

愛知県 (28市町)

岡崎市、一宮市、春日井市、碧南市、豊田市、安城市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、尾張旭市、豊明市、日進市、田原市、酒田市、北名古屋、みよし市、長久手市、東郷町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

静岡県 (9市)

沼津市、島田市、富士市、磐田市、掛川市、袋井市、裾野市、伊豆市、吉田町

三重県 (6市町)

四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、菰野町、川越町

和歌山県 (3町)

紀美野町、湯浅町、有田川町

島根県 (2市)

松江市、雲南市

広島県 (4市)

呉市、三原市、東広島市、海田町

山口県 (9市)

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、光市、長門市、美祿市、周防大島町

鳥取県 (2市)

境港市、南部町

島根県 (2市)

松江市、雲南市

大阪府 (7市)

池田市、泉大津市、八尾市、大東市、箕面市、門真市、大阪狭山市

奈良県 (26市町村)

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、奈良市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、田原市、曽爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町

京都府 (9市町)

福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、城陽市、長岡京市、八幡市、京田辺市、精華町

滋賀県 (4市)

大津市、近江八幡市、甲賀市、野洲市

兵庫県 (27市町)

姫路市、尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、川西市、三田市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、福崎町、太子町

徳島県 (11市町)

倉敷市、玉野市、松山市、高梁市、備前市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、矢野町

香川県 (5市町)

善通寺市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、宇津町

福岡県 (13市町)

直方市、中間市、筑紫野市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、那珂川市、須恵町、新宮町、芦屋町、桂川町

鹿児島県 (7市町)

鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、与論町

宮崎県 (2市)

宮崎市、西郷市

沖縄県 (1町)

八重瀬町

長野県 (28市町)

長野市、松本市、上田市、飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、大町市、飯山市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、下諏訪町、富士見町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、阿智村、高木村、生坂村、筑北村、白馬村、高山村、小川村、飯綱町、

新潟県 (22市町村)

長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、妙高市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦町、阿賀町、出雲崎町、津南町、関川村

山梨県 (6市町)

甲府市、都留市、山梨市、韮崎市、甲斐市、昭和町

富山県 (9市町)

高岡市、滑川市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、朝日町

石川県 (8市)

金沢市、小松市、珠洲市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、内灘町

福井県 (13市町)

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、南越前町、越前町、若狭町

岐阜県 (22市町)

岐阜市、大垣市、高山市、中津川市、瑞浪市、羽鳥市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、郡上市、下呂市、岐河町、神戸町、安八町、掛賀町、池田町、七宗町、瀬戸町

愛知県 (28市町)

岡崎市、一宮市、春日井市、碧南市、豊田市、安城市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、尾張旭市、豊明市、日進市、田原市、酒田市、北名古屋、みよし市、長久手市、東郷町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

静岡県 (9市)

沼津市、島田市、富士市、磐田市、掛川市、袋井市、裾野市、伊豆市、吉田町

三重県 (6市町)

四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、菰野町、川越町

和歌山県 (3町)

紀美野町、湯浅町、有田川町

島根県 (2市)

松江市、雲南市

広島県 (4市)

呉市、三原市、東広島市、海田町

山口県 (9市)

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、光市、長門市、美祿市、周防大島町

鳥取県 (2市)

境港市、南部町

島根県 (2市)

松江市、雲南市

大阪府 (7市)

池田市、泉大津市、八尾市、大東市、箕面市、門真市、大阪狭山市

奈良県 (26市町村)

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、奈良市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、田原市、曽爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町

京都府 (9市町)

福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、城陽市、長岡京市、八幡市、京田辺市、精華町

滋賀県 (4市)

大津市、近江八幡市、甲賀市、野洲市

兵庫県 (27市町)

姫路市、尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、川西市、三田市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、福崎町、太子町

徳島県 (11市町)

倉敷市、玉野市、松山市、高梁市、備前市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、矢野町

香川県 (5市町)

善通寺市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、宇津町

福岡県 (13市町)

直方市、中間市、筑紫野市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、那珂川市、須恵町、新宮町、芦屋町、桂川町

鹿児島県 (7市町)

鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、与

部活動の地域展開等の進捗状況（休日）

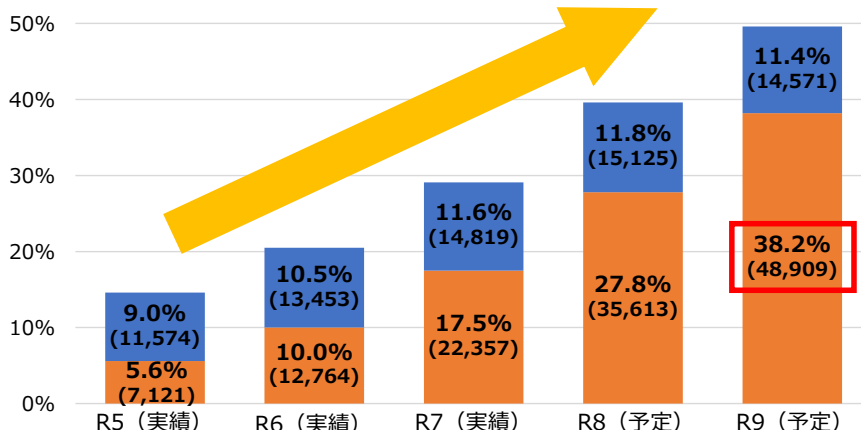
- 「改革推進期間」が始まった**令和5年度以降**、部活動の地域展開等が着実に進捗
- 「改革実行期間」の2年目となる**令和9年度**には、**約38%の部活動が地域展開**し、地域クラブ活動となる予定。**地域展開に取り組む市区町村も、約77%にまで上昇**する見込み。

◆部活動数

(スポーツ・文化芸術合計)

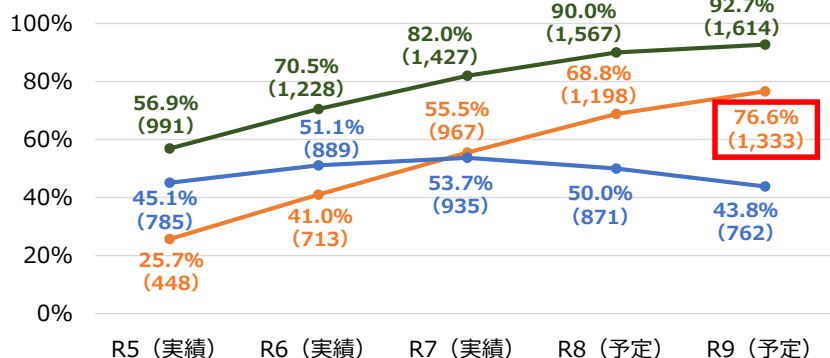
■ 地域展開（地域クラブ活動）

地域連携（合同部活動・部活動指導員）



◆市区町村数

(スポーツ・
文化芸術合計)



【出典】部活動改革の取組状況に関する調査
(スポーツ庁・文化庁)

＜調査期間＞ 2026年4月22日～5月22日
＜調査対象＞ 全ての都道府県、市区町村等

※1 「地域展開」は、地域展開が完了している、又は地域展開に取り組んでいる状態、「地域連携」は、合同部活動の実施と部活動指導員の活用の両方又はいずれかを行っている状態を指す

※2 部活動数の母数を128,000部（スポーツ100,000部、文化芸術28,000部）として割合を算出

学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いについて

現行の中学校学習指導要領の記載

※高等学校学習指導要領も同内容

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

次期改訂に向けた方向性

中央教育審議会 教育課程企画特別部会
次期学習指導要領等に向けた審議まとめ（素案）（8/31）

- 「部活動」と部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」の双方について記載
- 「部活動」については、意義・位置づけなど基本的な事項は現行の記載を維持しつつ、①体罰や暴言、事故等の防止、②学校における働き方改革の推進に関する記載を充実
- 「地域クラブ活動」については、新たに、その位置づけや学校との適切な連携等について記載

※ 高等学校等に関しては、「部活動」についてのみ記載

※ 教師の兼職兼業、学校施設の有効活用等を含め、具体的な内容や補足的な事項等は学習指導要領解説で記載

【今後のスケジュール】

令和8年度中 中教審 答申 ⇒ 学習指導要領の改訂

部活動の地域展開等に関する情報発信について

部活動改革ポータルサイト

学校部活動の地域展開等に係る情報を一元化

— 新たなガイドラインや予算事業、全国の実践事例、各種広報資料を掲載

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm



全国の自治体の取組

事例集（右）や事例動画（左）により、全国の自治体の取組を紹介！



啓発ポスター・イメージ動画



（右）部活動の地域展開に関するイメージ動画
地域展開のコンセプトを2分弱のショート動画で表現
（左）部活動の地域展開に関する啓発ポスター
地域展開の概要や改革の進め方を分かりやすく記載
★令和8年2月に「改革実行期間」Ver.を公開！

ガイドライン解説動画・関連記事

（左）部活動改革に関する新たなガイドライン
河合長官による解説動画
（右）文部科学省広報誌「ミラメク」



地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック



地域クラブ活動を創設・運営する際に必要となる具体的なアクションを詳説！



教職課程において「性的指向及びジェンダーアイデンティティ」に関する内容を取り扱う各大学の例

※ 「性的指向及びジェンダーアイデンティティ」の定義は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」第2条に定めるところによるものとする。

千葉大学

『保健科教育法（性教育）』において、「性の多様性とセクシャルマイノリティについて」を扱い、人間の「性」について多面的な理解・考察を深める。

（「教科及び教科の指導法に関する科目」に位置付け）

関西大学

『ジェンダーと教育』において、ジェンダーと教育に関わる複雑な状況を解きほぐし、その理解を深める。

（「教育の基礎的理解に関する科目」に位置付け）

鹿児島大学

『生徒・進路指導論』において、学校現場における事例の検討などを通じて、「性に関する課題」等についての考察を深める。

（「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に位置付け）

岡山理科大学

『教職実践演習』において、性の多様性をはじめとした人権教育の実際について解説し、具体的な実践の在り方について協議する。

（「教育実践に関する科目」に位置付け）

鳴門教育大学

『性に関するダイバーシティ教育論』において、学校現場の現状と課題を理解した上で、具体的な教育的処遇を具体化できる力を身に付ける。

（「大学が独自に設定する科目」に位置付け）

札幌大谷大学

『教師論』において、「学校安全やジェンダーに関する取り組み」を扱い、教員に求められる資質・能力や学校内外での連携の取組について理解する。

（「大学が独自に設定する科目」に位置付け）